

経済産業省 製造産業局 生活製品課 御中

**令和6年度国際ルール形成・市場創造型標準化
推進事業費（ルール形成戦略に係る調査研究
（繊維産業における責任ある企業行動に関する
ルール形成戦略調査））**

最終報告書

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2025年3月31日

目次

1. 事業実施概要

2. 監査要求事項・評価基準の精緻化・策定の検討

3. 第三者監査の運用体制の検討

4. 国際ルール形成に関する検討等

4－1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等

4－2. ルール形成によって創造・拡大出来る国際市場の規模の調査

5. ワーキンググループ及び研究会の開催

5－1. ワーキンググループ

5－2. 研究会

本事業の背景・目的及び実施内容

事業背景

- ▶ 近年、繊維産業においては、環境配慮・責任あるサプライチェーン管理といったサステナビリティへの対応が必須となりつつある。欧州においてはサプライチェーンのデュー・ディリジェンスを義務化する動きが進んでおり、我が国においても、2022 年 7 月に日本繊維産業連盟により「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」が策定され、取組を進めているところである。
- ▶ これらの取組の一環として、バイヤー企業が、自社あるいは第三者による取引先工場の監査を実施するケースが増えているが、複数のバイヤー企業と取引を行うサプライヤー企業や海外企業と取引を行っている日本企業は、バイヤー企業により求められる基準に相違がある、日本の産業実態とは異なる対応を要請されるなど、大きな負担となっているとの指摘の声が出ている。他方、日本の繊維産業は、人材確保策の観点から海外から多数の技能実習生の受け入れを行っているが、欧米からは人権侵害を指摘されるケースも散見されている。繊維産業の持続可能性や今後成長が見込める海外市場への展開も踏まえると、日本がその対応に遅れを取れば、国際的なサプライチェーンから排除されるリスクもあり、この問題への対応は必要不可欠になっている。
- ▶ このような状況を踏まえ、令和 5 年度、経済産業省では、「令和 5 年度繊維産業における責任ある企業行動に関するルール形成戦略調査」の一環として「繊維産業における責任ある企業行動ルール形成戦略研究会」を開催し、既存の国際認証やイニシアティブ等を参照しながら、日本国内の繊維産業の実態を踏まえた監査要求事項の項目案を整理した。

目的・実施内容

- ▶ 目的：本事業では、令和 5 年度に実施した調査事業にて整理した監査要求事項の項目案（84項目）を基に、監査要求事項及び評価基準の精緻化・策定をする。将来的な認証制度への移行を視野に、策定する監査要求事項及び評価基準を基にした第三者監査制度を含めた全体スキームの運用体制の効果的な手法・スキーム等についての検討する。加えて、将来的な国際ルール形成（国際的なフォーラム標準又はISO規格等の国際標準を含む）を見据え、欧米イニシアティブ等との連携可能性に係る情報収集や意見交換等を行うことで、日本の繊維産業における人権問題への取組の更なる推進及び我が国繊維産業の国際競争力強化に資する方向性について調査・検討を実施する。
- ▶ 実施内容：
 1. 監査要求事項・評価基準の精緻化・策定の検討
 2. 第三者監査の運用体制の検討
 3. 国際ルール形成に関する検討等
 1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等
 2. ルール形成によって創造・拡大出来る国際市場の規模の調査
 4. ワーキンググループ及び研究会の開催

1. 事業実施概要

本事業における事業内容

仕様書記載事項（一部抜粋）	実施内容
（１）監査要求事項・評価基準の精緻化・策定の検討	
▶ 令和５年度整理した監査要求事項の項目案をもとに、当該内容の精緻化を行う。（監査要求事項の項目案については、国内の繊維企業の実態や人権に係る国際的な議論の動向を踏まえる） ▶ 監査に必要な評価基準及び判定要領等の詳細を検討の上、策定する。 ▶ 監査要求事項・評価基準の精緻化に際して、当該内容の法的整合性を担保する観点から弁護士事務所等の知見を活用したリーガルチェックを行うものとする。	▶ 令和５年度に整理した監査要求事項の項目案（84項目）をもとに、監査要求事項・評価基準（JASTI）の精緻化を行った。なお、JASTIの精緻化にあたっては、WG委員・オブザーバー、関係省庁からのご意見や外部専門家・検査機関の知見等を踏まえながら検討を行った。 ▶ また、JASTIにおける判定基準についても整理した。 ▶ JASTI案の内容について法的整合性を担保する観点から、法律事務所（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）によるリーガルチェックを実施した。
（２）第三者監査の運用体制の検討	
▶ 上記（１）を基にした第三者監査を含めた全体スキーム、監査実施方針、監査員の要件・監査員の育成方法、監査結果判定等を行う組織、監査結果に対する合否基準等について、検討・整理し、令和６年度中に運用開始が可能なスキームについて提案する。 ▶ 第三者監査の運用状況も考慮しつつ、将来的な認証制度の創設に必要な体制・スキーム等の検討も行うこととし、有識者、業界団体、認証機関等にヒアリングを実施し、整理を行う。	▶ 業界団体や関係者等との協議やWG等での議論を踏まえ、JASTIに基づく第三者監査の運用体制について整理した。 ▶ 監査員の要件・育成方法、判定基準（有効期間設定等を含む）等について、国際イニシアチブ、国際監査団体等の事例を収集・整理した。 ▶ 将来的な認証制度の創設に必要な体制・スキーム等の検討に際しては、国内外の政府が主導する認証の事例を特定し、ヒアリングを実施した。
（３）国際ルール形成に関する検討等	
① 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等 ▶ 策定する監査要求事項・評価基準と既存の国際認証及び国際イニシアティブとの連携、相互承認の可能性について、デスクトップ調査を行うとともに、他国政府や国際機関等にヒアリング調査を行う。（繊維産業に特化した取組の他、他産業・業種横断的なものも含めた先事例を調査するとともに、相互承認等における課題や、実現しうる場合の方策を含めた技術的検討を行い、整理する） ▶ 国際標準の開発・利用に向けて、特に重要となる技術動向等について情報収集等を行い、有効性等についての検討を行う。 ▶ 国際イニシアティブ等との相互承認等を念頭に置いた際に、日本の繊維産業の実態等を踏まえ追加的に必要と思われるより高いレベルの要求事項についても検討・論点整理を行い、整理する。 ② ルール形成によって創造・拡大出来る国際市場の規模の調査 ▶ グローバルな繊維産業の動向を踏まえつつ、例えば、最終製品や生地等中間製品ごとに、ルール形成を通じた主に欧州市場開拓のための課題を把握・分析するとともに、ルール形成によって見込まれる日本の繊維産業の市場規模やメリット等について、デスクトップ調査の上、整理する。	▶ 国際イニシアティブ等に対して、JASTIとの互換・相互承認等を含む協業可能性に係るヒアリングを実施した。（対象：SLCP、SA8000、WRAP、BCI、BSCI） ▶ 加えて、JASTIの将来的な認証制度化を念頭に、国内外における政府主導の認証制度の机上調査、ヒアリングを実施し、（各認証の国際標準化に係る動向・方針等について整理した（ISO活用例、技術動向等の内容を含む） ▶ 先進的な国際イニシアチブ（BSCI等）と、現状のJASTI案との要求事項の包摂範囲の比較検討等を実施した。 ▶ 人権DD推進関連の国際機関の取組（イニシアチブ・国際標準等）、及び欧州等の法制度の動向についても追加的に調査を実施した。 ▶ 日本から欧州等主要国への輸出拡大が見込まれる主要品目（対象：川中製品及び川下製品）に係る戦略仮説から分析対象を抽出し、該当する品目コードに紐づけた国際貿易統計分析を実施した。
（４）ワーキンググループ及び研究会の開催	
▶ （１）～（３）の検討のために、関係者によるワーキンググループ（WG）及び研究会の運営を行う。	▶ 有識者・業界関係者等から構成されるJASTI策定検討WG計4回開催し、委員及び関係者等との各種調整、資料作成、WGの運営等を実施した。 ▶ 加えて、WGの検討結果を踏まえ、（令和５年度に設置した）繊維産業における責任ある企業行動ルール形成戦略研究会を開催し、委員等との各種調整、資料作成、研究会の運営業務を実施した。

本事業実施スケジュール

時期	2024年												2025年							
	7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後		
マイル ストーン	▼KOM		WG#1▼ (9/9)				WG#2▼ (10/24)				WG#3▼ (12/25)				WG#4 ▼ (2/28)				最終報告▼ ▼研究会 (3/11)	
委託内容	(1) 監査要求事項・評価基準の精緻化・策定の検討																		←リーガルチェック→	
(1)	1-1 監査要求事項確定・評価基準の詳細化 1-2 評価基準の最終化																			
(2)	2-1 机上調査・取り纏め 2-2 ヒアリング実施・取り纏め																			
(3) ①	(3) 国際ルール形成に関する検討等 ①国際標準を開発・利用することについての有効性調査等 3①-1 机上調査・取り纏め 3①-2 ヒアリング実施・取り纏め																			
(3) ②	②ルール形成によって創造・拡大出来る国際市場の規模の調査 3②-1 データ収集・分析 3②-2 分析結果取り纏め																			
(4)	(4) ワーキンググループ及び研究会の開催 4-1 事前準備（日程調整・ロジ手配・WG及び研究会資料作成等）／事後対応（議事録作成・謝金支払等）（各回）																			
(5)	(5) 調査報告書の作成 5-1 最終報告書作成																			

目次

1. 事業実施概要

2. 監査要求事項・評価基準の精緻化・策定の検討

3. 第三者監査の運用体制の検討

4. 国際ルール形成に関する検討等

4－1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等

4－2. ルール形成によって創造・拡大出来る国際市場の規模の調査

5. ワーキンググループ及び研究会の開催

5－1. ワーキンググループ

5－2. 研究会

事業内容（１）に係る仕様書記載事項及び実施内容

仕様書記載事項（一部抜粋）	本事業での実施内容
（１）監査要求事項・評価基準の精緻化・策定の検討	
▶ 令和５年度整理した監査要求事項の項目案をもとに、当該内容の精緻化を行う。（監査要求事項の項目案については、国内の繊維企業の実態や人権に係る国際的な議論の動向を踏まえる） ▶ 監査に必要な評価基準及び判定要領等の詳細を検討の上、策定する。 ▶ 監査要求事項・評価基準の精緻化に際して、当該内容の法的整合性を担保する観点から弁護士事務所等の知見を活用したリーガルチェックを行うものとする。	▶ 令和５年度に整理した監査要求事項の項目案（84項目）をもとに、監査要求事項・評価基準（JASTI）の精緻化を行った。なお、JASTIの精緻化にあたっては、WG委員・オブザーバー、関係省庁からのご意見や外部専門家・検査機関の知見等を踏まえながら検討を行った。 ▶ また、JASTIにおける判定基準についても整理した。 ▶ JASTI案の内容について法的整合性を担保する観点から法律事務所（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）によるリーガルチェックを実施した。

令和5年度の検討結果を踏まえ、本事業では要求事項84項目について、以下の通り最終化を行った（1/3）

1. “Forced Labour”（強制労働）

身体的または心理的暴力を禁止する基準
金銭の預託及び保証、個人の所有物の預託の禁止に関する基準
違法・過大な控除の基準
労働者の身分証明書および所有物(ID、パスポート等)の預託に関する基準
労働者の行動の自由に関する基準
残業の命令に関する基準
懲戒処分に関する基準
プライバシー保護の基準
囚人労働の使用に関する基準

2. “Child labour”（児童労働）

児童労働に関する法令遵守方針の基準
労働者の年齢記録の保持に関する基準
児童労働の是正方針に関する基準(児童労働者とその家族への支援を含む)
若年労働者の雇用に関する基準
若年労働者の労働条件に関する基準
若年労働者の労働時間に関する基準

3. “Discrimination”（差別・ハラスメント）

性別に基づく差別の禁止に関する基準
障害者の差別の禁止に関する基準
労働組合に係る差別の禁止に関する基準
組織の苦情処理メカニズムを利用した労働者に対する差別の禁止に関する基準
採用段階での差別の禁止に関する基準
職場における女性の権利に関する基準
性的搾取・ハラスメントに関する基準
業績評価に関する基準(昇進、研修)
在宅勤務者に関する基準

4. “Freedom of association” （結社の自由・団体交渉権）

労働組合等に関する基準
団体交渉等に関する基準

令和5年度の検討結果を踏まえ、本事業では要求事項84項目について、以下の通り最終化を行った（2/3）

5. “Health and Safety”（労働安全衛生）

職場における安全に関する基準 - 法令遵守
職場における安全に関する基準
建物の安全性の検証と保全に関する基準
機械・設備等の安全保持に関する基準
電気機器の安全性に関する基準
火災対策に関する基準(訓練、設備、標識)
非常口の定期的・計画的な整備に関する基準
緊急応急処置用品に関する基準
労働者の作業用具の費用(個人用保護具とユニフォームを含む)に関する基準
防災と避難手順に関する基準
化学物質の取り扱い係るに安全手順に関する基準
安全装置と個人用保護具に関する基準
労働災害記録の管理に関する基準
定期健康診断に関する基準
労働者が安全な飲料水を利用することに関する基準
労働者が職場の適切な衛生施設(シャワー/トイレ/更衣室など)を利用することに関する基準
職場条件(空気質、照明、騒音)に関する基準
安全で適切な施設の条件に関する基準（労働者のための寮や食堂を含む）
地域における流行疾病の予防・治療に関する基準
安全衛生に関する教育の基準
事故時の対応手順に係る教育に関する基準
手順とベストプラクティスに対する労働者の意識に関する基準

6. “Social Benefits”（雇用及び福利厚生）

雇用に関する基準-国内規制の法令遵守
雇用条件の通知に関する基準
書面による法的拘束力のある労働契約の締結に関する基準
労働者の権利と義務を定めるための労働契約の形式の使用に関する基準
労働者が理解可能な言語による明瞭な雇用契約に関する基準
解雇に関する基準
労働者の休憩(食事休憩など)の権利に関する基準
労働時間と時間外労働の管理に関する基準
時間外労働と報酬に関する基準
労働者の社会保険の加入に関する基準
年金・社会保障給付に関する基準
週休制に関する基準
有給休暇に関する基準（祝日、年次休暇、病気休暇等）
特別休暇(病気休暇、結婚休暇、家族休暇等)の基準
産前産後の配慮に関する基準

令和5年度の検討結果を踏まえ、本事業では要求事項84項目について、以下の通り最終化を行った（3/3）

7. “Salaries”（賃金）

適正かつ適時な賃金支払いに関する基準
法定されていない賃金控除に関する基準
賃金補償に関する基準と方針
法的に認められた控除に関する基準
産業別・地域別の最低賃金に関する基準
生産、ノルマ、または出来高払いの現実的な作業目標に関する基準
給与記録と給与明細に関する基準
最大労働時間に関する基準

8. “Due Dilligence”（デューディリジェンス）

人権に関する方針・手続きの基準
人権侵害に関する苦情処理メカニズムの基準
苦情処理手続きの透明性とアクセスに関する基準
人権に係るリスク評価に関する基準
人権への負の影響の防止と軽減に関する基準
特定された人権侵害の是正に関する基準
職場における労働基本権の管理手順に関する基準

9. 外国人労働者

債務による束縛の基準
労働者が理解可能な安全手順に関する基準
透明性のある採用プロセスに関する基準（人材斡旋業者等を介するものを含む）
雇用/人材斡旋業者等による組織の労働方針の遵守に関する基準
採用手数料に関する基準
外国人労働者、季節労働者、臨時労働者、非フルタイム労働者の労働権保護に関する雇用契約の基準

JASTI監査要求事項の策定に際しては、ILO中核的労働基準の原則の要請の包摂を担保するため、中核的労働基準の原則との関係性について整理を実施した

- JASTI監査要求事項の84項目がILO中核的労働基準の原則の要請を満たしていることを確認するため、各要求事項とILO中核的労働基準の原則との関係性について整理を行うとともに、JASITにおける要求事項の内、中核的労働基準の原則の包摂を担保する要求項目の特定を行った。

強制労働の禁止 (ILO 29, 105)

ILO中核的労働基準の原則の包摂を担保する項目

▶ “ILO INDICATORS OF FORCED LABOUR”

(2012) < <https://www.ilo.org/media/353791/download> >

に規定される11の指標の該否から判定

▶ 強制労働を疑う 11 の指標：

- ▶ 脆弱性の悪用、欺瞞、移動の制限、隔離、身体的・性的暴力、脅迫と脅し、身分証明書の保持、賃金の差し止め、借金による束縛、虐待的な労働・生活条件、過度の時間外労働

出所：ILO

▶ 強制労働廃止（1957年 第105号条約）

1930年の強制労働条約（第29号）を補強・補完する条約

- a. 政治的な圧制もしくは教育の手段または、政治的な見解、既存の政治的・社会的制度もしくは経済的制度に思想的に反対する見解をいだき、または発表することに対する制裁
- b. 経済的発展の目的のために労働力を動員し利用する方法
- c. 労働規律の手段
- d. ストライキに参加したことに対する制裁
- e. 人種的・社会的・国民的または宗教的差別待遇の手段

#	項目	該否判定		判定理由	備考
		ILO29	ILO105		
1-1	身体的または心理的暴力の使用を禁止するポリシーの基準	✓	✓	「身体的・性的暴力、脅迫と脅し」に該当	—
1-2	金銭の預託、金銭的保証、または個人の所有物の保持の禁止に関する基準	✓	✓	「賃金の差し止め」に該当	—
1-3	違法・過大な控除・手数料(採用手数料を含む)の基準	✓	✓	「借金による束縛」に該当	「違法・過大な」と記載することに関して懸念。採用手数料そのものが違法。但し実態にかんがみると、段階的是正とするのが妥当か
1-4	労働者の文書と私物(ID、パスポート)の保持に関する基準	✓	✓	「身分証明書の保持」に該当	—
1-5	労働者の移動と移動の自由に関する基準	✓	✓	「移動の制限」に該当	—
1-6	残業拒否権の基準	✓	✓	「過度の時間外労働」に該当	—
1-7	懲戒処分の記録の基準	✓	✓	「処罰の脅威」に該当	—
1-8	プライバシー保護の基準	✓	✓	「虐待的な労働・労働条件」に該当	—
1-9	囚人労働の使用に関する基準	✓	✓	「脆弱性の悪用」に該当	—

児童労働の禁止（ILO 138, 182）

ILO中核的労働基準の原則の包摂を担保する項目

就業の最低年齢に関する条約（第138号条約、1973年）

最低年齢は義務教育終了年齢後、原則15歳
ただし、軽労働については、一定の条件の下に13歳以上15歳未満
危険有害業務は18歳未満禁止

開発途上国のための例外：
就業最低年齢は当面14歳、軽労働は12歳以上14歳未満

最悪の形態の児童労働に関する条約（第182号、1999年）

18歳未満の児童による「最悪の形態の児童労働」の禁止と撤廃
を確保するために、即時の効果的な措置を求める

- ① 人身売買、徴兵を含む強制労働、債務労働などの奴隷労働
- ② 売春、ポルノ製造、わいせつな演技に使用、斡旋、提供
- ③ 薬物の生産・取引など不正な活動に使用、斡旋、提供
- ④ 児童の健康、安全、道徳を害するおそれのある労働

出所：ILO

#	項目	該否判定		判定理由	備考
		ILO138	ILO182		
2-1	児童労働法令遵守方針の基準	✓		該当（自明）	—
2-2	労働者の年齢記録の維持に関する基準	✓		該当（自明）	—
2-3	児童労働是正方針の基準（児童労働者とその家族への支援を含む）	✓		該当	是正方針も幅広く該当と含めてよいと判断できる
2-4	若年労働者の雇用・雇用基準	✓		該当（自明）	—
2-5	若年労働者の労働条件に関する基準	✓	✓	該当（自明）、ILO182④の危険・有害労働に該当	—
2-6	若年労働者の労働時間に関する基準	✓	✓	該当（自明）	—

2. 監査要求事項・評価基準の精緻化・策定の検討 監査要求事項の最終化に向けた検討

差別の撤廃（ILO 100, 111）

ILO中核的労働基準の原則の包摂を担保する項目

同一報酬（1951年 第100号条約）

この条約は同一の価値の労働に対しては性別による区別を行うことなく同等の報酬を与えなければならないと決めたものである。条約は報酬について定義を下し、金銭であると現物であるとを問わず、直接または間接に使用者が労働者に対して支払う報酬で労働者の雇用から生ずるものを含む、とする。

報酬を同一労働に対して男女同等に支払う、という原則を確立する方法として、

- ▶ 国内法令、
- ▶ 法令によって設けられまたは認められた賃金決定制度、
- ▶ 使用者と労働者との間で締結された労働協約、

これらの各手段の組み合わせ、を規定している。

出所：ILO

差別待遇（雇用・職業）（1958年 第111号条約）

この条約は、雇用と職業の面で、どのような差別待遇も行われてはならないことを規定したものである。ここにいう差別待遇とは「人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身、門地などに基づいて行われるすべての差別、除外または優先で、雇用や職業における機会または待遇の均等を破ったり害したりする結果となるもの」をいうが、特別の条件を必要とする特定の義務についての差別・除外または優先は、差別待遇とはみなされない。

資料2-1

雇用及び職業についての差別待遇に関する条約
(ILO第111号条約)

1. 採択年と批准国数
本条約は、1958年のILO（国際労働機関）第42回総会で採択された。2023年4月現在の批准国は175カ国である（G7のうち、英、仏、独、加、伊は批准済み、日、米は未批准）。

2. 条約の概要
○ 第111号条約は、雇用及び職業における、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基づく差別待遇の除去を目的としている。
○ 具体的には、差別待遇を除去し、雇用又は職業の機会及び待遇の均等の促進を目的とする国家の方針を明らかにし、
①当該方針の遵守に適合とされる法令を制定すること
②当該方針と両立しない全ての法令の規定を廃止し、行政上の全ての命令又は慣行を修正すること
とされている。

出所：厚生労働省

#	項目	該否判定		該当判定理由	備考
		ILO 100	ILO 111		
3-1	性別に基づく差別の禁止に特化して関連する基準	✓	✓	報酬&雇用・待遇	
3-2	障害者の差別の禁止に関する基準	✓	✓	雇用・待遇	
3-3	労働組合に関する差別の禁止に関する基準			—	「結社の自由・団体交渉権の承認」により該当する項目と判定（ILO 98）
3-4	組織の苦情処理メカニズムを利用した労働者に対する差別の禁止に関する基準			—	ILO中核的労働基準には該当しないが別途ILO基準有
3-5	採用段階での差別に関する基準		✓	雇用の機会	
3-6	職場における女性の権利に関する基準		✓	待遇の均等	
3-7	性的搾取・ハラスメントに関する基準		✓	待遇の均等	
3-8	業績評価等(昇進、研修)における差別に関する基準	✓	✓	報酬&待遇の均等	
3-9	在宅勤務者の基準	✓	✓	—	

差別の撤廃に関するILO 111号条約との関係での問題について、(a) 障害者の差別、(b) 在宅勤務者を含む契約形態に基づく差別のいずれについても、ILO 111号条約が禁止する差別理由の対象に一応含まれていることを確認。ILO 111号条約は、人種等7つの項目に基づく差別を明示的に禁止しているが、(a)、(b)はその7つには明示的には含まれない。一方、ILO 111号条約についての各国に対する勧告の中で、(a)、(b)への対処について言及されている。((a)につきNamibia (2021), Ghana (2020)など、(b)につきIndia (2019), Korea (2013)など)。

結社の自由・団体交渉権の承認（ILO 87, 98）

ILO中核的労働基準の原則の包摂を担保する項目

結社の自由・団結権保護（1948年 第87号条約）

この条約で定められている主なことは以下の通り。

労働者及び使用者は、事前の許可を得ないで、自らが選択する団体を設立し、加入することができる。労使団体（連合体も含む）は、規約を作り、完全な自由の下にその代表者を選び、管理・活動について決定することができる。行政機関はこれらの権利を制限し、その合法的な行使を妨げ、または、労使団体を解散し、活動を停止してはならない。労使団体は以上の権利を行使するに際してはその国の法律を尊重しなくてはならない。他方、その国の法律は、この条約に規定する保障を害するようなものであってはならない。

出所：ILO

団結権・団交権（1949年 第98号条約）

労働者は、労働組合に加入しない、または労働組合から脱退することを雇用条件とされ、組合員であるという理由や労働時間外または使用者の同意を得て労働時間中に組合活動に参加したという理由などで解雇され、その他不利益な取扱いを受けるといった差別待遇から十分な保護を受ける。

労働者団体及び使用者団体は、その設立・任務遂行・管理などに関して、それぞれ相互に干渉を行うこと（直接・間接を問わず）がないように保護を受ける。特に、労働者団体を使用者またはその団体の支配の下に置くためにする行為（例えば、使用者またはその団体に支配される労働組合の設立促進・労働組合に対する経理上、その他の援助）に対する十分な保護を行う。労使間の自主的交渉のための手続の発達や利用奨励のため、必要がある場合には適当な措置をとる。

企業における協力勧告は、団体交渉制度の範囲内でないものまたは雇用条件の決定に関する他の制度によって取り扱われない事項について、企業における労使間の協議・協力を促進するための措置について定めている

#	項目	該否判定		該当判定理由	備考
		ILO 87	ILO 98		
4-1	労働組合等の基準	✓	✓	自明	項目3-3と同様（再掲）
4-2	結社の自由と団体交渉が法律で支持されていない国における労働者代表の形成に関する基準	✓	✓	自明	—

安全で健康な労働条件（ILO 155, 187）

※ILO187は枠組み条約のため個別項目の該否判定対象外

ILO中核的労働基準の原則の包摂を担保する項目

#	項目	該否判定 (ILO 155)	該当判定理由	備考
5-1	職場における安全に関する基準 - 法令遵守	✓	ILO155に規定の趣旨より該当と判断	5-2以下の法令遵守を規定する包括項目として位置づけ
5-2	職場の安全に関する基準	✓		※個別項目詳細な現地法令等との該否についてはこの段階では精査されていないことに留意
5-3	建物の安全性の検証と維持のためのポリシーの基準	✓		
5-4	機械設備及び材料の安全保持に関する基準	✓		
5-5	電気機器の安全性に関する基準	✓		
5-6	火災対策の基準(訓練、設備、標識)	✓		
5-7	非常口の定期的・計画的なメンテナンスの基準	✓		
5-8	緊急応急処置キットの基準	✓		
5-9	労働者の設備費(PPEとユニフォームを含む)に関する基準。	✓		
5-10	文書化された危機管理計画と公開されている避難手順の基準	✓		
5-11	化学物質の取り扱いに関する安全手順に関する基準	✓		
5-12	安全装置と個人用保護具の基準	✓		
5-13	事故記録のモニタリング基準	✓		
5-14	定期健康診断の基準	✓		
5-15	労働者の安全な飲料水へのアクセスに関する基準	✓		
5-16	職場のまともな衛生施設(シャワー/トイレ/更衣室など)への労働者のアクセスに関する基準	✓		
5-17	職場条件(空気質、照明、騒音)に関する基準	✓		
5-18	労働者の寮や食堂を含む安全で適切な住居条件に関する基準		—	幅広く解釈すれば該当判定とすることも可能だが、狭義では非該当判定でも構わない
5-19	地域・地域における流行疾病の予防・治療に関する基準		—	COVID19を背景に追加した項目
5-20	健康と安全の問題に関するトレーニングの基準	✓	ILO155に規定の趣旨より該当と判断	—
5-21	事故時の作業員の対応手順に関する研修基準	✓		
5-22	手順とベストプラクティスに対する労働者の意識に関する基準		—	—

資料3-1

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約
(ILO第155号条約)

1. 採択年及び批准国数
本条約は、1981年ILO第67回総会で採択された。2023年5月現在の批准国は76カ国である（G7はいずれも未批准）。

2. 条約の概要
本条約は、就業に関連した事故及び健康障害を防止することを目的として、職業上の安全及び健康並びに作業環境について加盟国が一貫した政策を策定するとともに、その実施のために国の段階及び企業の段階において必要な措置がとられるべき旨を規定したものである。

この条約で定められている主な内容は次のとおりである。

- (1) 権限ある機関は、①危険の程度に応じた企業に係る計画等の決定、②規制すべき危険作業、有害物質等の決定、③職業上の事故及び疾病の届出手続きの制定、④重大な事故及び疾病の調査の実施、⑤事故及び健康障害の情報の刊行、⑥化学的、物理学的、生物学的な危険因子の試験制度、が実施されることを確保すること。
- (2) 使用者は、労働者の安全及び健康を確保すること。
- (3) 2以上の企業が同一作業場で同時に活動する場合職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する措置について互いに協力すること。
- (4) 企業における労働者代表が職業上の安全及び衛生の分野で使用者と協力すること。

(資料3-1)ILO第155号条約(概要) (mhlw.go.jp)

参考：外国人労働者（※JASTI独自項目）

- ▶ 大項目9「外国人労働者」については、ILO中核的労働基準の5分野を構成する個別分野の包摂性担保の対象となる項目ではないが、以下参考として、各項目とILO中核的労働基準の原則との関係性を整理している

#	項目	（参考）ILO中核的労働基準との該当	判定理由	備考
9-1	債務による束縛の基準	✓	ILO29強制労働に係る11指標の「借金による束縛」に該当と判断	—
9-2	安全手順が現地の言語で書かれている/労働者が理解できるかどうかの基準	✓	ILO155安全衛生基準に該当と判断	—
9-3	労働斡旋業者を通すものを含む、透明性のある採用プロセスに関する基準	✓	ILO29強制労働に係る11指標の「欺瞞」に該当と判断	—
9-4	雇用/人材紹介会社による組織の労働者の権利方針の遵守に関する基準	✓	ILO29強制労働に係る11指標の「欺瞞」に該当、及び、ILO111雇用における差別禁止に該当と判断	—
9-5	採用手数料の基準		—	10条約には該当しないが、労働者側が採用手数料を負担することを禁じているILO181号条約に該当。
9-6	移民労働者、季節労働者、臨時労働者、非フルタイム労働者の労働権保護に関する契約雇用の基準	✓	ILO111雇用における差別禁止、及び強制労働の基準など複数に該当と判断	—

JASTI案の監査要求事項・評価基準の策定に際しては、WGでの協議及びリーガルチェックに加え、以下に記載の関係各所の意見・レビューを踏まえて実施した。

- ▶ **JASTI案（監査要求事項、評価基準（監査員の確認事項）、重要度、改善すべき事項、判定基準等）**を作成するにあたり、主に以下のようなインプットやWG等における議論を踏まえ、JASTI案の精緻化・詳細化を行った。
 - WGの委員・オブザーバー、関係省庁からのご意見
 - リーガルチェック（西村あさひ法律事務所様）※詳細は次頁
 - JASTI外部専門家・主要検査機関との協議（企業の実務や、実際の現地監査の観点）
 - その他、文章の記載ぶりや文言の統一・統合等

※「**要求事項**」は、一部必要な項目には、国内法に関する特記事項（主に適用除外や許容範囲等）を「注」として記載。

※「**評価基準**」については、監査員が確認するポイントとなるため、「監査員の確認事項」のサブタイトルを付記。これに伴い、一部、確認するポイントや留意事項も記載。

※「**重要度**」及び「**重要度判定基準**」は、各種ご意見に加え、実務上の観点から必要と思われる部分も考慮。

※**監査要求事項 8 4 項目のタイトル**についても、要求事項の内容との整合・日本語表現の適切化の観点で、全体的に見直しを実施。

JASTI案の内容について、法的整合性を担保する観点から西村あさひ法律事務所・外国法共同事業に依頼し、リーガルチェックを実施した。

リーガルチェックの主な観点

- ✓ 監査要求事項、評価基準（監査員の確認事項）の内容について、国内法令との整合性・齟齬や不足がないか、また国内法令を上回る要求等を確認。
- ✓ 「5. 労働安全衛生」に関しては、労働安全衛生法・労働安全衛生法施行令・労働安全衛生規則の範囲内で、根拠法令（規定）の有無や整合について確認。
- ✓ 国際的な人権基準との関係で整合性についても適宜コメント。

リーガルチェックの結果を踏まえた対応

- ✓ 国内法令との整合性の観点で、項目名や監査要求事項・評価基準の表現・記載内容について、一部修正を実施（国内法令との関係で、過不足ありと思われる部分も修正）。
- ✓ 国内法令を上回る内容のうち、国内法令に規定や詳細はないものの、国際基準に照らして遵守が必要あるいは望ましい内容は、要求事項等に残す整理を実施。

監査要求事項・評価基準については計4回のWGでの議論を経て最終化を行った 監査要領・監査関連資料一式についても、同様にWGで議論・整理

- JASTI案及びJASTI監査関連資料一式について、下表の通り作成した

#	資料名	閲覧者（想定公表範囲）	
		被監査企業	監査員
1	JASTI案（全体版）	—	○
2	「要求事項・重要度」	○	○
3	「改善すべき事項」	○	○
4	「判定基準」	—	○
5	「JASTI監査要領」	○	○
6	「工場プロフィール」	○	○
7	「監査時必要資料」（①監査側用）	—	○
8	「監査時必要資料」（②被監査企業用）	○	○
9	「監査スケジュール」	○	○
10	「監査レポート（現場確認用）」	○	○
11	「監査レポート（最終判定用）」	○	○

目次

1. 事業実施概要

2. 監査要求事項・評価基準の精緻化・策定の検討

3. 第三者監査の運用体制の検討

4. 国際ルール形成に関する検討等

4－1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等

4－2. ルール形成によって創造・拡大出来る国際市場の規模の調査

5. ワーキンググループ及び研究会の開催

5－1. ワーキンググループ

5－2. 研究会

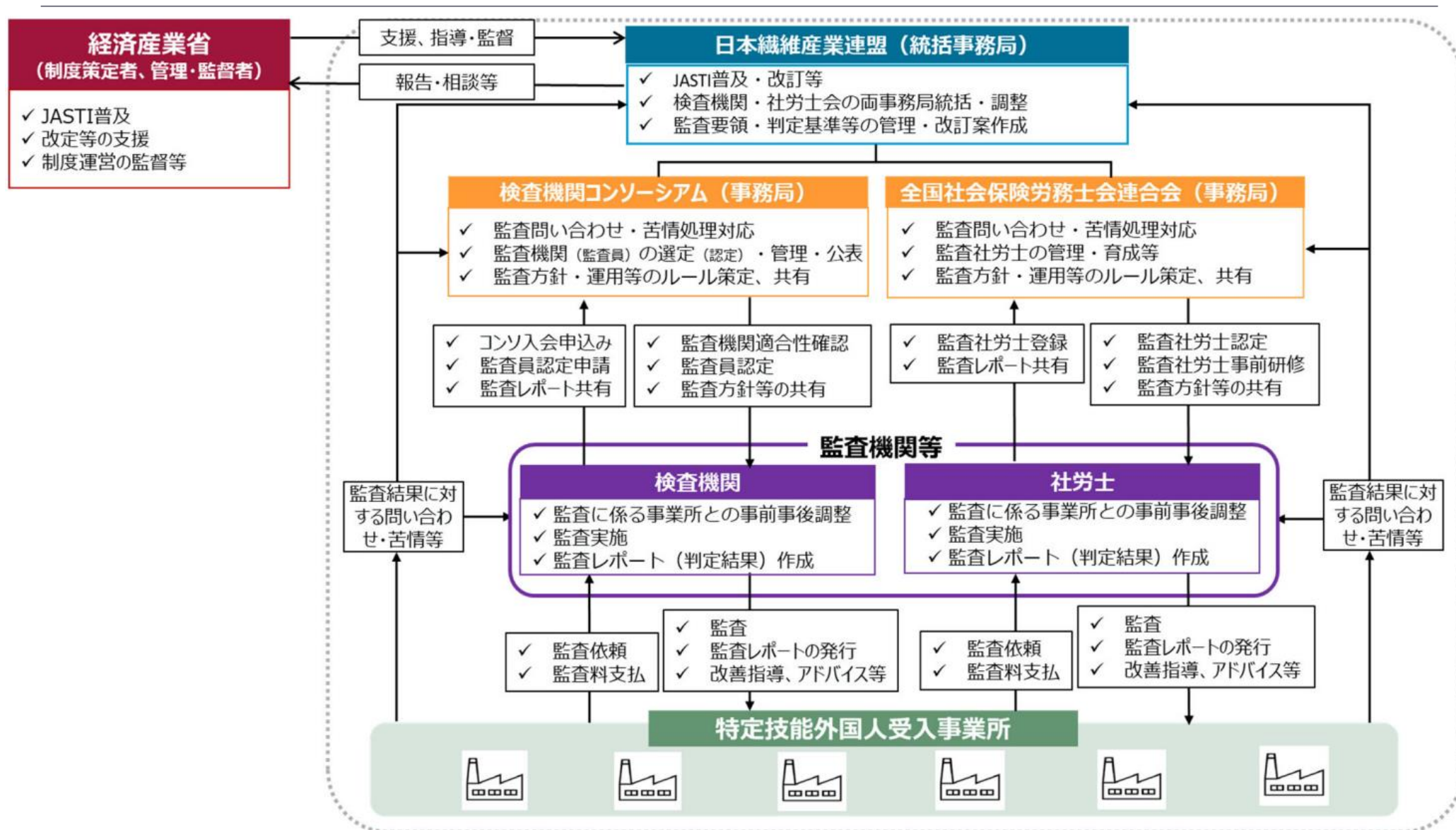
事業内容（２）に係る仕様書記載事項及び実施内容

仕様書記載事項（一部抜粋）	本事業での実施内容
（２）第三者監査の運用体制の検討	
▶ 上記（１）を基にした第三者監査を含めた全体スキーム、監査実施方針、監査員の要件・監査員の育成方法、監査結果判定等を行う組織、監査結果に対する合否基準等について、検討・整理し、令和６年度中に運用開始が可能なスキームについて提案する。 ▶ 第三者監査の運用状況も考慮しつつ、将来的な認証制度の創設に必要な体制・スキーム等の検討も行うこととし、有識者、業界団体、認証機関等にヒアリングを実施し、整理を行う。	▶ 業界団体や関係者等との協議やWG等での議論を踏まえ、JASTIに基づく第三者監査の運用体制について整理した。 ▶ 監査員の要件・育成方法、判定基準（有効期間設定等を含む）等について、国際イニシアチブ、国際監査団体等の事例を収集・整理した。 ▶ 将来的な認証制度の創設に必要な体制・スキーム等の検討に際しては、国内外の政府が主導する認証の事例を特定し、ヒアリングを実施した。

3. 第三者監査の運用体制の検討 運用体制・実施方針等の検討結果

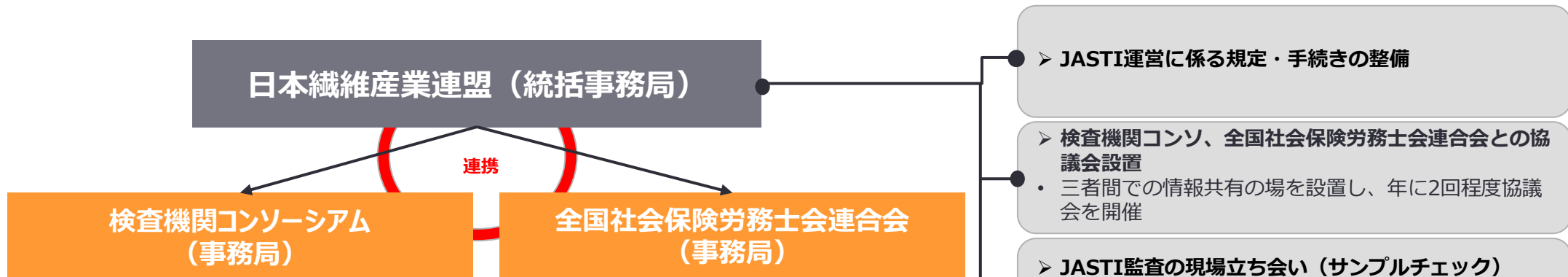
日本繊維産業連盟が、統括事務局として全体を管理。その傘下で検査機関コンソーシアム、全国社会保険労務士会連合会がそれぞれ事務局となり、三者が連携して安定的かつ効率的に運用出来る環境を整備する。

第三者監査スキーム体制図



3. 第三者監査の運用体制の検討 検討論点

JASTI統括事務局を日本繊維産業連盟に設置し、統括事務局及びJASTI監査事務局（検査機関コンソーシアム、全国社会保険労務士会連合会）の三者体制による円滑な運営体制を構築する



ポイント

■ 監査内容の共有

- ・ 検査機関、社労士が実施した監査レポートの内容（事業者名、判定結果等）を統括事務局に共有し、3者の連携・情報共有体制を構築する。
- ・ 監査結果に対する相談・苦情は、一義的には各検査機関（コンソ）、社労士（連合会）にて受け付けるが、解決が困難な場合には、統括事務局が受け皿として、関係者と協議の上、解決を図る。

■ JASTI監査機関（監査員）

- ・ 統括事務局において、監査可能な機関及び監査員の要件を設定。
- ・ 上記要件に基づき、統括事務局が、繊維系監査に関する知見と経験を有する検査機関のコンソーシアム及び労務面に関して高い専門性を有する社会保険労務士の活用を念頭にした社会保険労務士会連合会（注：準備が整い次第）の2者を、JASTI監査機関（監査員）とすることで、JASTI監査の質の担保及び円滑かつ安定的な制度の運用を目指す。

(参考) 監査員要件・人材育成方針に係る調査

- ▶ 監査員要件・人材育成方針等に係る国際イニシアチブ・認証関連機関等の取組概要、及びJASTI検討に際して参考となる調査を実施。

調査対象	主な調査結果摘要
国際イニシアチブ・ 政府認証 	▶ WRAP、SLCPはAPSCAの認定監査員を指定。SLCPはAPSCAへの準拠に移行（2024～） ▶ 必須研修は、イニシアチブ自身が指定する場合と、派遣元機関の指定に準拠するケース有り。実務経験・言語能力要件等は各イニシアチブにより異なる ▶ 国際イニシアチブは繊維分野関連の専門性は規定しない一方、独“Green Button”では関連学位・実務経験の双方を要件に設定
国際監査員 認定団体 	▶ APSCAは2015年に開始した社会監査に特化した監査員認定・登録の枠組。登録監査員のグレードを2段階に設定。“Competency Framework”において必須スキルセットの詳細を公開 ▶ IRCAではスキーム（ISO45001、SA8000等を含む）別に監査員を登録。登録スキーム毎に実務・スキル・要件を設定
国内認証機関・ 検査/監査機関 	▶ 日本ではJRCAが、IRCAと同様にスキーム別の監査員登録を実施（繊維関連認証機関の監査員の中にもJRCA登録者が含まれるとのこと） ▶ 監査員の研修提供は外部委託しており、提供者については一覧が公表されている

3. 第三者監査の運用体制の検討 第三者監査における監査員の要件・育成方法等の調査結果

主要イニシアチブ及びGreen Buttonの監査員要件（※監査員要件を公表しているもののみ対象）

項目	国際イニシアチブ			政府認証
	WRAP 	SLCP  SOCIAL & LABOR CONVERGENCE	ics Social 	Green Button 
所属	WRAP認定監査機関*1	SLCP認定監査機関*2	認定監査機関*5	関連規格（comparable sustainability standard）の認定を受けた認証機関
学位	－（明記なし） ※指定監査機関の監査員要件に従う	高等教育の学位	学士号以上（推奨）	学士号または同等の資格 （繊維管理・環境科学、経済地理学、政治または社会科学、持続可能性管理等の関連分野）
資格	<監査員> ▶ WRAP認定監査機関の正社員 ▶ APSCA会員 ▶ APSCA CSCA未満の者（ASCAの者）は、“Five-Day Auditor Training”の修了 <主任監査員の追加要件> ▶ APSCA RA：“Five-Day Auditor Training”の修了 ▶ APSCA CSCA：“Two-Day Bridge Training”の修了 ➡APSCAが義務付ける年間48時間のContinuous Professional Development（CPD）要件のうち、16時間分として換算される	<必須>*3 ▶ SLCPの認定機関に所属する監査員 ▶ APSCA会員（CSCA又はASCA） ▶ SA8000、BSCI、WRAP、RBA、ICTIの研修プログラムを一つ以上修了 ▶ SLCP Online Trainingのうち、Verifier Courseの修了（実施・運営はsumerra*4に委託） <推奨> ▶ マネジメントシステム規格（ISO 9001、ISO 14001、OHSAS 18001/ISO 45001）の1つ以上の研修の修了 ▶ その他、監査員の所属する機関が実施する社会的監査に関する内部研修 ▶ その他関連する社会的監査の監査人による承認（※詳細不明）	▶ ー（記載なし）	▶ Green Buttonが提供する研修プログラムの修了 ▶ 次のいずれかの基準に関するIRCA認定研修の修了：DIN EN ISO 9001、DIN EN ISO 14001、DIN ISO 45001 ▶ “APSCA Registered Auditor”、“APSCA Certified Social Compliance Auditor”であること
実務経験	▶ 最低25日間の社会的（Social）監査経験	<必須> ▶ 3年以上社会・労働分野の現地監査/検査の実施経験（監査日数等の証明が必須） <推奨> ▶ マネジメントシステム監査の実施経験（※詳細不明）	<監査員> ▶ 最低25件の社会的監査の実施（異なる規模や業種の工場で監査を実施していることが望ましい） <主任監査員> ▶ 最低50件の社会的監査を実施 ※上記要件を満たすのが困難な国に所在の監査員については考慮する	<監査員> ▶ 繊維・農業サプライチェーンにおける、社会・サステナビリティ・環境基準に基づく企業DDの実施・検査に係る2年以上の経験、かつ過去2年間に10回以上の監査実施（研修・オブザーバーは除く） <主任監査員> ▶ 繊維・農業サプライチェーンにおいて、社会的・サステナビリティ・環境基準に関連する責任者として2年以上従事
知識・スキル	▶ ー（記載なし）	▶ 社会的監査プロセス（実施計画、コミュニケーション、倫理等）の包括的理解 ▶ 英語及び現地語に堪能であること ▶ 社会・労働問題に係る国際的・地域的な規範、法規制に関する知識 ▶ 主要なマネジメントシステムに係る知識	▶ 監査対象地域・国の公用語が流暢（proficient）であること及びupper intermediateの英語力 ※Audit Reviewerは、advancedレベルの英語力が必須	▶ ドイツ語及び英語のネイティブ又はビジネスレベル ※非ネイティブ話者の場合、言語証明（C1/C2）または、各言語の3年以上の学習・職務経験
その他	▶ 監査員派遣機関へ、監査員に向けた各国・地域の法改正、法制度の更新状況、WRAPプログラムの変更等、定期的な最新動向の通知を要求 ▶ 監査員に対するAuditor Shadowingの費用は、例外なく監査会社が負担し、改善点が発見された場合、追加費用も監査会社が負担	▶ ー	▶ 関連する国内外の法規制及び最新の業界動向に関する研修・試験については、監査員の派遣元に対して実施を要求 ▶ 派遣元に対し、監査員及び監査チームの内部の能力・パフォーマンスのモニタリングプロセスの年次報告を義務付け	▶ ー

*1：WRAP認定監査機関一覧については後述 *2：SLCP認定監査機関一覧については後述

*3：2024年1月からSLCPIはAPSCAのイニシアチブとの整合性を高める計画を実行し、SLCP認定の監査員及び監査機関は2024年6月までにAPSCAの会員となることが必須要件として追加

*4：米国に拠点を置くコンサルティングファーム・サービスプロバイダー *5：ics認定監査機関一覧については後述

3. 第三者監査の運用体制の検討 第三者監査における監査員の要件・育成方法等の調査結果

各国際イニシアチブが認定する監査機関一覧

WRAP認定Monitoring Firm一覧




Monitoring Firm	Group	Accredited Countries or Regions	Contact Name	Email	Phone	Office Country
Accordia Global Compliance Group - Myanmar	Accordia	Myanmar	Nazia Nusrat	nnusrat@accordiausa.com; zgarcia@accordiausa.com; ringrao@accordiausa.com	+8802-58812959 Cell: +880 1929997482 & 5	Bangladesh
Accordia Global Compliance Group-Americas	Accordia	Canada, Dominican Republic, El Salvador, Guatemala, Honduras, Nicaragua, USA	Rosario Dos Ramos	rdosramos@accordiausa.com; ringrao@accordiausa.com; zgarcia@accordiausa.com	(904) 940-5252	USA
Accordia Global Compliance Group-Bangladesh	Accordia	Bangladesh	Rashid Akhter	rakhter@accordiausa.com; ringrao@accordiausa.com	0088 02 8819589	Bangladesh
Accordia Global Compliance Group-China	Accordia	China	Billy Chen	bchen@accordiausa.com; ppeng@accordiausa.com	+86-755-23716262	China
Accordia Global Compliance Group-Egypt	Accordia	Egypt	Richard Ingraio	ringrao@accordiausa.com		Egypt

- ☐ Accordia
- ☐ ALGI
- ☐ BCI
- ☐ BSI
- ☐ Bureau Veritas
- ☐ CERTINT
- ☐ Control Union
- ☐ CTI
- ☐ EUROCERT
- ☐ Eurofins
- ☐ GCL International
- ☐ ICG
- ☐ iLink Development S..
- ☐ International Associat.
- ☐ Intertek
- ☐ LRQA
- ☐ QIMA
- ☐ SGS
- ☐ TUV Rheinland
- ☐ TUV Sud
- ☐ VJN

出所: [Facilities and monitors - WRAP Compliance](#)

ics認定Audit Companies一覧



4 449 件の監査実施 (2021年) 73 カ国で監査実施 1 281 384 名の従業員



全11社

出所: [Audit companies - ICS, Initiative for Compliance and Sustainability \(ics-asso.org\)](#)

Confidential - All Rights Reserved - EY Strategy and Consulting Co., Ltd. 2023

SLCP認定の認定監査機関



- ▶ SLCP認定監査機関: 48機関 (Full)、13機関 (provisional)
- ▶ SLCP認定機関の条件:
- ▶ 1. SLCP展開国・地域において、繊維、アパレル、または履物施設における社会・労働条件の監査の実績を最低3年有する第三者機関
- ▶ 2. APSCAの正会員

Business Intelligence Hub | SLCP - Verifiers Approved by Country

Verifiers Approved by Country (Use the Filter in the Upper Right Corner to Refine your Search)

Company	Argentina	Bangladesh	Belgium	Bosnia and Herzegovina	Brazil	Bulgaria	Cambodia	Canada	China	Colombia	Dominican Republic
ABS Quality Evaluations Inc.									2		
Accordia Global Compliance Group							3	1	3	1	
ACT Testing Certification Technology Service Co. Ltd.									1		
Anode Sustainability Certification Promotion Services									5		
APCER - Associação Portuguesa de Certificação									1		
APCert Technical Services Co. Ltd.									3		
API/SgT									2		
ARCHE Advisors Inc.								1			
BCI Compliance Group Limited							1		6		
Benchmarks Company Limited		2							28		
Best Compliance Limited							1		2		
BSI Group Assurance Limited									2		
Bureau Veritas Hong Kong Limited	3	10			3		6	4	19	3	3
Centre Testing International Group Co. Ltd.									7		
CONSTRAAACH-MANSYS											
Control Union		2									
CSR Solutions Limited									3		

一部抜粋

※APSCAとアラインしているため、APSCA会員の監査機関とほぼ同様 (➡次頁参照)

出所: <https://www.sumerra.com/programs/slcp/active-vb-list/>

3. 第三者監査の運用体制の検討 第三者監査における監査員の要件・育成方法等の調査結果

WRAP認定監査員に課せられる必須研修の概要



	Five-Day Auditor Training	Two-Day Bridge Training
対象等	▶ WRAP認定モニタリング会社の監査員が対象の5日間の研修 ▶ 主任監査員の下でWRAP監査を行う監査員の受講が必須	▶ APSCA CSCAがWRAPの主任監査員認定取得するために必要な2日間の研修
内容	▶ WRAPの要求事項、国際労働機関（ILO）の条約、現地法に照らした施設の社会的コンプライアンス管理システム等に関する研修 ▶ ベスト・プラクティスと関連政策の学習及び事例研究、対話型演習、バーチャル施設見学への参加	▶ 監査プロセスの概要や関連文書など、WRAPのプログラムを紹介 ▶ WRAPの12原則を、明確な監査要件に関連するものとして説明
その他	▶ —	▶ 本研修の修了者には、2年間有効のWRAP認定証が授与され、その間WRAP監査を指導する資格が付与される。 ▶ 上記資格維持のために、監査員は2年に1度「1日再教育トレーニング」を受講しなければならない。 ▶ 本研修は協会のCPDプログラムに認定されており、本研修を修了すると、APSCAの最低CPD要件の内16時間の充足が認められる。（※APSCAは、毎年48時間の継続的専門能力開発（CPD）トレーニングの修了を会員監査員に義務付けている）
受講要件	▶ APSCA ASCA ▶ Undergraduate degree (or equivalent) ▶ At least three years of work experience	▶ APSCA CSCA
主要トピック	▶ 監査計画とプログラム開始 ▶ 社会的基準の進化 ▶ マネジメントシステムの重要性 ▶ 社会コンプライアンス監査の基本 ▶ 関連する国際法と条約 ▶ WRAPの12原則と要求事項 ▶ 過重労働の規制と行動計画 ▶ 安全衛生方針 ▶ リスク管理 ▶ 環境ベストプラクティス ▶ セキュリティインフラの検証（CTPATをモデルとして） ▶ 監査結果の報告と是正措置計画の実施 ▶ 監査の結論と提言 ▶ インタビュー、秘密保持、文書レビュー ▶ 偽造文書を見分けるコツ ▶ 賃金と労働時間の計算 ▶ 監査報告書の文書化要件	※仮訳 ▶ WRAPの12原則と要求事項 ▶ 監査計画とプログラムの開始 ▶ 倫理的かつ効果的な社会的コンプライアンス監査の実施方法 ▶ マネジメントシステムの重要性 ▶ 過重労働の抑制と行動計画 ▶ 安全衛生方針 ▶ リスクマネジメント ▶ 環境のベストプラクティス ▶ セキュリティインフラの検証（CTPATをモデルとして） ▶ 監査結果の報告と是正措置計画の実施 ▶ 監査の結論と勧告 ▶ 秘密保持と文書化 ▶ 偽造文書を見分けるためのヒント ▶ 会議の開会と閉会のベストプラクティス ▶ ケーススタディの例 ※仮訳

出所：<<https://wrapcompliance.org/en/training/training-overview/five-day-auditor-training/>>
 <<https://wrapcompliance.org/en/training/training-overview/two-day-bridge-training/>>

3. 第三者監査の運用体制の検討 第三者監査における監査員の要件・育成方法等の調査結果

国際監査員認定団体（APSCA、IRCA）による監査員の認定要件

項目	APSCA 	IRCA 
学位	学士号以上の学位	－（記載なし）
資格	▶ －（記載なし）	▶ －（記載なし）
実務経験	▶ 最低3回、Auditor Shadowing*1を実施 ▶ 最低20日間の社会的監査に参加したことを示す監査ログ（監査員およびAPSCA Member Firmの双方が署名済み）を提出 ▶ 対象者経歴・適正の事前審査結果が良好であること（法律で許可されている地域のみ）	<Auditor> ▶ 以下の条件を満たすマネジメントシステム監査を4回以上完遂した経験 ▶ 監査サイクルのすべての要素を含む監査 ▶ 20日間以上の日数の監査 ▶ 15日間以上の現地監査 （監査実務経験は申請日から過去5年以内のものでなければならない ※リモート監査も対象） <Lead Auditor追加要件> ▶ 監査チームのリーダーとして、3回のフル・マネジメントシステム監査実施経験あり ▶ 合計で15日間以上の日数の監査 ▶ 10日間以上の現地監査
知識・スキル	▶ “APSCA's COMPETENCY FRAMEWORK”にて、ASCAまたはCSCAによって異なる基礎・専門スキルの要件を規定（➡後述参照） ※APSCA会員組織が対象者を評価、証明書の発行	※登録スキーム別に異なる要件を規定
その他	▶ APSCA会員組織またはAPSCAの認定する組織の座学研修を修了 ▶ APSCA会員組織またはAPSCAが認定する研修機関によるオンサイト/フィールド研修を修了 ▶ APSCAの“CODE AND STANDARDS”*4への署名	
備考	▶ APSCAは2段階の監査員ランク（“ASCA”、“CSCA”）を規定しており、上記はASCAの要件。ASCAより高級のCSCAランクの認定を受けるには、CSCA試験の合格が必要 ▶ 試験の構成は以下の通り： ▶ パート1・2：筆記試験（国際人権条約および労働基準、地方の法令やその他の規制に関する知識等、基本的な知識やスキルの有無を評価） ▶ パート3：面接試験 ※試験内容については一部公開	▶ IRCAは監査員に14種類の登録スキームを提供。各スキーム別に異なる要件（実務経験、知識・スキル、研修）が課せられている ※14種類のスキームの内、本事業に関連の深い“OHSMS / ISO 45001”及び“SA8000”のスキーム登録要件を抜粋（➡次頁参照）

(前頁続き) IRCAのスキーム別の監査員認定に必要な追加要件 ("ISO 45001"及び"SA8000"の監査員スキーム認定要件を抜粋)



項目	Occupational Health and Safety (OH&S) – ISO 45001	Social Systems – SA 8000, International Labour Organisation (ILO) conventions
資格	▶ An IRCA Certified Auditor/Lead Auditor course - or ▶ A relevant IRCA Certified Auditor/Lead Auditor conversion course (if you are an Auditor/Lead Auditor in another scheme).	
実務経験	以下の職務経験を能力を証明する裏付けとして示すことが可能： ▶ OH&S（労働安全衛生）規則に従った施設運営の技術的側面に関するマネージャー、スーパーバイザー、エンジニア、または技術者としてのフルタイムの役割 ▶ OH&Sや統合管理システムの実施および維持、健康と安全のコンプライアンス管理 ▶ 規制機関の代理として健康と安全に関する法律や規則の遵守状況の監視 ▶ 認定された認証機関の代理としてOH&S管理システムの監査 ▶ 雇用組織の代理として、受け入れ可能なOH&S管理システム基準に対するサプライヤーの適正評価 ▶ OH&Sに関連する適切なコンサルティングサービスの提供 ▶ OH&Sリスク評価およびあらゆる種類の安全監査（システム監査に限らない）の実施に関連するフルタイムの役割	▶ 指定なし。ただ、＜求められる知見＞を証明する職歴を示すことが求められる
知識・スキル	▶ 監査における一般的な技能 ▶ OH&Sマネジメントシステム評価に関するスキル ▶ OH&Sマネジメントシステムに関する技術的な知見	＜求められる知見＞ ▶ 国際的な規範、労働及び倫理に関連する法律と規制 ▶ 労働、倫理、健康と安全、環境問題に関連する業界の行動規範、法的要件、ガイドライン、基準 ▶ 関連する国際的、国家的、地域的な司法制度および立法の枠組み ▶ 関連する国や地域内の社会的責任、労働文化、労働組合、非政府組織（NGO）及びその他の利害関係者に関する知識 ＜求められる能力＞ ▶ 社会的審査の計画、実行、報告 ▶ 全ての役職に向け、口頭及び書面で明確なコミュニケーションをとる ▶ 適切な手法と技術を使って客観的な証拠（請求書等）を収集・評価し、そのシステムが監査基準に適合しているかについて正確に判断を下す ▶ 正確かつ適切な監査結果及び結論を導出 ▶ 倫理的行動、公平な発言及びプロフェッショナルとしての配慮をする

3. 第三者監査の運用体制の検討 第三者監査における監査員の要件・育成方法等の調査結果

(参考) IRCAの登録スキーム一覧



#	スキーム名	関連する認証規格/ガイドライン
1	品質マネジメントシステム (QMS)	▶ ISO 9001 品質マネジメントシステム - 要求事項
2	環境マネジメントシステム (EMS)	▶ ISO 14001 環境マネジメントシステム - 要求事項及び利用の手引
3	労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS)	▶ OHSAS 18001 労働安全衛生マネジメントシステム - 要求事項 ▶ ISO 45001 労働安全衛生マネジメントシステム - 要求事項及び利用の手引
4	食品マネジメントシステム	▶ ISO 22000 食品安全マネジメントシステム - フードチェーンに関わる組織に対する要求事項 ▶ FSSC 22000
5	セキュリティマネジメントシステム (ISMS)	▶ ISO/IEC 27001 情報技術-セキュリティ技術 - 情報セキュリティマネジメントシステム - 要求事項 ▶ ISO/IEC 27002 情報技術-セキュリティ技術 - 情報セキュリティマネジメントの実践のための基準 ▶ ISO/IEC 27006 情報技術-セキュリティ技術 - 情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項
6	ITサービスマネジメントシステム	▶ ISO 20000 情報技術 - サービスマネジメント
7	事業継続マネジメントシステム (BCMS)	▶ ISO 22301 社会セキュリティ - 事業継続マネジメントシステム - 要求事項
8	医薬品品質マネジメントシステム (PQMS)	▶ ICH Q10: 医薬品品質システム ▶ ICH Q9: 品質リスクマネジメント ▶ ICH Q8: 製剤開発 ▶ ICH Q7: 原薬GMP ガイドライン
9	医療機器品質マネジメントシステム (MDQM)	▶ ISO13485
10	エネルギーマネジメントシステム (EnMS)	▶ ISO 50001 エネルギーマネジメントシステム - 要求事項及び利用の手引
11	海上安全マネジメントシステム (Maritime)	▶ ISM コード: 船舶の安全航行及び汚染防止のための国際管理コード
12	IRCA RBA (RBA)	▶ 電子業界行動規範 Responsible Business Alliance Code of Conduct ▶ Responsible Business Alliance Validated Audit Program (VAP) Audit Criteria ▶ Responsible Business Alliance VAP Audit Operations Manual
13	社会システム (SS)	▶ SA8000 ▶ WARP プログラム ▶ Ethical Trading Initiative (ETI) Base Code ▶ RBA Validated Audit Program (VAP) Audit Criteria ▶ 国連や国際労働機関の関連する条約及び主要なマネジメント原則等
14	航空宇宙品質マネジメントシステム (Aero Space)	▶ ISO 9001 品質マネジメントシステム - 要求事項 ▶ AS/EN/JISQ 9100: 品質マネジメントシステム - 航空宇宙 - 要求事項 ▶ AS/EN 9110: 品質マネジメントシステム - 航空宇宙 - 整備組織の要求事項

“APSCA's COMPETENCY FRAMEWORK”におけるスキル一覧及びスキル定義



必要なスキル一覧

FOUNDATION SKILLS

- Strategic and Systems Thinking
- Professional and Ethical Behavior
- Observation and Investigation
- Data Collection and Analysis
- Problem Solving and Analytical Decision Making
- Management Systems
- Documentation Review
- Interview Skills
- Communication, Relationship Management and Conflict Resolution
- Self-Management
- Standards, Laws and Regulations

FUNCTIONAL KNOWLEDGE AREAS

- Business Legitimacy and Integrity of Records
- Underage Labor
- Discrimination and Disciplinary Practices
- Forced Labor
- Working Hours and Overtime
- Freedom of Association and Effective Recognition of the Right to Collective Bargaining
- Harassment and Abuse Practices
- Wages, Benefits and Terms of Employment Subcontracting
- Occupational Health and Safety
- Use of APSCA Member Number

スキル項目別に
詳細のスキル
定義を規定

スキル定義の詳細及びランク別の充足度合いの定義（抜粋）

8.1 STRATEGIC AND SYSTEMS THINKING

ASCA CSCA

Is open-minded, reasonable, and willing to consider alternative ideas or points of view	P	P
Is persistent and focused in their approach	P	P
Can integrate ideas and solutions across all levels and functions in the organization	P	P
Operates effectively in an environment of change and uncertainty, maintaining flexibility	P	P
Is aware of issues and develops timely strategies to solve problems or seize opportunities	P	P

8.2 PROFESSIONAL AND ETHICAL BEHAVIOR

ASCA CSCA

Is fair, truthful, unbiased, discreet, trustworthy and respectful	P	P
Makes ethical decisions even though these actions and decisions may result in disagreement, confrontation or appeal proceedings; reports to higher levels of management or others when appropriate	P	P
Maintains objectivity and impartiality	P	P
Maintains confidentiality and avoids conflicts of interest	P	P
Maintains and enhances the reputation of the Member Firm, CSCAs, ASCAs, APSCA and the initiatives they are auditing against	P	P
Upholds the law, professional standards and policies when exercising judgement, seeking out advice where needed and relying on their ethical principles to guide their behavior	P	P
Possesses honesty and integrity, particularly in relation to preventing or reporting bribery and corrupt practices	P	P
Is courteous, conscientious and business-like in their approach to auditing	P	P
Can raise uncomfortable issues and ask challenging questions in a polite manner. Enables constructive challenge at all levels in the organization	U	P
Delivers factual, clear, accurate, timely and accessible reporting	U	P

U : Understanding（必要とされる基本的な知識はある状態）

P : Proficient（十分なスキルや専門知識を有している状態）

3. 第三者監査の運用体制の検討 第三者監査における監査員の要件・育成方法等の調査結果

(参考) APSCAのメンバーファーム一覧



APSCA Full Member - Organization Name	Website Link
ABS Quality Evaluations Inc	http://www.abs-group.com
Accordia Global Compliance Group, Inc.	www.accordiausa.com
ALGI International Inc	www.algi.net
Anode Sustainability Certification Promotion Services (ASCP)	www.ascpservices.com
APCER	https://www.apcergroup.com
API Audit Limited	www.api-hk.com
ARCHE Advisors, Inc.	www.archeadvisors.com
Aus-Meat Ltd	www.ausmeat.com.au
Benchmarks Company Limited	www.benchmarks.com.hk
Bureau Veritas SA	www.bureauveritas.com
BCI Compliance Group Limited	www.bccompliance.com
Centre Testing International Group Co., Ltd (CTI)	www.cti-cert.com
Certificaciones Internacionales S.A.C - CERTINT	http://certintsac.com/en/
Control Union Certifications B.V.	www.controlunion.com
CSR Solutions Limited	www.csr-solutions.org
DNV Business Assurance Group AS	www.dnv.com
DQS CFS GmbH (German Association for Sustainability)	www.dqsglobal.com
Ethical Trade Services Africa Limited	www.ethicaltradeservices.co.ke
EUROCERT S A	www.eurocert.gr
Eurofins AQM	www.aqm-textile.com/
Excel Sustainability Management & Technology Co., Limited (SMT-Global)	www.smt-global.com
Extensive Standard Technical Services Co., Ltd. (ESTS)	http://www.estsglobal.com
GCL International Ltd	www.gcl-intl.com
GlobalSTD Certification	https://www.globalstd.com/
GSCS International Ltd	www.gscsbd.com
Helmsman Quality & Technology Services Co., Ltd (HQTS)	https://www.hqts.com/
Hong Kong Quality Assurance Agency	www.hkqaa.org
IBL Africa	www.iblafrica.com

APSCA Full Member - Organization Name	Website Link
IDFL Laboratory and Institute Inc.	https://idfl.com/
Insite Compliance LLC	www.insitecompliance.com
International Associates Limited	www.ia-uk.com
International Compliance Group Inc.	www.humanrightscpliance.com
Intertek Testing Services Hong Kong Ltd	www.intertek.com
IQNet Ltd	www.ignet-ltd.com
LRQA Limited	www.lrga.com
LSQA S.A.	www.lsqa.com
Madeown International Testing Certification Inc.	www.madeown.com
NSF Certification LLC	www.nsf.org
Omega Compliance Limited	www.omegacompliance.com
Openview Service Limited	www.openviewservice.com
Partner Africa	www.partnerafrica.org
Primus Auditing Operations	www.primusauditingops.com
QIMA LIMITED	www.qima.com
SAC GmbH	https://sac-experts.com/
SCS Global Services	https://www.scsglobalservices.com/
SGS Société Générale de Surveillance SA	www.sgs.com
SIPAS CR-PERU	www.sipas-cr-peru.com
Social Compliance Service Asia Ltd (SCSA)	www.scsagroup.com
Stantec Environmental Engineering (Shanghai) Co., Ltd.	www.stantec.com/en
The British Standards Institution (BSI Group)	www.bsigroup.com
TÜV NORD CERT	www.tuv-nord.com
TUV International GmbH (Member of TUV Rheinland Group)	www.tuv.com
TUV SUD Product Service GmbH	www.tuev-sued.de
UL LLC	www.ul.com
URS Certification Limited	www.urs-holdings.com
Verisio Ltd	www.verisio.com
Verner Wheelock Associates Ltd	www.vwa.co.uk
V-Trust	www.v-trust.com

(参考) 日本規格協会グループ (JSA) 傘下の日本要員認証協会 (JRCA) では、スキーム別の監査員資格認定を実施。

一般財団法人日本要員認証協会 (JRCA)



組織概要

- ▶ 日本規格協会グループ (JSA) の内部部門として設置され、2018年に一般財団法人日本要員認証協会として設立
- ▶ JAB (公益財団法人 日本適合性認定協会) から認定・承認されたスキームに基づき、客観的で公平・公正な立場から審査員認証の仕組みを提供
- ▶ マネジメントシステム審査員に対する評価登録及び審査員育成・審査登録制度全体の質の向上を担う

認定内容

- ＜資格種類＞
- ▶ ①品質マネジメントシステム (QMS) 審査員
 - ▶ ②環境マネジメントシステム (EMS) 審査員
 - ▶ ③情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 審査員
クラウドセキュリティ審査員
 - ▶ ④食品安全マネジメントシステム (FSMS) 審査員
FSMS22002plus審査員
 - ▶ ⑤労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS) 審査員
 - ▶ ⑥航空宇宙産業向け (AS) 審査員
航空宇宙産業向け9120 (AS9120) 審査員
 - ▶ ⑦マネジメントシステム内部監査員 (QMS/EMS/ISMS)
 - ▶ ⑧マネジメントシステム管理技術者 (管理責任者)
(QMS/ISMS/HACCPリーダー)
- ＜ランク区分＞
- 審査員補、審査員、主任審査員、エキスパート審査員

監査員要件

＜マネジメントシステム審査員＞

※労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS) 審査員の例：

- ▶ 実務経験
 1. 7年以上の常勤による実務経験を有していること。ただし、訓練期間は含まない。なお、高等学校以上を卒業している場合は、必要な常勤年数を4年以上とする。
 2. 2年以上の労働安全衛生マネジメント分野における実務経験を有していること。労働安全衛生マネジメント分野における実務経験には、以下の業務を含む
 - ▶ 所属する組織又は他の組織における労働安全衛生マネジメントシステムの構築、運用、若しくは統括
 - ▶ OHSMSの内部監査又は二者監査の計画、実施及び報告労働安全衛生管理、労働安全衛生の改善
- ▶ 審査員研修コースの修了 (→**研修提供企業一覧は次頁参照**)
- ▶ 審査員倫理綱領の遵守
- ▶ 申請登録料の支払い

研修提供

- ▶ 上記資格の維持のために、毎年CPD(Continuing professional development)の受講が必須
- ▶ 研修提供者は以下のリンクに公表 (→**次頁参照**)
＜[CPDコース：QMS/EMS/ISMS/FSMS/OHSMS審査員 \(差分研修コース含む\) | 日本要員認証協会 \(JRCA\) \(jrca-jsa.or.jp\)](https://www.jrca-jsa.or.jp/jrca-jsa/)>

3. 第三者監査の運用体制の検討 第三者監査における監査員の要件・育成方法等の調査結果

JRCA承認のマネジメントシステム審査員研修コースを提供する研修機関一覧

研修コース提供企業一覧



審査員研修コース

研修機関	承認研修コース					
	QMS	EMS	ISMS	FSMS	AS	OHSMS
株式会社 テクノファ	○	○	○	○	○	○
株式会社 品質保証総合研究所	○					
一般財団法人 日本科学技術連盟	○					
株式会社 グローバルテクノ	○	○	○	○		○
株式会社 日本環境認証機構		○	○			
株式会社 エル・エム・ジェイ・ジャパン	○					
BSIグループジャパン 株式会社			○			
リコージャパン 株式会社			○			
なかつ情報通信開発センター 株式会社			○			
東京スタンダード 株式会社	○					

審査員研修コース

(1-1) QMS CPD研修コース実施機関

登録番号	実施機関名称
QMS CP-01	株式会社 グローバルテクノ
QMS CP-02	一般財団法人 日本科学技術連盟
QMS CP-03	株式会社 テクノファ
QMS CP-05	株式会社 エル・エム・ジェイ・ジャパン
QMS CP-08	BSIグループジャパン株式会社
QMS CP-10	株式会社 日本環境認証機構

(2-1) EMS CPD研修コース実施機関

登録番号	実施機関名称
EMS CP-01	株式会社 テクノファ
EMS CP-02	株式会社 グローバルテクノ
EMS CP-03	株式会社 日本環境認証機構

(3-1) ISMS CPD研修コース実施機関

登録番号	実施機関名称
ISMS CP-01	株式会社 グローバルテクノ
ISMS CP-02	一般財団法人 日本科学技術連盟
ISMS CP-03	株式会社 テクノファ
ISMS CP-04	リコージャパン株式会社
ISMS CP-05	株式会社 日本環境認証機構
ISMS CP-07	BSIグループジャパン株式会社
ISMS CP-08	なかつ情報通信開発センター株式会社

(3-2) ISMS関係要員向け新旧規格差分研修(実施機関)

ISO/IEC 27001:2022発行に伴う旧規格との差分に関する専門的な研修を実施している研修機関です。

実施機関名称	研修コース名称
BSIグループジャパン 株式会社	ISO/IEC 27001:2022差分解説研修
株式会社 グローバルテクノ	ISO/IEC 27001 新旧規格の差分研修コース
株式会社 テクノファ	ISO/IEC 27001:2022対応審査員資格移行コース
なかつ情報通信開発センター 株式会社	ISO/IEC 27001:2022 差分研修5時間コース
	ISO/IEC 27001:2022 差分研修3時間コース
リコージャパン 株式会社	ISO/IEC 27001:2022改訂差分研修3時間コース
	ISO/IEC 27001:2022改訂差分研修6時間コース
株式会社 日本環境認証機構	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)規格改正の解説

(3-3) ISMS-CLS CPD研修コース実施機関

登録番号	実施機関名称
ISMS-CLS CP-01	株式会社 グローバルテクノ
ISMS-CLS CP-02	リコージャパン株式会社
ISMS-CLS CP-03	BSIグループジャパン株式会社
ISMS-CLS CP-04	なかつ情報通信開発センター株式会社
ISMS-CLS CP-05	株式会社 テクノファ
ISMS-CLS CP-06	株式会社 日本環境認証機構

(4-1) FSMS CPD研修コース実施機関

登録番号	実施機関名称
FSMS CP-01	株式会社 グローバルテクノ
FSMS CP-02	株式会社 テクノファ

(5-1) OHSMS CPD研修コース実施機関

登録番号	実施機関名称
OHSMS CP-01	株式会社 グローバルテクノ
OHSMS CP-02	株式会社 テクノファ

出所：<MS審査員研修コース | 日本要員認証協会 (JRCA) (jrca-jsa.or.jp) >
 <CPDコース：QMS/EMS/ISMS/FSMS/OHSMS審査員（差分研修コース含む） | 日本要員認証協会 (JRCA) (jrca-jsa.or.jp) >



国内外の政府主導認証へのヒアリング

3. 第三者監査の運用体制の検討 国内の事例調査方針

<有望調査対象の抽出（国内）> 日本国内において政府機関が主導し、適合検査を行う認証・規格・標準等の一覧

ヒアリング調査対象

#	名称	スキームオーナー	管轄省庁	産業分野	認証種類	認証の対象分野 品質 環境 社会	概要（関係省庁の役割も記載）
1	JSA-S1004:2020 (低温保管サービス及び低温輸送サービスに関する要求事項)	(一財) 日本規格協会	国土交通省	運輸業	サービス	✓	- 国土交通省主導のもと、低温輸送サービス及び低温保管サービスに求める要件を定めたJSA規格 - ASEAN相互承認スキーム策定中。ISO登録完了（2024年12月）
2	GAP認証	(一財) 日本GAP協会	農林水産省	食料品加工業	施設認証	✓	- 農業者が実施するGAPの取組を第三者が審査する認証制度 - 農林水産省は認証への移行にも配慮したガイドラインを策定し普及を推進
3	有機JAS認証	農林水産省	農林水産省	食料品加工業	施設認証	✓	- JAS法（日本農林規格等に関する法律）に基づいた生産工程に関する規格 - 農林水産省が要求事項の策定および認証機関の登録を行う
4	エコアクション21	環境省	環境省	産業横断	施設認証	✓	- 日本の事業者を対象とした環境マネジメントシステム規格 - 環境省が策定したガイドラインに沿って、(一財) 持続性推進機構が第三者認証を実施
5	ISO 13482:2014 (ロボットとロボティクスデバイス)	新エネルギー・産業技術総合開発機構	経済産業省 内閣府	工業	製品認証	✓	- 生活支援ロボットの安全要求事項を規定する国際規格 - 経済産業省の「ロボット・新機械イノベーションプログラム」および内閣府の「社会還元加速プロジェクト」の一環
6	自動配送ロボット安全基準	(一社) ロボットデリバリー協会	内閣府、警視庁、 国土交通省、 経済産業省	工業	製品認証	✓	- 各事業者のロボットが安全に公道で運行可能とするための安全基準 - 内閣府、警視庁、国土交通省、経済産業省が官民協議会に参加し、規制、基準、認証スキームについて協議
7	ISO 23412:2020 (温度管理保冷配送サービス)	(一財) 日本規格協会	国土交通省	運輸業	サービス	✓	- 企業と消費者間（BtoC）における小口保冷配送サービスに関する国際規格 - 国土交通省に事務局を設置し検討会を開催し、標準化の検討を進めた
8	HACCP認証	Codex委員会	厚生労働省	食料品加工業	施設認証	✓	- 政府間組織であるCodex（国際食品規格）委員会から発表される国際的な食品衛生管理規格に基づく認証 - 日本では地方自治体、業界団体、民間審査機関が認証を付与
9	PSE認証	経済産業省	経済産業省	電子・電気	製品認証	✓	電気用品安全法の基準に適合した電化製品に掲示される認証
10	電波法：技術基準適合証明・認証	総務省	総務省	電子・電気	製品認証	✓	- 電波法および総務省告示によって定められた技術基準への適合を示す - 総務省が認定した登録証明機関の認証が必要

3. 第三者監査の運用体制の検討 国内の事例調査方針

前頁の認証・規格・標準等について、規格種類（成立経緯）×規格性質（製品/マネジメントシステム・必須/任意）の軸で整理しヒアリング候補を抽出した

規格性質

	製品規格		マネジメントシステム規格
	事業者による取得必須 (法規引用あり)	事業者による取得任意	
国際規格・標準 (海外発)	JIS規格等が一般的に多く 該当するケース	7. HACCP認証 (スキームオーナー：CODEX委員会) 	— (事例が特定できず) ※JASTI認証が成立すれば 該当する分野と想定
国際規格・標準 (日本発)		5. ISO 13482:2014 (ロボットとロボティクスデバイス) (スキームオーナー：NEDO) 6. 自動配送ロボット安全基準 (スキームオーナー：一社ロボットデリバリー協会) 7. ISO 23412:2020 (温度管理保冷配送サービス)	
国内認証		1. JSA-S1004:2020 (低温保管サービス及び低温輸送サービスに関する要求事項) 2. GAP認証：日本GAP協会 3. 有機JAS認証：農林水産省  4. エコアクション21：環境省	
その他 (事業認可基準等)	8. PSE認証：経済産業省  9. 電波法 技術基準適合証明・認証：総務省  10. 電気事業法 技術基準適合認定：総務省		ヒアリング調査対象

規格種類
(成立経緯)

38

3. 第三者監査の運用体制の検討 海外の事例調査方針

<有望調査対象の抽出（国際）> ITCデータベースに登録されている社会・人権を対象とする認証の一覧表

#	名称	Sectors	Products	Geographical scope	Value Chain			
					調達	製造	物流	消費
1	ARSO - Agriculture – Sustainability and eco-labelling	農業/アパレル/繊維/漁業/林業/製造品/食品加工	農林水産物/加工食品/繊維製品/衣類 等	アフリカ諸国	●	●	●	
2	Blue Angel	製造/アパレル/サービス 等	日用品/繊維/IT製品/建設 等	ドイツ	●	●		●
3	Disha Common Code of Conduct - CCC	アパレル/製造/繊維	日用品/繊維/玩具	インド		●		
4	Fairmined Standard-Requirements for Mining organization	製造/鉱業	宝石/その他	ー	●	●	●	●
5	Guide on Social Responsibility for Chinese Int Contractors	農林水産業/教育/金融/小売/サービス含む全産業	農林水産物/金融/鉱業製品等	世界各国	●	●	●	
6	Origin Green Sustainable Dairy Assurance Standard	畜産	その他製品	アイルランド	●	●	●	●
7	Seychelles Sustainable Tourism Label	文化/小売行/サービス/観光業	-観光/交通/水供給/小売貿易	セーシェル	●	●	●	●
8	The Sustainable Assurance Scheme	畜産/林業など	ー	アイルランド アフリカ/北中米/アジア/欧州 諸国	●	●	●	
9	TruStone	鉱業	ー	ベルギー・オランダ	●	●		
10	ABNT Ecolabel	農林水産業/教育/金融/小売/サービス含む全産業	-農林水産物/金融/鉱業製品等	ブラジル		●	●	
11	Austrian Ecolabel paper	製造品	-日用品	ー	●	●	●	●
12	Essential COSTA RICA	農業/アパレル/文化/教育/金融/林業/家畜/製造/加工食品/小売/サービス/繊維/観光	-農林水産物/交通/小売 等	コスタリカ	●	●	●	●
13	Global Red Meat Standard	畜産/製造	-食品/その他	ベルギー/デンマーク/ドイツ/オランダ/ポルトガル		●	●	
14	Halal food - NM 08.0.800 - 2012 (Morocco)	農業/畜産/製造	-食品/パーム油/その他	モロッコ	●	●	●	●
15	National Ecolabelling Programme - Green Choice Philippines	エネルギー/製造	-衣類/電力、ガス/電化製品/日用品	フィリピン			●	●
16	Singapore Green Labelling Scheme	農業/アパレル/製造/鉱業/繊維	-衣類/電化製品/必需品/その他	シンガポール			●	●
17	Thai Green Label	農業/アパレル/製造/鉱業/繊維	-衣類/電化製品/必需品/その他	タイ	●	●		●
18	U.S. Cotton Trust Protocol	農業	コットン繊維	アメリカ	●	●	●	

出所：StandardsMapよりEY作成

(参考) 前頁の一覧表については、ITCデータベースから以下の通り抽出した

ITC Standards Map App



以下の検索フィルター条件により認証を特定

1. **Sustainability**> Social>Human rights, Labour rights
2. **Value Chain**> Manufacturing
3. **Typology**>Public entity
4. **Purpose**>Verification/Certification

1 Sustainability ? -

Theme Pillar

Environment

Social

☐ Select all

☒ Human Rights

☒ Labour rights

☐ Local communities

Management and Ethics

Quality

2 Value Chain ? -

Production

Manufacturing

Distribution

Consumption

3 Typology ? -

Public entity

Private entity

International

4 Purpose ? -

Accreditation

Verification / Certification

Benchmarking

Best practices and guidelines

出所 : [StandardsMap](#)よりEY作成

3. 第三者監査の運用体制の検討 海外の事例調査方針

前々頁で抽出した社会・人権関連認証について、対象業種×認証種類（Private/Public・International/Domestic）の軸で整理のうえ、Blue AngelとFSSC 24000を調査対象とした

- 以下のマトリックスより、社会認証×Publicの領域の内、特に先進諸国に所在する機関が実施する認証、且つ、ある程度の国際的影響力を有すると思われる認証を優先的に選定した。
 - Green Buttonについては、昨年度調査対象のため、SDGインパクト認証は策定中のため、それぞれ対象から除外した。
 - なお、PAS24000については、FSSCの一部を構成する（FSSCに包摂される）という関係のため、FSSCを調査対象に選定した。

			認証種類			
			Private		Public	
			International	Domestic	International	Domestic
対象業種	製造業	繊維産業	- Worldwide Responsible Accredited Production (WRAP) - Global Organic Textile Standard (GOTS) - Textile Exchange (TE) ✓ OCS, GRSなど - OEKO-TEX - Bluesign	TÜV Rheinland Green Product Mark Textile (ドイツ・ラインラント)	社会認証×Publicの領域 —	Green Button (ドイツ)
		その他製造業	- RSPO認証 - ASI認証 - ICTI Ethical Toy Program (IETP) - Pharmaceutical Supply Chain Initiative (PSCI) - Forest Stewardship Council (FSC)	Triple Sello (ボリビア)	- ARSO (アフリカ諸国) - EU eco label	Blue angel (ドイツ)
	その他産業・産業横断		- Rainforest Alliance - B Corp Certification - SA 8000 (Social Accountability 8000) - Fairtrade	Green America Certified Business (米国)	本事業の有望ベンチマーク調査対象としてとして特定 FSSC 24000 - PAS24000 - SDGインパクト認証 (国連) ※現在策定中	- The Sustainable Assurance Scheme (アイルランド) - Essential COSTA RICA (コスタリカ) - Austrian Ecolabel (オーストリア) - Singapore Green Labelling Scheme (シンガポール) - Seychelles Sustainable Tourism Label (セーシェル) - National Ecolabelling Programme Green Choice Philippines (フィリピン) - Thai Green Label (タイ)

d - EY Strategy and Consulting Co., Ltd.

3. 第三者監査の運用体制の検討 国内事例調査・ヒアリング結果

調査を実施した国内の規格・認証の概要、運用スキーム、普及施策、国際化に係る動向については下記の通り整理した

		JSA-S1004:2020		JGAP認証
一般概要	発行年	2020年		2007年
	管轄省庁	国土交通省		農林水産省
	認証・規格概要	▶ 企業間（BtoB）におけるコールドチェーン物流サービスに関する規格		▶ 持続可能な農業のための生産者向けの管理基準（GLOBALG.A.P、ASIAGAP、JGAPが存在） ※別途、都道府県GAP等も存在
	策定経緯	▶ 日ASEAN間のコールドチェーンのガイドラインを認証化		▶ JGAPはGLOBALG.A.Pを参照し策定。その後項目増加したASIAGAP策定（2017） ※JGAPに先行して存在した都道府県GAPの基準統一のガイドラインを策定（2010）
	対象業種	物流（倉庫・運送）		▶ 農畜産物
	要求事項	安全対策、温度管理、セキュリティ対策 等		▶ 食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理
運用スキーム	スキームオーナー/発行機関	（一財）日本規格協会		▶ JGAP、ASIS GAP：日本GAP協会 ▶ GLOBALG.A.P：FoodPLUS GmbH（ドイツ）
	認定機関	▶ N/A		▶ 日本適合性認定協会（JAB）
	認証・監査機関	（一財）日本海事協会		▶ JGAP、ASIS GAP 9 機関 ▶ GLOBALG.A.P 6 機関
	認証機関要件	▶ －（要件定義はないが、事実上国交省による指名）		▶ ISO/IEC 17065に適合しJABの認定する機関
普及施策等	インセンティブ	▶ 取得に係る優遇措置はなし ▶ 対ASEAN事業のクレディビリティの附与を目的としている		▶ 東京オリパラ、大阪万博、その他イベント（愛知・名古屋2026大会、国際園芸博覧会）の調達基準
	普及状況	▶ 取得企業・企業数等は公表なしの模様 ※マレーシアではTASCO（郵船ロジスティクス参加）が取得済		▶ 5,054事業者がJGAP認証取得（3認証合計:7,738事業者） ※取得品目別では「茶」の取得数が最多 ▶ 2030年までに全ての産地でGAPの自己適合の実施を目指す
	取得費用	▶ －（個別照会必要）		▶ 監査費用：JGAP 10万円、ASIAGAP 15万円、GLOBALG.A.P 44万円 ※別途監査員の旅費等
国際化に係る動向	国際標準化・相互承認	▶ 2024年12月にISO規格化 ▶ ASEAN地域での相互承認スキーム検討中（例：マレーシア国家規格との相互承認）		<国際標準化> ▶ JGAPの国際規格化のためにASIAGAPを開発（青果物についてGFSI※承認取得） <相互承認> ▶ GLOBALG.A.PとASIS GAP／JGAPの相互承認は無し ▶ ASIAGAP取得者はJGAPの審査一部免除 ▶ Canada GAP等の他国の類似認証間との相互承認は無し
	その他国際化状況	▶ ISO化が実現したため、今後は同ISO規格の普及促進の方針		▶ －（GAP認証を通関で求める国は増加傾向）

3. 第三者監査の運用体制の検討 国内事例調査・ヒアリング結果

(前頁続き)

		有機JAS 	エコアクション21 
一般概要	発行年	2000年	▶ 2004年
	管轄省庁	農林水産省	▶ 環境省
	認証・規格概要	▶ Codexガイドラインに基づき農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式を規定	▶ ISO14001規格を基に中小企業向けに取組内容を詳細に規定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）規格
	策定経緯	▶ 有機食品に関するCodexガイドライン（1999）に準拠し、指定農林物資（有機農産物・加工食品等）表示規制のため策定	▶ 中小企業の環境経営促進を目的に策定
	対象業種	▶ 農業生産者、食品加工者、農作物小分け事業者	▶ 全業種
	要求事項	▶ 生産方法、管理方法を規定（例：化学合成肥料及び農薬の使用禁止、遺伝子組み換え技術の使用禁止、等）	▶ 環境経営システムの構築、環境経営システムの3か月以上の維持、環境負荷改善、代表者による取組の評価・改善、環境レポートの作成、公表、審査員へのデータ提供、取組内容とレポートの整合
運用スキーム	スキームオーナー/発行機関	▶ 農林水産省、財務省（酒類）	▶ 環境省
	認定機関	▶ 認定機関は農水省、財務省（酒類のみ）	▶ N/A
	認証・監査機関	▶ 国内50機関（有機農業の推進を行う特定法人、研究会、監査機関等）※認証期間削減のため都道府県も認証を実施	▶ （一財）持続性推進機構
	認証機関要件	▶ ISO17065に基づく認証が可能であること（FAMICが審査）	▶ 環境省よりガイドラインに記載の要件適合確認を受け、認証機関として、認定
普及施策等	インセンティブ	▶ 食品表示法規制に該当の場合取得義務	▶ 利息優遇制度、入札時の加点、GX関連融資特別利率の適用
	普及状況	▶ 約6,000事業者が認証取得（内約5,000事業者が生産者・加工事業者）	▶ 取得事業者数：7,551社（内建設業が最大: 36.6%）※発足初期は増加。2012年頃から横ばい
	取得費用	▶ 認証機関や生産者の規模による。（数万円～10万円以上の幅、事業者規模等によっては100万円以上の場合もある）	▶ 事業規模により50,000円～300,000円（更新は2年に1回）
国際化に係る動向	国際標準化・相互承認	▶ 他国（米国、EU、カナダ、台湾、英国、スイス）有機認証との同等性承認	▶ 有料廃棄物処理業者認定制度との相互認証を実施（事業者の費用負担および監査負荷軽減のため）
	その他国際化状況	▶ 有機JASはCodex準拠のため国際化不要 ▶ 別分野でのISO規格化推進は実施（例：災害食のISO化検討会が発足（2024年1月））	▶ ー （国内ターゲットのため、国際化はスコープ外）

1	JSA-S1004:2020	国土交通省
2	GAP認証	農林水産省
3	有機JAS認証	農林水産省
4	エコアクション21	環境省

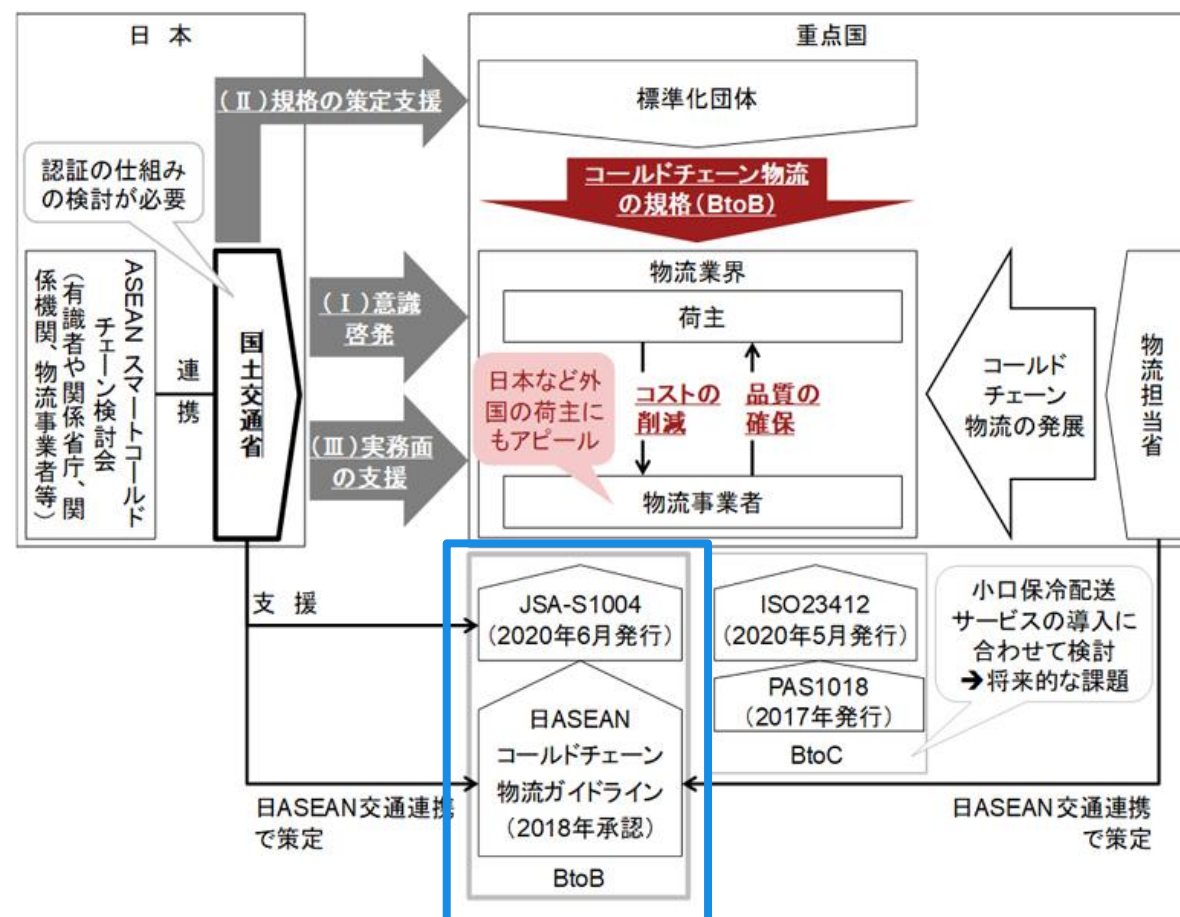
3. 第三者監査の運用体制の検討 国内事例調査・ヒアリング結果 1. JSA-S1004:2020（国交省）（1/2）

国土交通省主導で業界団体と共に策定したBtoBコールドチェーン規格（発行機関：日本規格協会）。ASEANとの相互承認・ISO登録等の国際化を推進中（⇒次頁参照）

監査要求事項・評価基準の策定体制

JSA-S1004:2020		
一般概要	発行年	2020年
	管轄省庁	国土交通省
	認証・規格概要	▶ 企業間（BtoB）におけるコールドチェーン物流サービスに関する規格
	策定経緯	▶ 日ASEAN間のコールドチェーンのガイドラインを認証化
	対象業種	物流（倉庫・運送）
運用スキーム	要求事項	安全対策、温度管理、セキュリティ対策 等
	スキームオーナー/発行機関	（一財）日本規格協会
	認定機関	▶ N/A
	認証・監査機関	（一財）日本海事協会
	認証機関要件	▶ ー（要件定義はないが、事実上国交省による指名）
普及施策等	インセンティブ	▶ 取得に係る優遇措置はなし ▶ 対ASEAN事業のクレジットの付与を目的としている
	普及状況	▶ 取得企業・企業数等は公表なしの模様 ※マレーシアではTASCO（郵船ロジスティクス参加）が取得済
	取得費用	▶ ー（個別照会必要）
国際化に係る動向	国際標準化・相互承認	▶ 2024年12月にISO規格化 ▶ ASEAN地域での相互承認スキーム検討中（例：マレーシア国家規格との相互承認）
	その他国際化状況	▶ ISO化が実現したため、今後は同ISO規格の普及促進の方針

（参考）認証スキーム



出所：日本式コールドチェーン物流サービス規格のASEANへの普及 - 富士通総研：富士通総研
<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/knowledge/opinion/consul/2020/2020-8-1.html>

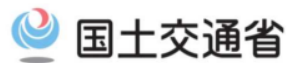
1	JSA-S1004:2020	国土交通省
2	GAP認証	農林水産省
3	有機JAS認証	農林水産省
4	Ecoアクション21	環境省

3. 第三者監査の運用体制の検討 国内事例調査・ヒアリング結果 1. JSA-S1004:2020（国交省）（2/2）

現在はASEANへの展開を実施中であり、2024年12月にはISO規格化が完了した。国内の認証スキームおよび国際標準化に向けた動向は以下の通り

国内体制

主導



規格
発行
機関



認証
機関



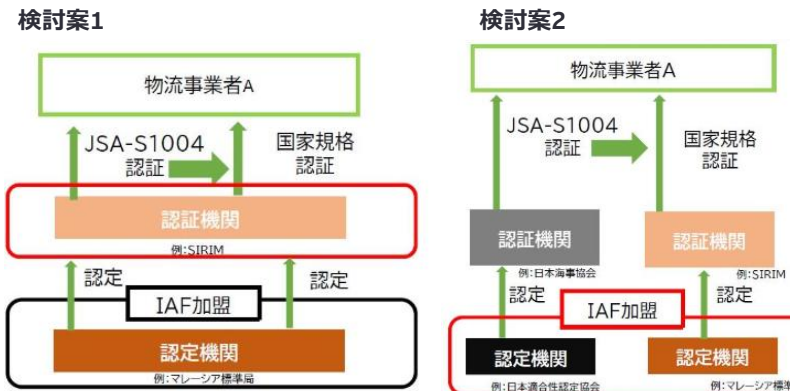
検討
機関

コールドチェーン物流サービス規格
(JSA-S1004)に関する普及検討委員会

座長 森 隆行 流通科学大学 商学部 教授
委員
佐川急便株式会社
株式会社ニチレイロジグループ本社
日本通運株式会社
ヤマトホールディングス株式会社
郵船ロジスティクス株式会社
一般社団法人日本物流団体連合会
一般財団法人日本海事協会
一般財団法人日本規格協会
一般財団法人運輸総合研究所
農林水産省
経済産業省
国土交通省

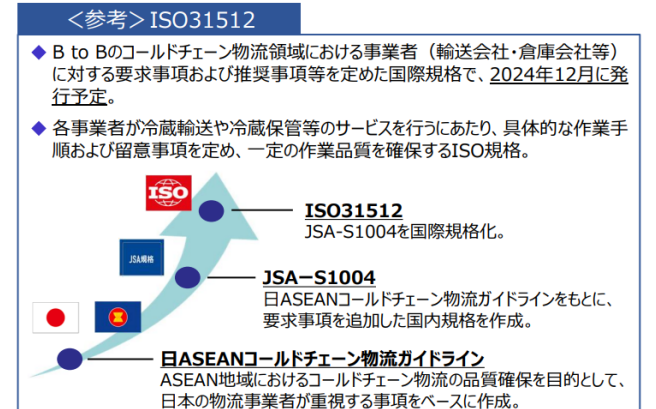
ASEANにおける相互承認スキームの検討

- ▶ 本企画のASEAN各国への普及を推進
- ▶ ASEAN市場のサービス品質向上に加え、日本の物流事業者の競争優位性の確保・海外展開の促進を目的とする



ISOへの登録

- ▶ 本規格の国際規格化を目指し、ISOへの提案・議論実施（2024年12月にISO化）



BtoB分野におけるコールドチェーン物流サービス規格の国際規格化

■ BtoB分野におけるコールドチェーン物流サービス規格(JSA-S1004)の国際標準化を推進するため、日本は2020年9月に**新たな技術委員会(TC:Technical Committee)**の設置をISOへ提案し、2021年1月に正式に承認された。

■ 2021年12月、JSA-S1004をベースとした**国際規格の開発**が、TC315参加国による投票で可決され、2022年2月にTC315内に設置されたワーキンググループにおいて、規格発行に向けた議論を進めている。

TC315について

◆ **委員会名:** Cold Chain Logistics
新事業国: 日本
議長: 根 敏則 (敬愛大学経済学部助教授)
◆ **参加国:** パンパシフィック19か国、Oメンバ14か国
(※2024年6月10日時点)

国内委員について

◆ **国内委員:** 森 隆行 (流通科学大学 商学部 教授)
委員: 国土交通省、農林水産省、経済産業省、流通科学大学、日本規格協会、日本物流システム機器協会、日本海事協会、日本冷凍空調工業会、日本通運協会、物流事業者、物流機器メーカー等

◆ **戦略委員会(コメンタリー):**
国土交通省、経済産業省、農林水産省、日本海事協会、ニチレイロジグループ本社、郵船ロジスティクス、ヤマト運輸、日新

◆ **事務局:** 日本規格協会

<今後の予定>
JSA-S1004をベースとする
国際規格: **ISO31512**発行

出所: 国土交通省 JSA-S1004の普及に向けた取り組みについて
<<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/MLIT.pdf>>

出所: ASEANでの質の高いコールドチェーンネットワークの構築 | 一般財団法人 運輸総合研究所
<https://www.jttri.or.jp/research/logistics/asean_portal.html>

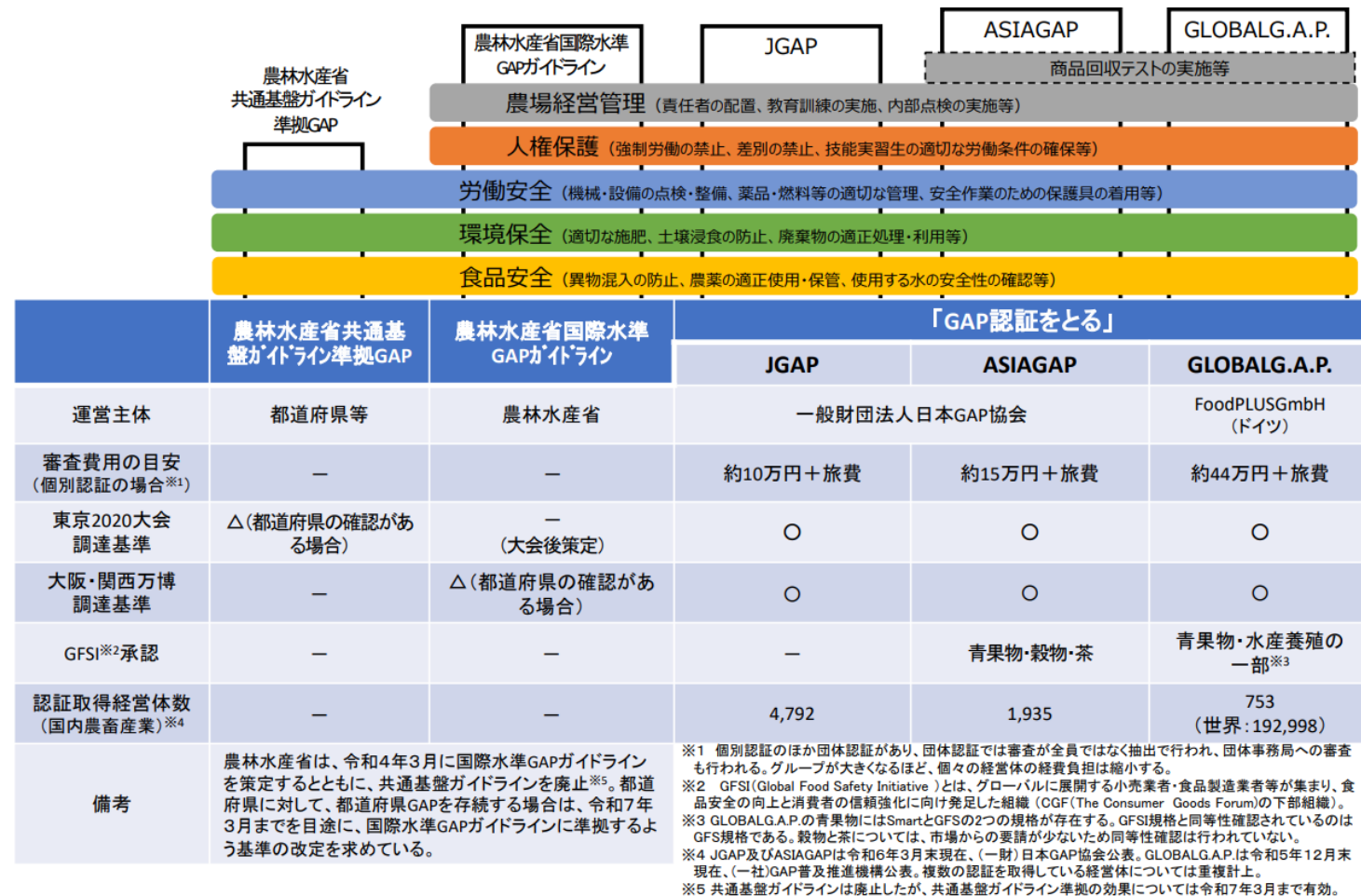
出所: 国土交通省 コールドチェーン物流サービスの国際標準規格の発行
<<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001841648.pdf>>

EUREPGAP(2001年発効)を踏まえ、農林水産省が主導した日本版GAP認証(経営管理・環境・人権・食品安全)。日本国内では、GLOBALG.A.P、ASIAGAP、JGAPが併存

GAP概要

内容	▶ 持続可能な農業のため生産者が取り組むべき世界的な基準
国内主導機関	▶ 農林水産省 ✓ ガイドラインを策定、普及を推進
要求対象	▶ 農場経営管理、人権保護、労働安全、環境安全、食品安全 ➡詳細は右図参照
取組実施方法	▶ 自己適合 ✓ 各種ガイドラインに従い農業者が自ら実施 ▶ 認証取得 ✓ ISO/IEC 17065の基準に適合していることを認定された認証機関が審査 ✓ 日本では、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPの3種類の認証が存在 ➡詳細は右図参照
現状・動向等	▶ 国際水準GAPの国内での普及により、SDGsへの貢献、国内GAP水準の引き上げを目指す

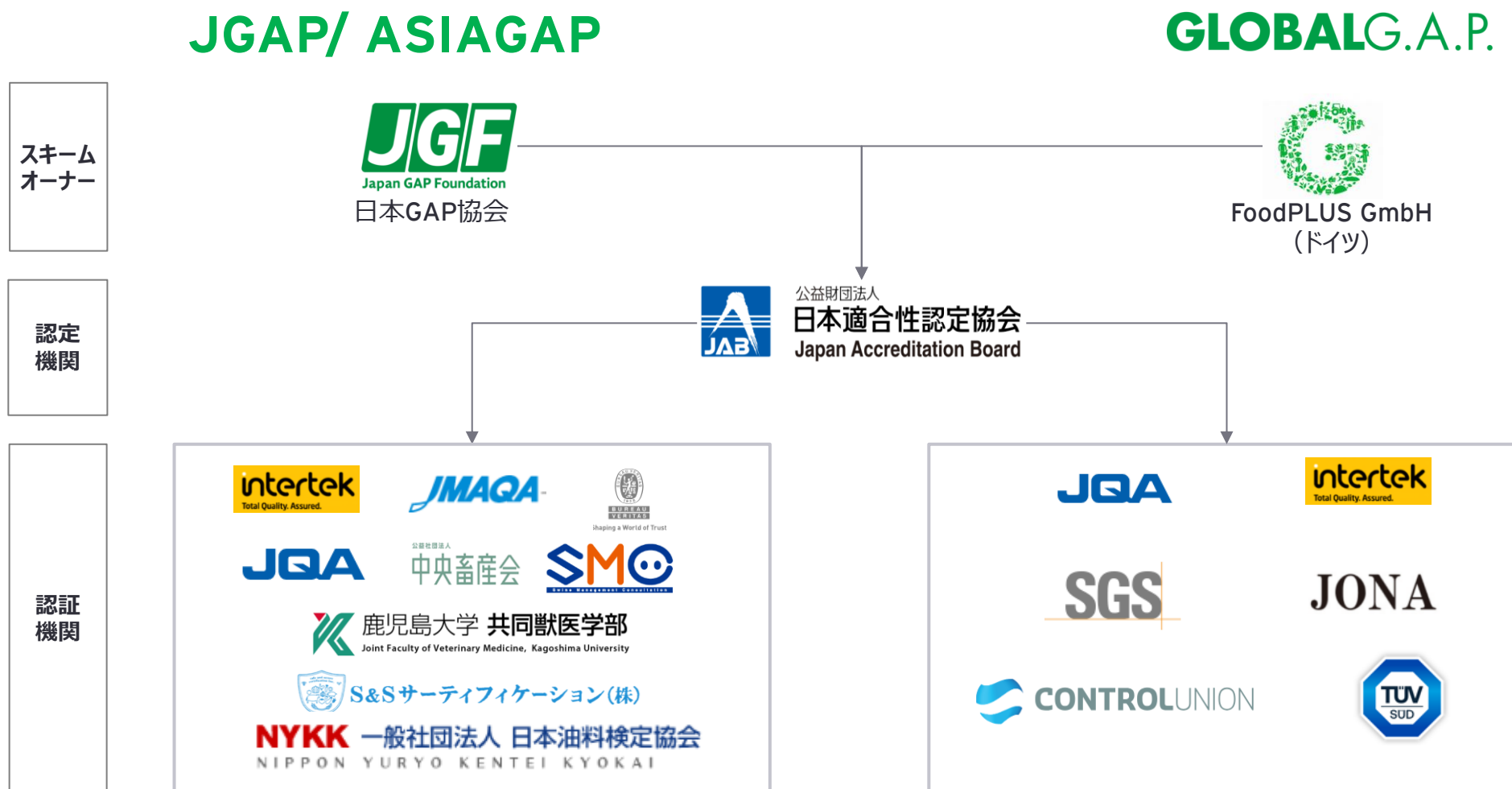
（参考）国内における各種GAP（各GAPの構成・特長）



3. 第三者監査の運用体制の検討 国内の事例調査 2. GAP認証（農林水産省）（2/4）

国内のGAP認証スキームは下図の通り。いずれも認定機関はJAB。JGAP・ASIAGAPはJGFがスキームオーナーで認証機関も同様（※GLOBALG.A.PとJGAP・ASIAGAP間は相互承認なし）

日本国内におけるJGAP・GLOBALG.A.Pの認証スキーム



出所：農林水産省 GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢 よりEY作成
https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/megurujyousei.pdf

3. 第三者監査の運用体制の検討 国内の事例調査 2. GAP認証（農林水産省）（3/4）

（参考）GLOBALGAP、ASIAGAP、JGAPの認証間比較

	スキームオーナー	成立経緯	要求事項	産物カテゴリ	GFSI承認 ※詳細は次頁参照
GLOBALG.A.P. 	FoodPLUSGmbH (ドイツ)	2007年成立 ▶ FoodPLUSGmbHが 2001年に策定した EUREPGAPから名 称変更、国際基準化	MAX 約190項目	7カテゴリ ・ 青果物 ・ 花卉と観賞用植物 ・ 穀物 ・ 茶 ・ ホップ ・ 植物の苗 ・ 水産養殖	○ (青果物・水産養 殖のうち一部)
ASIAGAP	一般財団法人日 本GAP協会	2017年成立 ▶ JGAPの国際規格化 (GFSI承認取得) のために開発	MAX - 約170項目	3カテゴリ ・ 青果物 ・ 穀物 ・ 茶	○
JGAP	一般財団法人日 本GAP協会	2007年成立 (第三者認証開始) ▶ 農水省「GAPの共通 基盤に関するガイドラ イン」に対応	MAX - - 約130項目	4カテゴリ ・ 青果物 ・ 穀物 ・ 茶 ・ 畜産	×

※1GLOBALG.A.PとJGAPの相互承認について

JGAPはJGAP+Gの規格にてGLOBALGAPとの同等性の承認獲得を目指した。

しかし、GLOBALG.A.Pは2013年6月7日にJGAPとの同等性を認めない旨の決定を通告。

そのためGLOBALG.A.P認証を求めるJGAP認証済の生産者は改めてGLOBALG.A.Pの管理点と適合基準に照らして認証を受ける必要がある。

出所：日本におけるGLOBALGAPの役割と課題

※2ASIAGAPとJGAPの相互性について

ASIAGAP認証取得者は、同一の品目・セクターのJGAP取得に際しては審査免除で取得可能

出所：BCNaDN4wVAA

概要 | GLOBALG.A.P.・ASIAGAP・JGAP（農業生産工程管理） | ISO認証 | 日本品質保証機構（JQA）よりEY作成

3. 第三者監査の運用体制の検討 国内の事例調査 2. GAP認証（農林水産省）（4/4）

（参考）GFSIは食品安全の向上と消費者の信頼強化のために設立された非営利団体であり、食品安全認証制度に独自の承認を与え、国際的な信頼性を付与している



（参考）GFSI概要

正式名称	Global Food Safety Initiative (非営利団体)
設立年	2000年
本部	パリ
設立経緯	▶ The Consumer Goods Forum（消費財の国際的な業界団体）の下で食品安全の向上と消費者の信頼強化のため設立
参加機関	▶ フードサプライチェーンの食品事業者、規格に係る国際機関、認証機関、学術機関 等
活動内容	▶ 世界規模での食品安全の改善 ▶ 活動の一つに食品安全に係る認証の信頼性を判断・承認するスキームの構築 ✓ GFSIベンチマーク要求事項の手起動度により承認付与 ✓ 「GFSI承認スキーム」は食品安全の認証制度としての信頼を得ている

[trvbtbwVAA](#)、GFSI: グローバル・フード・セーフティー・イニシアチブ - The Consumer Goods Forum - JapaneseよりEY作成

GFSI認証を受けた農産物関連の認証一覧



出所：GFSI: グローバル・フード・セーフティー・イニシアチブ - The Consumer Goods Forum - Japanese

3. 第三者監査の運用体制の検討 国内の事例調査 3. 有機JAS認証（農林水産省）（1/2）

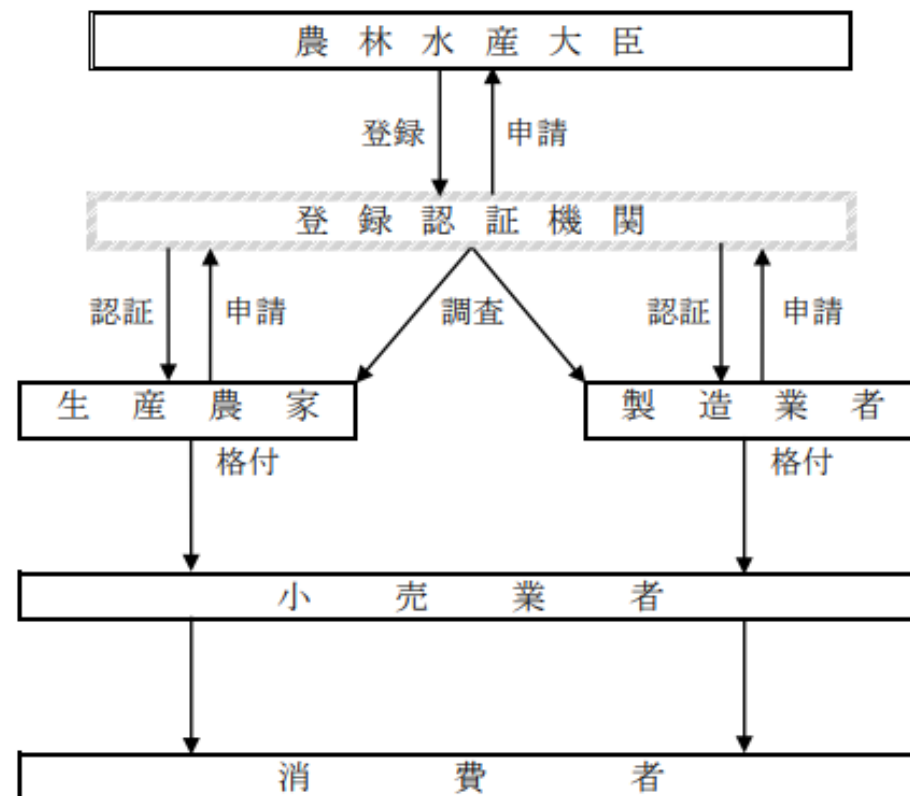
有機JAS認証は農林水産省及び財務省がスキームオーナーとなり、JAS法（1950年制定）に基づき農畜水産業における環境負荷を低減した生産方法等について審査、認証を付与するスキームである

有機食品の検査認証制度について



有機JAS		
一般概要	規格制定年	有機農産物・有機加工食品：2000年、有機飼料・有機畜産物：2005年、有機藻類：2021年
	管轄省庁	農林水産省、財務省（酒類）
	認証・規格概要	▶ Codexガイドラインに基づき農畜水産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方法を規定（有機藻類においてはCodexガイドラインがない）
	策定経緯	▶ 有機食品に関するCodexガイドライン（1999）に準拠し、有機農産物等の生産方法の規格化及び表示の適正化のため策定
	対象業種	▶ 生産農家、製造業者、小分け事業者、輸入業者
	要求事項	▶ 生産方法、管理方法を規定（例：化学合成肥料及び農薬の原則使用禁止、遺伝子組み換え技術の使用禁止、等）
運用スキーム	スキームオーナー/発行機関	▶ 農林水産省、財務省（酒類）
	認定機関	認定機関は農水省、財務省（酒類のみ）
	認証・監査機関	▶ 国内51機関（有機農業の推進を行う特定法人、研究会、監査機関等）※都道府県等が認証を実施している事例あり
	認証機関要件	▶ ISO17065に基づく認証が可能であること、JAS法に定める要件（被認証事業者による支配のないこと等）を満たすこと（FAMICが審査）
普及施策等	インセンティブ	▶ 指定農林物資（有機農産物・有機加工食品）に「有機」表示を行う場合取得義務
	普及状況	▶ 国内約6,000事業者が認証取得（内約5,000事業者が生産農家、製造業者）
	取得費用	▶ 認証機関や事業者の規模による。（数万円～10万円以上の幅、事業者規模等によっては100万円以上の場合もある）
国際化に係る動向	国際標準化・相互承認	▶ 他国（米国、EU、カナダ、台湾、英国、スイス）有機認証との同等性相互承認
	その他国際化状況	▶ 各国がCodexに準拠した有機基準を策定。互いにCodexに準拠していることをもって相互承認を行っている。

（参考）認証スキーム



出所：農林水産省 有機食品の検査認証制度について
https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-476.pdf

3. 第三者監査の運用体制の検討 国内の事例調査 3. 有機JAS認証（農林水産省）（2/2）

有機JASは現在、米国・EU等の有機認証との互換性が付与されている。さらに認証の海外展開やCodexおよびISOなどの国際規格化に向けた取組を実施中

国外認証との互換性付与状況

有機認証制度の同等性

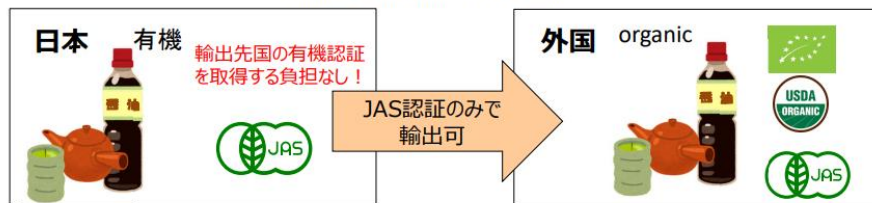
有機同等性

- 諸外国の多くは、「有機」の名称表示を規制。
（その国・地域の有機認証を受けた産品でなければ「有機」と表示できない）
- 一方、国家・地域間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国・地域の有機認証を自国・地域の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能。これを「有機同等性」という。
- 日本について有機同等性を承認した国・地域（令和6年1月1日現在）

	農産物	農産物加工食品 (酒類を除く)	酒類	畜産物及び 畜産物加工食品
米国	○	○	—	○
EU	○	○	—	—
カナダ	○	○	○	○
台湾	○	○	○	—
英国	○	○	—	—
スイス	○	○	—	○

豪州、NZなど、日本の有機制度に基づく有機食品であれば輸出可能な国もある（有機同等性の承認は不要）。

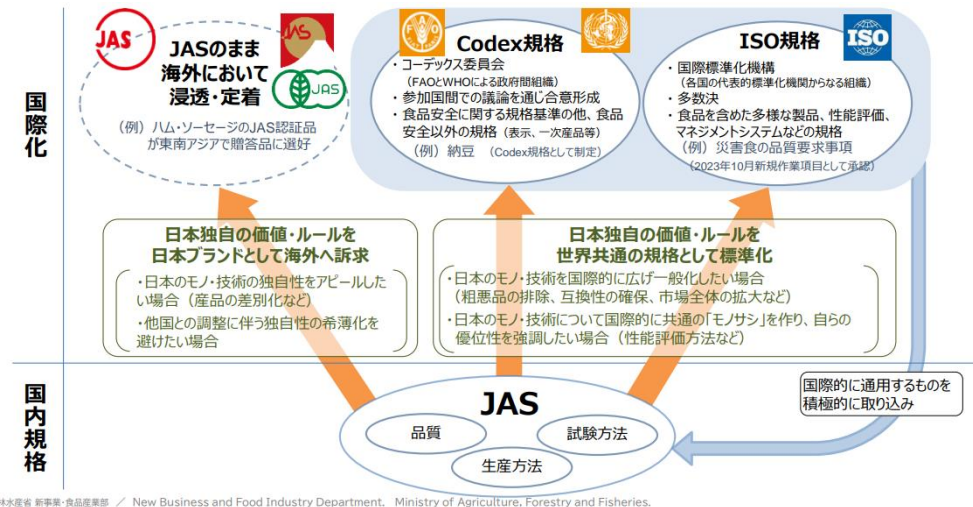
有機同等性が締結されている場合



農林水産省 新事業・食品産業部 / New Business and Food Industry Department, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

出所：02_JASokusaika.pdf

（参考）規格・認証の国際展開イメージ

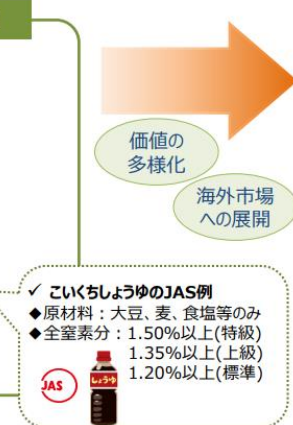


農林水産省 新事業・食品産業部 / New Business and Food Industry Department, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

5

従前のJAS制度

- 品質の平準化（粗悪品の排除）
- 国内市場を想定
- B to C + B to B
- 食品・農林水産品の品質
- 役所主導の規格化



新たなJAS制度

- 品質の平準化 + 事業者や地域の差別化・ブランド化
- 国内市場 + 海外市場も視野、国際化も指向
- B to C + B to B
- 食品・農林水産品の品質・仕様 + 生産・流通プロセス、事業者の取組、性能評価、こだわり、ものごと...
- 事業者・地域からの提案を規格化

✓ こいちしょうゆのJAS例
◆原材料：大豆、麦、食塩等のみ
◆全窒素分：1.50%以上(特級)
1.35%以上(上級)
1.20%以上(標準)

JAS (Japanese Agricultural Standard : 日本農林規格)

出所：02_JASokusaika.pdf、_seido.pdf

8

3. 第三者監査の運用体制の検討 国内の事例調査 4. エコアクション21（環境省）（1/2）

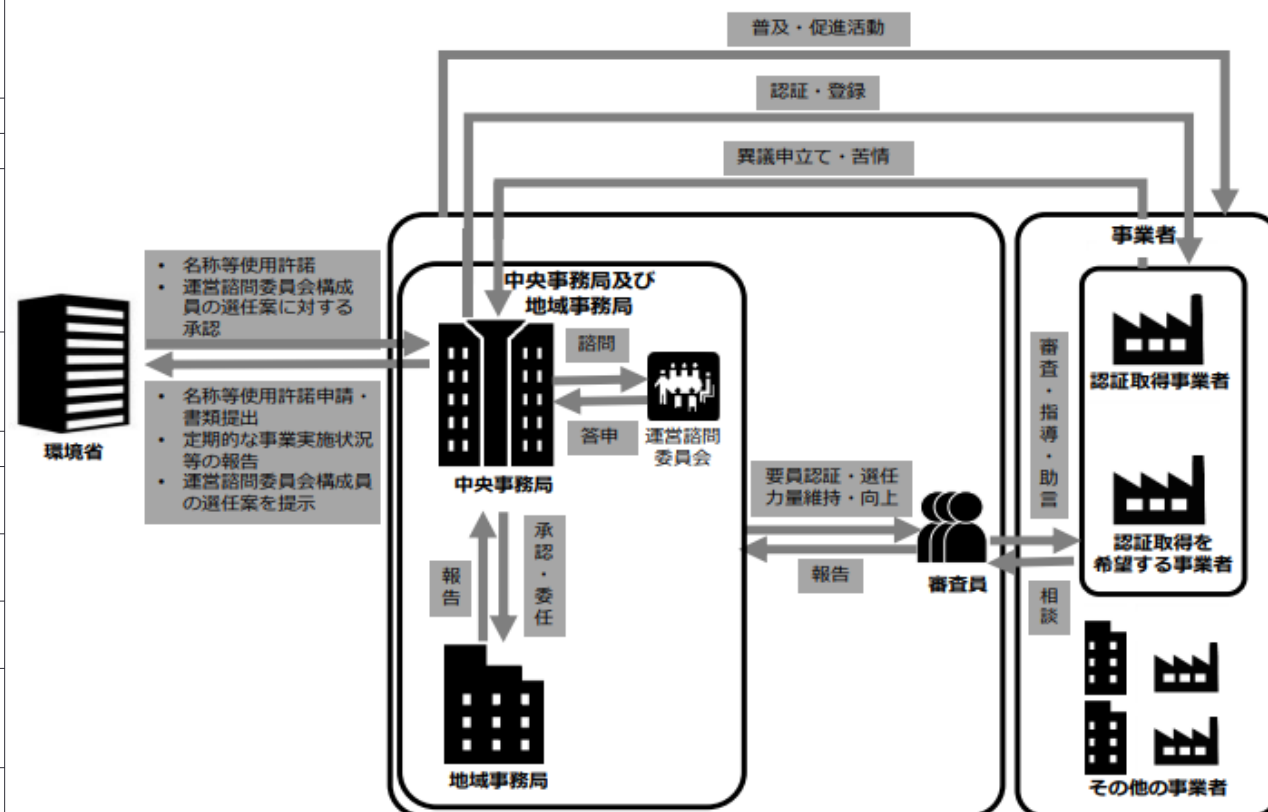
エコアクション21（環境省） 概要

監査要求事項・評価基準の策定体制



エコアクション21		
一般概要	発行年	▶ 2004年
	管轄省庁	▶ 環境省
	認証・規格概要	▶ ISO14001規格を基に中小企業向けに取組内容を詳細に規定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）規格
	策定経緯	▶ 中小企業の環境経営促進を目的に策定
	対象業種	▶ 全業種
	要求事項	▶ 環境経営システムの構築、環境経営システムの3か月以上の維持、環境負荷改善、代表者による取組の評価・改善、環境レポートの作成、公表、審査員へのデータ提供、取組内容とレポートの整合
運用スキーム	スキームオーナー/発行機関	▶ 環境省
	認定機関	▶ N/A
	認証・監査機関	▶ （一財）持続性推進機構
	認証機関要件	▶ 環境省が策定したガイドラインに規定された要件適合確認を受けること
普及施策等	インセンティブ	▶ 利息優遇制度、入札時の加点、GX関連融資特別利率の適用
	普及状況	▶ 取得事業者数：7,551社（内建設業が最大：36.6%）※発足初期は増加。2012年頃から横ばい
	取得費用	▶ 事業規模により50,000円～300,000円（更新は2年に1回）
国際化に係る動向	国際標準化・相互承認	▶ 有料廃棄処理業者認定制度との相互認証を実施（事業者の費用負担および監査負荷軽減のため）
	その他国際化状況	▶ ー（国内ターゲットのため、国際化はスコープ外）

（参考）認証スキーム



出所：環境省 エコアクション21ガイドライン < <https://www.env.go.jp/content/900497010.pdf> >

3. 第三者監査の運用体制の検討 国内の事例調査 4. エコアクション21（環境省）（2/2）

エコアクション21（環境省） 特徴・基本要件

エコアクション21の主な特徴

【特徴1】 中小事業者でも取り組みやすい効果的・効率的な PDCA サイクル

中堅・中小事業者の実務負担にも配慮した取り組みやすい継続的改善のための PDCA サイクル。14 の取組項目（要求事項）から構成。環境への取組と経営の融合、環境経営目標の設定と取組の実施、人材育成、環境面のコンプライアンス、成果の見える化など様々な期待に応え得る組織体制の構築と運用を可能とし、経営力向上、組織の活性化を実現。

【特徴2】 環境経営レポートの作成・公表により活発なコミュニケーションと透明性の向上を促進

環境経営レポートの作成と公表を通じて様々な関係者との対話を行うことにより、社会的信頼が高まり、自社の企業価値が向上。またエコアクション21では、環境データなどの提供を事業者へ求め、データの集計・分析を中央事務局が行い、結果を事業者へフィードバック、自治体へ提供している。

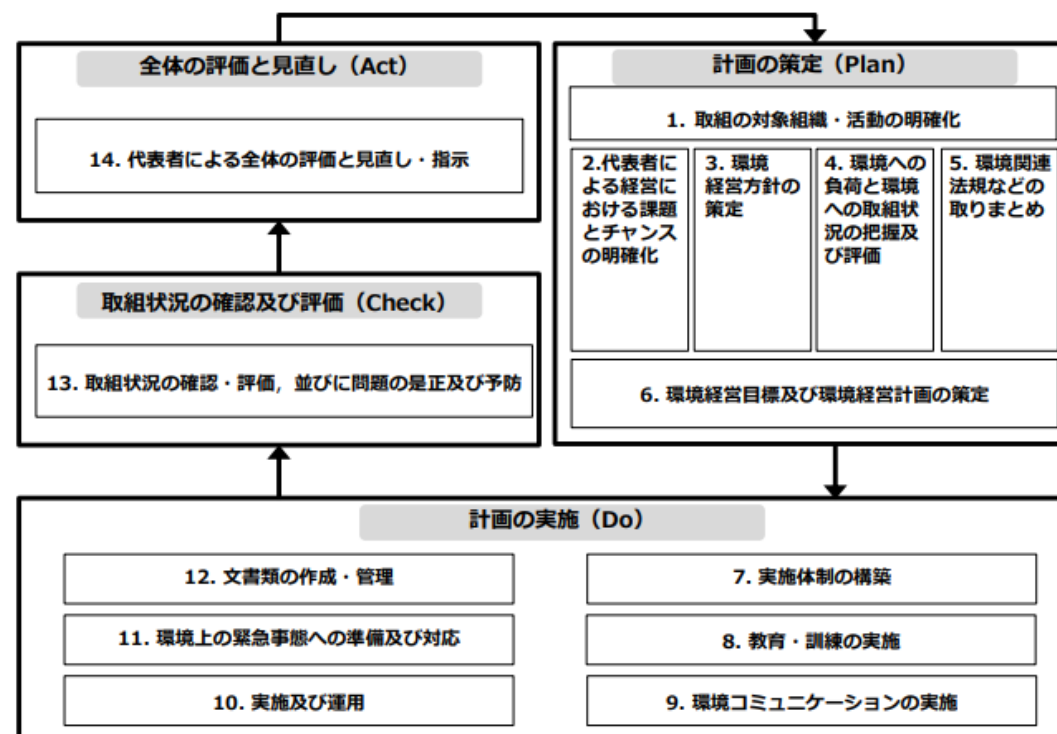
【特徴3】 事業者の継続的な改善を支援する仕組み

スパイラルアップ（継続的改善）の取組を念頭に本ガイドライン及び取組内容が設計されている。

認証・登録の基本要件

1. 「計画の策定(Plan)」、「計画の実施(Do)」、「取組状況の確認及び評価(Check)」及び「全体の評価と見直し(Act)」からなる PDCA サイクルに基づく環境経営システムを適切に構築していること
2. 構築した環境経営システムを3か月以上（PDCA サイクルを一度実行する）、適切に運用し、維持していること
3. 環境負荷（二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、水使用量など）を把握し、必要な環境への取組（二酸化炭素排出量の削減、廃棄物排出量の削減、水使用量の削減、自らが生産・販売・提供する製品の環境性能の向上及びサービスの改善など）を適切に実施していること
4. 代表者による全体の評価と見直し・指示が適切に行われていること
5. 環境経営レポートを定期的に作成し、公表していること
6. 原則として環境などのデータを審査員に提供していること
7. 環境への負荷及び取組状況の自己チェックの内容、環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画の内容、並びに環境経営レポートの内容が整合していること

PDCA サイクルに基づくエコアクション21の14の取組項目



3. 第三者監査の運用体制の検討 海外の事例調査 1. Blue Angel（独）（1/2）

Blue Angelはドイツ政府により所有・運営される認証スキームであり、将来的にJASTIの認証移行を検討するに際して参考事例となり得る

Blue Angel認証概要



設立年	1978年
スキームオーナー	連邦環境・自然保護・建設・原子力安全・消費者保護省 (BMUV) ▶ 旧西ドイツ内務省の環境保護イニシアチブとして設立 ▶ 1986年に環境省 (BMUV) が設立し、環境省所管となる (→スキーム図は次頁参照)
対象業種	繊維・日用品・家電・建築材・エネルギー関連製品・文具・車両・およびその他サービス業 等
認証する対象	社会的責任と環境に関する認証（製品・サービス認証）
認証取得要件	▶ 各製品・サービスごとに定められている要件を充足すること ▶ 対象製品・サービスは右図参照 (詳細はリンク参照： Basic Award Criteria Blue Angel)
現況・動向等	▶ 1,600社以上の約40,000の製品・サービスが認証取得済 (2024年11月時点) ▶ 現在は8分野計104製品・サービスが対象 ✓ 対象製品は市場の動向に合わせ、追加・削除を実施

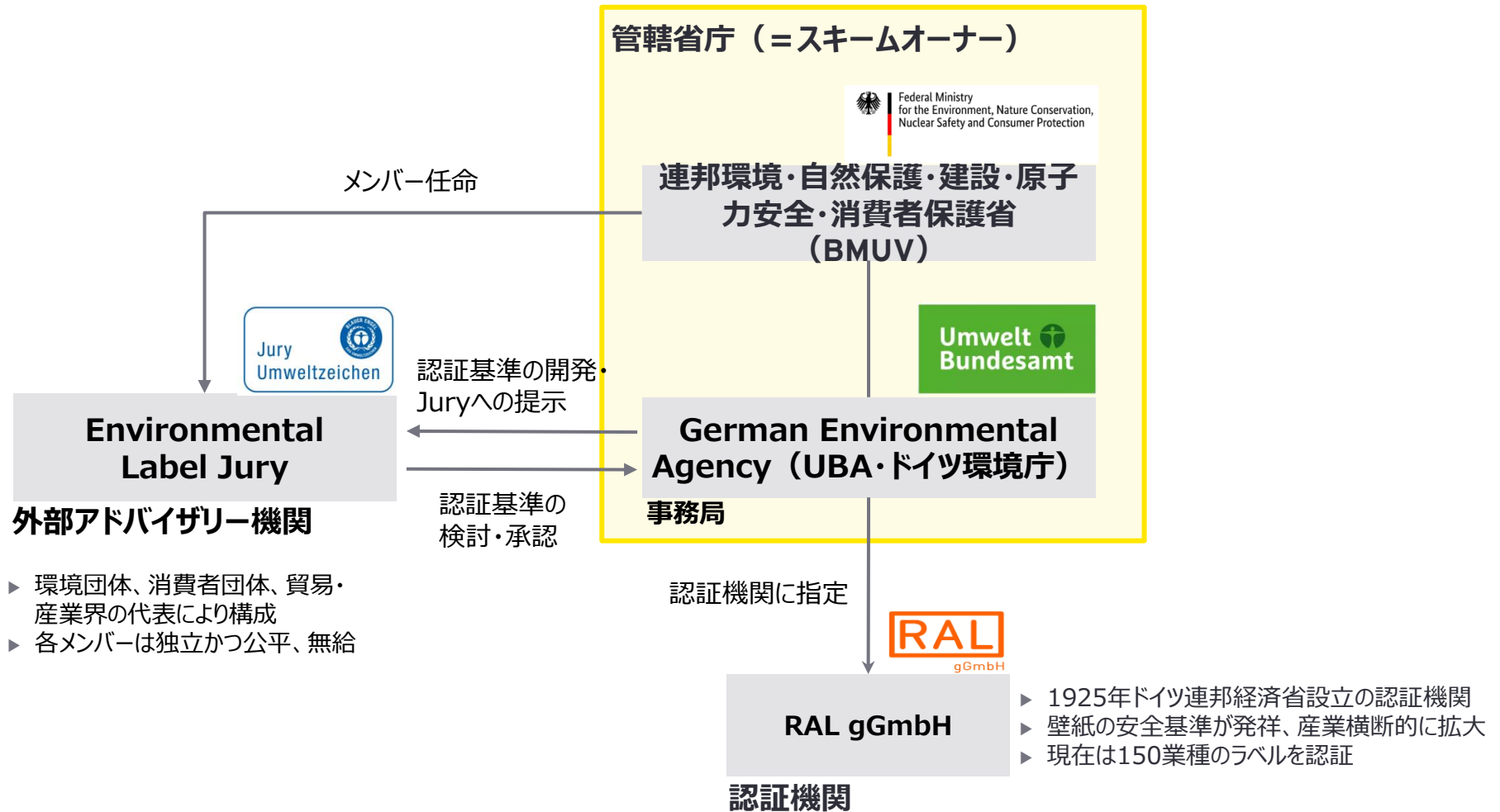
(参考) Blue Angel認証対象分野

認証分類	認証対象
Household / Drugstore	製品
Living / Textiles	製品
Green-IT / Household Appliances	製品/サービス
Construction Products	製品
Heating / Energy	製品
Paper / Stationery	製品
Vehicles / Mobility	製品/サービス
Services / Municipality	製品/サービス

出所：[Blue Angel | The German Ecolabel](#)

Blue Angelのスキーム図は以下の通り。ドイツ政府（BMUV）がスキームオーナーとなり、認証機関を直接指定している

Blue Angelスキーム概要図



※Blue Angel認証の唯一の認証機関

FSSC 24000のは非営利団体により運営されているが、認定機関の多くは各国政府系認定機関のため、JASTI監査の国際化の検討の参考となると思われる



FSSC 24000認証概要

設立年	2022年
スキームオーナー	Foundation FSSC（オランダNPO法人）  ▶ 2004年設立のオランダの非営利団体 ▶ 食品安全の認証スキームであるFSSC 22000（Food Safety System Certification）を運営 ▶ 2022年からは社会的責任にも分野を拡大した認証スキームであるFSSC 24000を開発 （➡スキーム図は次頁参照）
対象業種	食品・繊維・化学産業の製造加工、その他関連産業 等
認証する対象	ソーシャルマネジメント認証（施設認証）
認証取得要件	以下の要件を充足すること： ▶ PAS 24000 Management System Part（右表参照） ▶ PAS 24000 Annex A（右表参照） ▶ FSSC 24000 Scheme Requirements（ロゴの使用、他認証との要件等の詳細要件）
現況・動向等	現在は7認定機関と8認証機関が登録され、2企業（メキシコ・オランダ）が認証取得済（FSSC 22000の実績より施設認証として今後拡大していく可能性が高い）
参考）PAS 24000	▶ BSIが発行したソーシャルマネジメントシステム規格 ▶ SCV Foundationが策定した規格をBSIから規格として公開 ▶ オランダの食品安全認証を策定する非営利団体 ▶ HACCPやFSSC 22000を策定 ▶ 組織の社会的パフォーマンスの向上が目的 ▶ FSSCがFSSC 24000として認証化

（参考）要求項目（PAS24000の該当箇所）

該当箇所	認証要件分野
PAS 24000 Management System Part	4. Contexts of organisation 5. Leadership 6. Planning 7. Support 8. Operation 9. Performance evaluation 10. Improvements
PAS 24000 Annex A	A1. Human rights policy A2. Forced labour A3. Child labour A4. Freedom of association A5. Occupational health and safety A6. Building safety A7. Employment and contractual relations A8. Working hours A9. Grievance mechanism A10. Business ethics

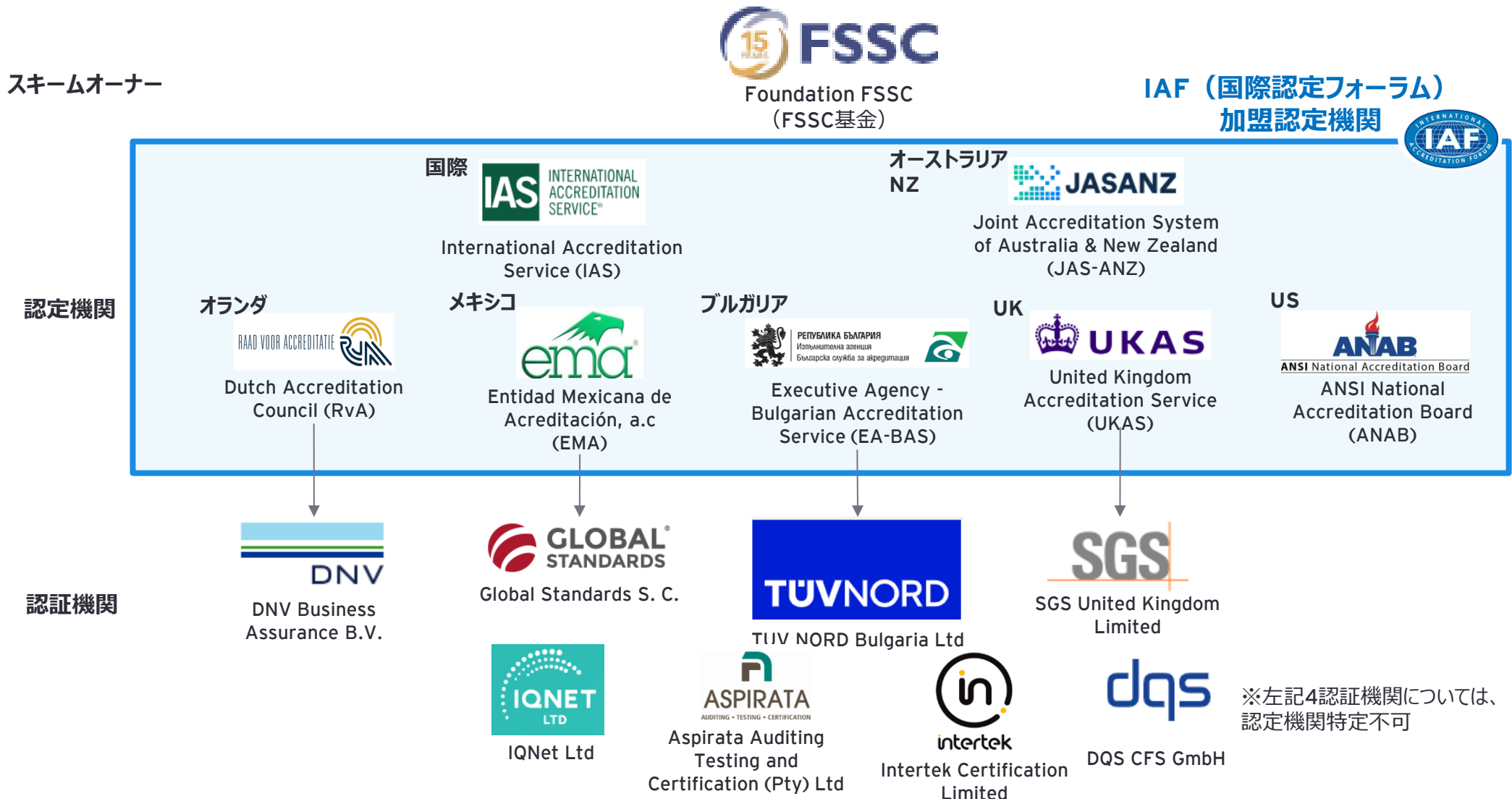
※“PAS 24000”の要求事項の内、“Management System Part”及び“Annex A”（人権関連の要求項目）が該当

➡各項目の詳細は以下リンク参照

[Annex-2_FSSC-24000_CB-Audit-report-requirements_Version-1_2022.pdf](#)

FSSC 24000は国際NPOのFSSCがスキームオーナーとなり、計7か国および国際認定機関が認定する認証スキーム

FSSC 24000スキーム概要図



3. 第三者監査の運用体制の検討 海外の事例調査 2. FSSC24000（蘭）（3/3）

（参考）FSSC 24000の認定機関および認証機関

認定機関一覧

認定機関	管轄国・地域	Scheme
Dutch Accreditation Council (RvA)	Netherlands	FSSC 22000 FSSC 24000
Entidad Mexicana de Acreditación, a.c (EMA)	Mexico	FSSC 22000 FSSC 24000
Executive Agency - Bulgarian Accreditation Service (EA-BAS)	Bulgaria	FSSC 24000
United Kingdom Accreditation Service (UKAS)	United Kingdom	FSSC 22000 FSSC 24000
ANSI National Accreditation Board (ANAB)	United States	FSSC 24000
Joint Accreditation System of Australia & New Zealand (JAS-ANZ)	Australia, New Zealand	FSSC 22000 FSSC 24000
International Accreditation Service (IAS)	International (HQ: US)	FSSC 22000 FSSC 24000

認証機関一覧

Certification Body	Scheme
Aspirata Auditing Testing and Certification (Pty) Ltd	FSSC 24000 (Active)
DNV Business Assurance B.V.	FSSC 24000 (Active)
DQS CFS GmbH	FSSC 24000 (Active)
Global Standards S. C.	FSSC 24000 (Active)
Intertek Certification Limited	FSSC 24000 (Active)
IQNet Ltd	FSSC 24000 (Active)
SGS United Kingdom Limited	FSSC 24000 (Active)
TUV NORD Bulgaria Ltd	FSSC 24000 (Active)

出所 : [Accreditation Bodies – FSSC](#)、[Certification Bodies – FSSC](#)より抜粋

目次

1. 事業実施概要

2. 監査要求事項・評価基準の精緻化・策定の検討

3. 第三者監査の運用体制の検討

4. 国際ルール形成に関する検討等

4-1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等

4-2. ルール形成によって創造・拡大出来る国際市場の規模の調査

5. ワーキンググループ及び研究会の開催

5-1. ワーキンググループ

5-2. 研究会

事業内容（3）に係る仕様書記載事項及び実施内容・実施方針の整理

仕様書記載事項（一部抜粋）	本事業での実施内容
（3）国際ルール形成に関する検討等	
① 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等 ▶ 策定する監査要求事項・評価基準と既存の国際認証及び国際イニシアティブとの連携、相互承認の可能性について、デスクトップ調査を行うとともに、他国政府や国際機関等にヒアリング調査を行う。（繊維産業に特化した取組の他、他産業・業種横断的なものも含めた先行事例を調査するとともに、相互承認等における課題や、実現しうる場合の方策を含めた技術的検討を行い、整理する） ▶ 国際標準の開発・利用に向けて、特に重要となる技術動向等について情報収集等を行い、有効性等についての検討を行う。 ▶ 国際イニシアティブ等との相互承認等を念頭に置いた際に、日本の繊維産業の実態等を踏まえ追加的に必要と思われるより高いレベルの要求事項についても検討・論点整理を行い、整理する。	▶ 国際イニシアティブ等に対して、JASTIとの互換・相互承認等を含む協業可能性に係るヒアリングを実施した。（対象：SLCP、SA8000、WRAP、BCI、BSCI） ▶ 加えて、JASTIの将来的な認証制度化を念頭に、国内外における政府主導の認証制度の机上調査、ヒアリングを実施し、（各認証の国際標準化に係る動向・方針等について整理した（ISO活用例、技術動向等の内容を含む） ▶ 先進的な国際イニシアチブ（BSCI等）と、現状のJASTI案との要求事項の包摂範囲の比較検討等を実施した。 ▶ 人権DD推進関連の国際機関の取組（イニシアチブ・国際標準等）、及び欧州等の法制度の動向についても追加的に机上調査を実施した。

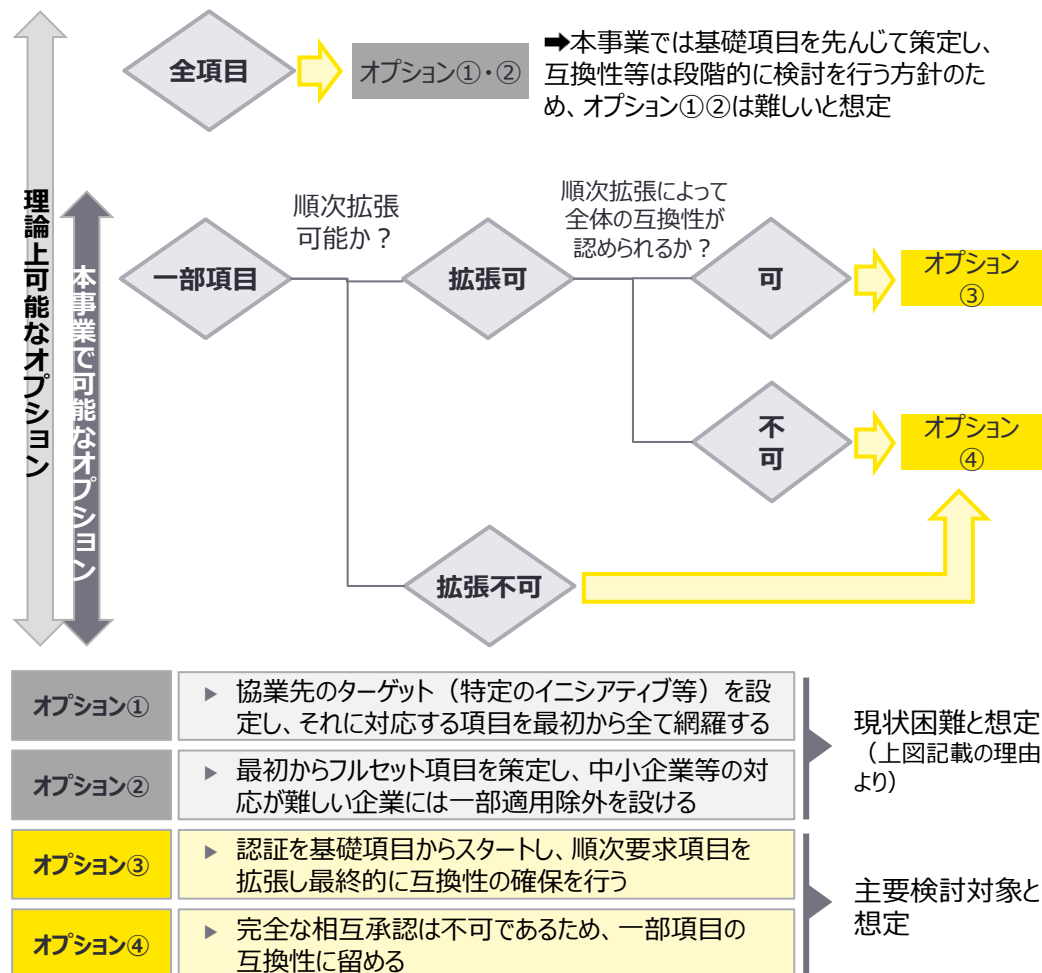
以下の主要な国際イニシアチブ等に対し、JASTIとの互換性・相互承認等を含む協業可能性についてヒアリングを実施

- 1～3の機関は令和5年度事業で協業可能性に係る初期ヒアリングを実施済みであった経緯より、互換性・相互承認等を含む協業オプション等に係る具体的な可能性についてヒアリングを行った。
- 4～5の機関は、本事業がファーストコンタクトであったため、組織概要等に係るヒアリングの後、協業可能性についてのヒアリングを実施した。

#	ヒアリング先	概要
1	SA8000 (Social Accountability 8000)	•1997年設立 •第三者認証 •対象分野：社会、人権 •対象産業：業界横断（内20%ほど繊維アパレル製造）
2	WRAP (Worldwide Responsible Accredited Production)	•2000 年設立 •第三者認証 •対象分野：社会・人権/環境 •対象産業：繊維アパレル産業
3	SLCP (Social Labor Convergence Program)	•2015 年設立 •監査ツール提供（第三者認証も実施） •対象分野：社会・人権/環境 •対象産業：繊維・アパレル産業
4	BCI (Better Cotton Initiative)	•2009年設立 •国際イニシアチブ（second-party-assessment、第三者認証） •対象分野：社会、人絹/環境 •対象産業：繊維アパレル産業（綿花生産、製造・販売）
5	BSCI (Business Social Compliance Initiative)	•2003年設立 •国際イニシアチブ（第三者verificationもあり） •対象分野：社会・人権/環境 •対象産業：小売業者、輸入業者、ブランド

国際イニシアチブ等との相互承認における理論上のオプションを整理。本事業ではこれに基づき、協業候補特定及び協業方針の協議を実施した

相互承認等の協業オプションの整理



国際認証・イニシアチブへのヒアリング項目

- 日本の規格や認証との（部分的な）相互互換の可能性について
 - ▶ 日本の認証との協業について、貴団体は以下の4つのオプションの内どれが検討可能か。
 - ▶ オプション 1. 全項目を相互にカバーした上での相互承認
 - ▶ オプション 2. 基本的に全項目を相互にカバーするが、一部項目への適用除外の設定も可能とする
 - ▶ オプション 3. 一部項目の互換性から開始し、必要項目を順次拡大の上最終的に全項目の相互承認を行う
 - ▶ オプション 4. 完全な相互承認は不可能だが、一部項目のみの部分承認を行う
 - ▶ 相互互換（貴団体と日本側認証の双方の認証・検査結果等を相互に認める）と片側互換（日本側認証のみが貴団体の認証・検査結果等を受け入れる）のいずれか、またはいずれも受入が可能か。
 - ▶ 仮に日本側認証が貴団体の部分的要件のみしか満たしていない場合、相互互換の検討に向けてどのような条件が必要か。
- 日本規格・認証策定への意見等
 - ▶ 本事業で策定する認証について、上記の相互承認等の他に連携・協業可能性等はあるか？
 - ▶ 協業に際して、日本政府から貴団体に対するインセンティブ提供の必要があるか。どのようなインセンティブが望ましいか。
 - ▶ 例えば、公共調達における日本認証の利用の促進を行うことで、相互承認等の協業関係にある貴団体の利用増加につながる、というような互恵的関係の構築は可能性があるか。

4. 国際ルール形成に関する検討等 4-1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等

オプション③・④を模索する場合、最初は基礎項目を要求事項として、それらの一部互換性を目指し、将来的に国際的に求められる高いレベルの要求項目を追加・拡張していくことが望ましい

	フェーズ1 国内認証制度の確立	フェーズ2 国際認証との互換性の付与	検討課題
想定運用方針	- 国内中小企業等に向けた認証制度の創設 - 公的認定機関等の指定する国内認証機関が認証・監査を実施	- 国内認証と既存の国際認証・イニシアチブとの互換性付与を模索 - 国際認証・イニシアチブの認証機関と連携し、相互承認を実施	
主な目的／利用者メリット	サプライヤーの監査疲弊の軽減 - バイヤー（特に日系バイヤー）が、同認証を取得したサプライヤーへの監査減免を行うなど、監査疲弊の軽減につながる取組を奨励 社会・人権取組の底上げ - 国内中小企業の社会的責任監査対応の指針とし、業界全体としての社会・人権面の取組の底上げを図る （オプション）その他インセンティブ付与 - 政府主導のインセンティブ付与（例：公共調達における優遇、情報公開によるレピュテーション向上、等）	国内認証制度の取得促進・活用範囲の拡大 - 既存認証・イニシアチブとの相互承認を通じ、国内認証の適用範囲が拡大することにより、受け入れバイヤーの増加や、国際認証取得のハードル低下等、取得メリットが増加する 欧州市場とのビジネスの拡大 - 国内認証が国際認証・イニシアチブとの互換性を有することにより、欧州市場へのアクセスのハードルが下がり、欧州バイヤーとの取引増加が期待される	- 相互承認・互換性付与による双方のメリットにどのように遡及するか？ - 特に、既存の国際認証・イニシアチブ側に対してどのようなメリットを提示するか？ - 欧州市場拡大に向け、高い要求基準をどのようなタイムラインで、どのレベルで包摂していくべきか？
監査要求事項	社会・人権項目における必要最低限の取組が中心	互換性の幅を広げるに当たっては、将来的に、国際ブランドの要求水準を充足する難易度の高い基準（人権DDプロセス、最新議論を踏まえた人権項目、等）を包摂	

4. 国際ルール形成に関する検討等 4-1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等 ヒアリング結果

本事業で実施した3機関のヒアリング結果を下表に集約

項目		SLCP 	SA8000 	WRAP 
一般情報	組織・サービス形態	セルフアセスメントツール 第三者による証明 (verification) も可	認証 (施設認証)	認証 (施設認証)
	普及状況	▶ 266団体 (51ブランド) が加盟 ▶ Gap、H&M、ラルフローレン、adidas、Nike、アシックス、New Balance、Columbia、Patagonia、LL Bean、ファーストリテイリングも導入	▶ 5,713施設 (内1,121施設が繊維アパレル製造) が認定を取得 (2025年3月時点) ▶ 欧州・米国でユーザー数が多い (日本での普及率は低水準)	▶ WRAP認証取得施設は約3500件 ▶ 認証を活用するブランドは約400社 (内、米国企業50社)
	その他特記事項	▶ グローバルのユーザー数は最大規模	▶ 現在より改善プロセスを重視する監査基準への改訂作業中	▶ 米国ではある程度プレゼンスあり ▶ 米国税関基準の証明となる唯一の認証
本事業での聞き取り内容	ベンチマーク・プロセス	▶ ITC事務局が初期的調査を実施 ▶ その後SLCPと二者間で詳細比較を実施	▶ SA8000と二者間で詳細比較を実施	▶ 項目及び監査methodologyの合致
	期間	▶ 早ければ1年程度	▶ 数年程度	▶ 数年程度
	データベース構築	▶ 任意 (マニュアルでの受け入れもAPIでの共通基盤も可)	▶ 必須 (API共通基盤必須)	▶ 任意
	互換性の方向性	▶ SLCPの結果を受け入れ (片務的互換性、部分的互換性も可)	▶ 双務的互換性 (部分的互換性付与も可)	▶ 双務的互換性可

4. 国際ルール形成に関する検討等 4-1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等 BCI (1/5)

BCI (Better Cotton Initiative)は、綿花生産農家とSC上のステークホルダー（メンバー）が参加し、農家の支援を通じて持続可能な綿花生産を推進するイニシアティブ

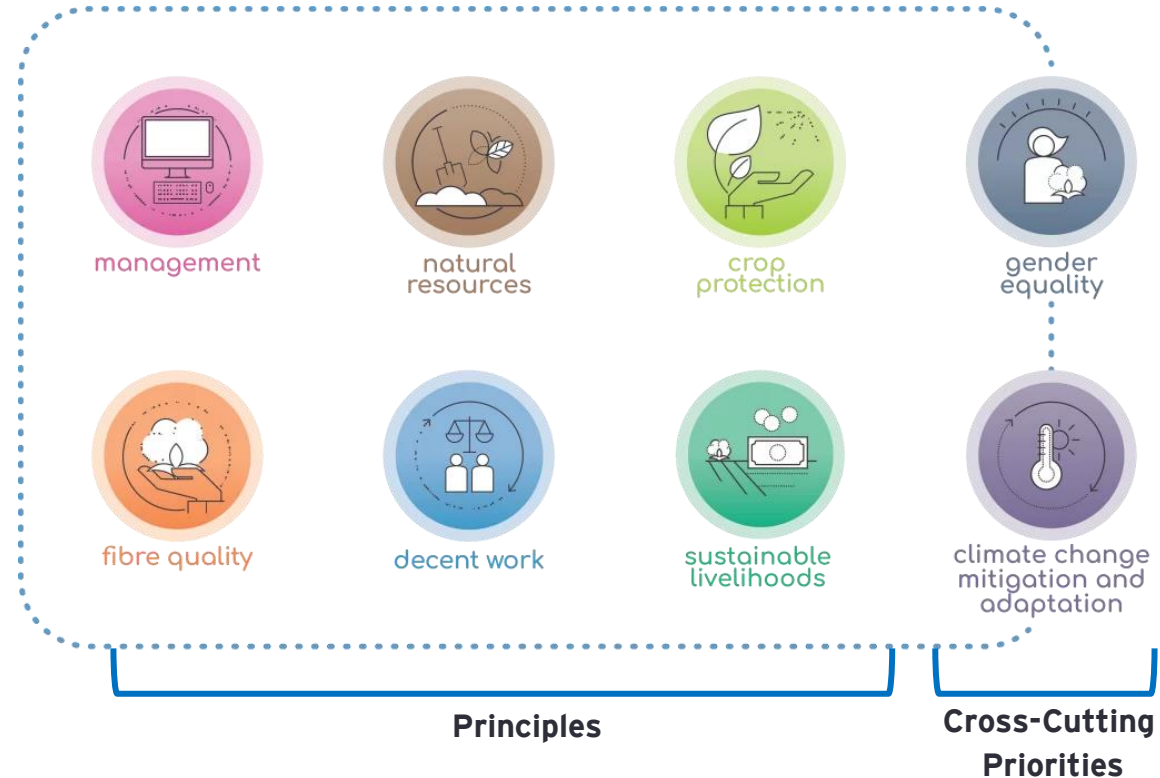


概要

設立年	2009年
スキームオーナー	Better Cotton Initiative (NGO法人) ・ HQ：ジュネーヴ
活動内容	- 持続可能性を重視した綿の生産を生産者の支援を通じて推進 - 主な活動内容は以下の通り ✓ BCI基準の策定 ✓ 生産者のトレーニング ✓ アシュアランスプログラムの運営 ✓ Chain of Custody（流通過程の管理） ✓ 苦情処理 ✓ 監視、評価・学習 ✓ 生産者への投資 ✓ サプライチェーンモニタリング
BCI基準	➡右図参照
Funding Model	1. The Better Cotton Platformおよびメンバーシップ料 2. 小売業者およびメンバーブランドからのVolume Based Fee (VBF) 3. 助成財団・機関からの寄付
現況・動向等	- WWFにて、GAP, H&M, ICCO, IFAP, International Finance Corporation, Ikea, PE, Oxfam等が主導し設立 - 現在は2,700の企業・団体が参加

BCI基準

- ▶ 6つのPrinciplesと2つのCross-Cutting Prioritiesにより構成
- ▶ BCI基準に従うことで、BCIに参加する綿花生産者は、自分自身、コミュニティ、環境にとってより良い方法での綿花生産が可能

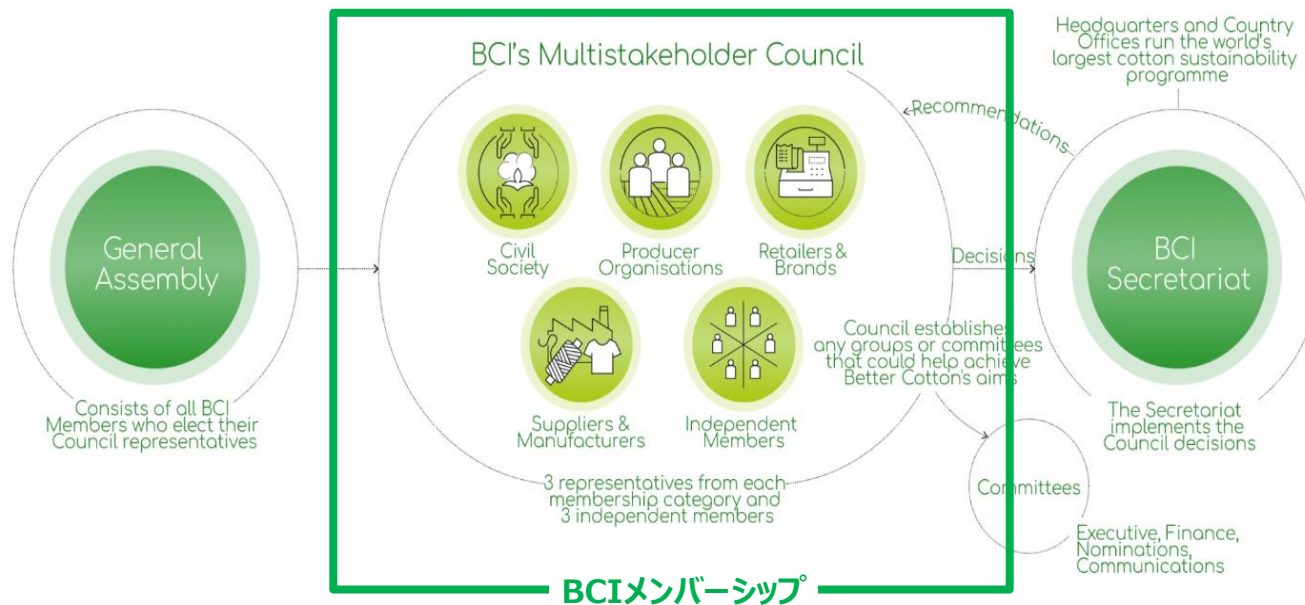


4. 国際ルール形成に関する検討等 4-1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等 BCI (2/5)

BCI (Better Cotton Initiative)は現在約2,700のメンバーにより構成され、各メンバーは行動規範に則り、各SCが規制要件を満たしているか監視する責任を負う

組織体制

- ▶ 各メンバーは団体・企業の性質により5タイプのいずれかのメンバーとして登録
- ▶ 申請時にCode of Practice（右表参照）への署名、BCIでのレピュテーションリスクの観点からのDDを経て、メンバーシップ料金の支払いにより、メンバー資格を獲得



(参考) Member Code of Practice

- ▶ 下記の6要件はBCIによるメンバーの監視基準であり、違反が発覚した場合はメンバーシップ剥奪の可能性がある

#	Code of Practice/ Monitoring Criteria
1	Commitment and Conduct
2	Business Integrity
3	Decent Work and Human Rights
4	Communication
5	Sourcing
6	Environmental Compliance

4. 国際ルール形成に関する検討等 4-1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等 BCI (3/5)

BCI (Better Cotton Initiative)

GOTSとBCIの比較

	GOTS 	BCI 
認証種類	第三者認証	Second -party-assessmentと第三者認証 ※将来的な第三者認証化を目指し検討中
発足	2002年 ※認証スタートは2006年	2009年 (母体は2005年発足)
設立目的	オーガニック繊維の加工基準の設定	綿花製品の持続可能向上
対象事業者	製造・販売事業者	綿花生産者、製造・販売事業者
要求項目	✓ 環境 ✓ 社会 (UNGP、ILO、OECDの国際的基準に準拠) ✓ マネジメント・倫理 ✓ 品質	✓ 環境 ✓ 社会 ✓ 経済
普及率等	83か国 認証件数は13,548件 (2022年時点)	2,700団体が加盟 22か国213万の農家がBCIのライセンス取得 世界の綿花生産量のうち20%がBCIコットン (2019)
ラベル取得プロセス	1. 申請 2. 施設検査 3. 製品テスト 4. 認証	1. 登録 2. 評価 3. 改善 4. 検証 5. ライセンス

4. 国際ルール形成に関する検討等 4-1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等 BCI (4/5)

(参考) BCI は現在第三者認証制度への移行を目指し、検討を開始している。本事業では Tom Owen氏に第三者認証移行状況についてもヒアリングを実施した

Home » Blog »

Certification: What Does It Mean and Why Does It Matter?



Tom Owen, Head of Certification
at Better Cotton

(仮訳)

ベター Cotton の既存の保証モデルは何ですか？

効果的な保証システムは、あらゆるサステナビリティ・プログラムに不可欠な要素であり、ベター・ Cotton のシステムも例外ではなく、農場や農家グループがベター・ Cotton の販売許可を得る前に、私たちの原則と基準のすべての主要な要件を満たしていることを確認しています。

現在、ベター・ Cotton ・チームが実施するセカンド・パーティ・アセスメントと、アシュアランス・ ツールキットの中核部分としてサード・パーティ・アセスメントを組み合わせ使用しており、最終的なライセンス決定は当社のスタンダード&アシュアランス・チームが行っています。このモデルは、スタッフの専門知識を活用し、コスト、アクセス性、信頼性のバランスを取るために意図的に設計されました。

ベター Cotton の既存のモデルと認証の違いは何ですか？

欧州委員会と欧州議会はどちらも、認証スキームを第三者検証スキームと定義しており、すべての適合性評価とその後の認証の授与は、サードパーティの認証機関によって決定される必要があります。

新しいアプローチでは、認証の決定は100%第三者によって行われます。このシステムは、既存のアプローチに基づいて構築されており、同じ一連の標準など、うまく機能した主要な側面を維持しながら、保証の実施方法を更新しています。

この移行を行うにあたり、認証機関と協力して、既存のアプローチに付加価値を与えるために、認証機関が質の高いトレーニングを受けられるようにします。また、多層的な保証アプローチの一環として、継続的なセカンドパーティモニタリングを引き続き実施し、これが最善の道であると考えています。

なぜ Better Cotton が認証制度になるのですか？

このように、すべてのライセンス決定が第三者によって発行されるようになったことで、公平性が高まり、独立性がさらに高まります。独立系企業と契約し、サプライチェーン全体での評価の総数を増やすことは、当社の農場保証プログラムとトレーサビリティの提供を可能な限り堅牢にするための基本的なツールとなります。

さらに、アランが [ブログ](#) で説明しているように、過去数年間の立法環境における歓迎すべき変化は、私たちの組織の目標と一致しており、認証への移行に必要な追加の推進力を提供しました。これは、業界全体に前向きな変化をもたらす一歩であると考えています。

この変更は、ベター・ Cotton ・ラベルにとってどのような意味を持つのでしょうか？

近年、サステナビリティ保険金請求の状況は急速に進化しています。認証への移行を推進する法律は、サステナビリティラベルの要件の多くも設定しています。この機会に、2025年に発行予定の「フィジカル(トレーサブル)ベター・ Cotton 」の新ラベルは、これらの規制に準拠しているだけでなく、強化された保証システムを反映していることを確認しています。将来的には、農場からブランドレベルまで、完全に認証されたサプライチェーンのみが新しいラベルを使用する資格があります。

認証取得には他にどのようなメリットがありますか？

第三者評価の数を増やすことで、システムにさらなる厳格さがもたらされ、生産者、サプライヤー、小売業者、ブランドに対する監視を強化することで、データ収集を増やすことができ、不適合の領域を特定し、それに応じてトレーニングと実装アプローチを調整するのに役立ちます。

誰が認定を受ける必要がありますか？

認証されたベター・ Cotton を製造、購入、加工、販売するすべての関係者が認証の対象となります。

農場レベルでは、すべての農場と生産者ユニットがベター・ Cotton の原則と基準に照らして認証を受ける必要があることを意味します。

サプライチェーンレベルでは、すべての組織がベター・ Cotton ・チェーン・オブ・カストディ・スタンダードの認証を受けることができ、要件やサイクルは、その組織がフィジカル(トレーサブル)ベター・ Cotton を調達しているのか、それともマスマバランスを調達しているのかによって異なります。

注目すべき変更点は、フィジカル・ベター・ Cotton を調達し、ベター・ Cotton ・ラベルの展開を目指すブランドです。これらの組織は、認証を取得し、トレーサビリティとクレームを管理するためのシステムとプロセスが整っていることを証明する義務があります。これは、認証された完成品に正しくラベルが貼られていることを確認するために重要です。

4. 国際ルール形成に関する検討等 4－1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等 BCI (5/5)

BCI加盟の国内企業は11社（CoC対象企業は45社）。一部企業は責任ある原材料調達の一環としてBCI Cottonの調達の実施、ウェブサイトでの公表等を行っている

国内普及状況

国内企業では11社が加盟（2025年1月時点）

Found 11 Results

Page 1 of 1

Asahibo Co Ltd Member Since: 01/01/2018 Category: Other Intermediaries, Suppliers and Manufacturers Country: Japan	ASICS Corporation Member Since: 02/01/2019 Category: Retailers and Brands Country: Japan	Ayabe Spinning Co., LTD Member Since: 10/01/2019 Category: Other Intermediaries, Suppliers and Manufacturers Country: Japan	Fast Retailing Co., Ltd. Member Since: 06/01/2016 Category: Retailers and Brands Country: Japan
Kaihara Co.,Ltd Member Since: 12/01/2017 Category: Other Intermediaries, Suppliers and Manufacturers Country: Japan	Kondo Cotton Spinning Co., LTD. Member Since: 10/01/2019 Category: Other Intermediaries, Suppliers and Manufacturers Country: Japan	Kuroki Co.,Ltd. Member Since: 06/01/2017 Category: Other Intermediaries, Suppliers and Manufacturers Country: Japan	MASUI Co., Ltd. Member Since: 02/01/2020 Category: Other Intermediaries, Suppliers and Manufacturers Country: Japan
Toyo Cotton (Japan) Co. Member Since: 02/01/2019 Category: Suppliers and Manufacturers, Traders Country: Japan	Toyoshima & Co. Ltd EUR Member Since: 11/01/2017 Category: Suppliers and Manufacturers, Traders Country: Japan	Uchino Co., Ltd Member Since: 06/01/2020 Category: Retailers and Brands Country: Japan	

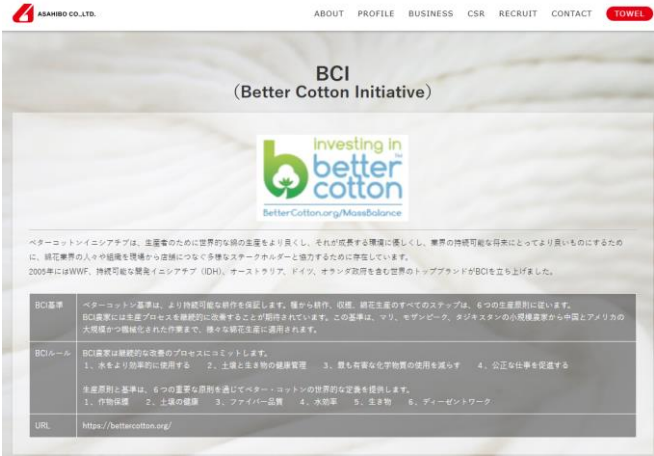
※上記加盟企業の外、BCIによるChain of Custody（CoC、管理の連鎖）の対象企業は国内で45社とのこと（BCIヒアリングより）

出所： [The world doesn't just need cotton, it needs Better Cotton.](#)

日本での活用状況

加盟各社は責任ある原材料調達の一環としてBCI Cotton調達を実施

■ 旭紡績株式会社の例



出所：旭紡績株式会社HP [BCI \(Better Cotton Initiative\) とは - 旭紡績株式会社](#)

■ 株式会社ファーストリテイリングの例

ファーストリテイリングは栽培過程での水・農薬・化学肥料の使用量削減、土壌保全・生態系保全への配慮、農家における労働環境への配慮がなされているコットンを、サステナブルなコットンと定義し、2025年12月末までにサステナブルコットンの調達比率100%をめざしています。現時点では、ベター・コットン^{*1}、米国産およびオーストラリア産のコットン、リサイクル・コットン^{*2}、オーガニック・コットン^{*3}、フェアトレード認証コットン、環境再生型（リジェネラティブ）農業にて生産されたコットン^{*4}を、サステナブルなコットンとしています。

出所：株式会社ファーストリテイリングHP[責任ある原材料調達 | FAST RETAILING CO., LTD.](#)

3. 認証化および国際化に向けた調査報告および検討論点 ヒアリング実施結果 amforiBSCI

amfori(前身:FTA)は1977年設立の、卸・小売を会員とする団体であり、川下主導でサプライヤーSC管理を促進。BSCIは、amforiのイニシアチブの一つで社会面に特化したもの

amfori概要



設立	1977年（ブリュッセル） - Foreign Trade Association (FTA)として欧州の小売業者、ブランド、輸入業者によって設立されたNPO 2017年にamforiに改名
メンバー構成	2,400以上の小売、卸・インポーター企業（そのうち、66%がインポーター） 52か国の企業が参画 ※公表の会員リストによると、日本企業の加盟は無い模様
参画要件	- セクター・企業規模・所在地域を問わない ※但し、自社で調達を行う卸・小売企業 - メンバー申請の後、amforiによる財務的・商業的な観点からのデューデリジェンスを経て参画
活動内容	会員企業が持続可能で倫理的なサプライチェーンを実現するための支援を行う
(参考) amforiのイニシアティブ	- amfori Advocacy - amfori BEPI (Business Environment Performance Initiative) - amfori BSCI (Business Social Compliance Initiative) - amfori Speak for Change - amfori QMI (Quality Management Initiative) - amfori SustainaPass

amfori BSCI概要



開始時期	2003年 amfori Business Social Compliance Initiative
取組内容	- 会員企業は自社およびサプライヤーが行動規範に準拠していることを自己評価 - 会員企業はサプライヤーに対し第三者監査を手配、監査の実施（証明書を発行） - 必要に応じて改善計画の実施、フォローアップ監査の実施 - 現在は100か国ほどの施設で監査を実施
BSCI 行動規範	- ディストリビューション、リテーラー側の調達に関する行動規範を提示 - ILO中核的労働基準、国連指導原則（UNGP）、OECDガイダンス、その他各国法規制に準拠
(参考) 行動規範項目	- 社会マネジメントシステムとカスケード効果 - 労働者の関与と保護 - 結社の自由と団体交渉権 - 差別、暴力、ハラスメントの禁止 - 公正な報酬 - 適正な労働時間 - 労働安全衛生 - 児童労働の禁止 - 若年労働者に対する特別保護 - 不安定な雇用の禁止 - 債務労働、強制労働、人身売買の禁止 - 環境保護 - 倫理的なビジネス行動
監査機関	

本事業では人権DD推進関連の国際機関の取組（イニシアチブ・国際標準等）、及び欧州等の法制度の動向についても追加的に机上調査を実施した

本事業では、以下の事例について机上調査を実施した：

- ILO “Better Work”の事例
- 社会・人権基準に係るISOの事例
 - ISO26000（社会的責任に関する手引き）
 - ISO20400（持続可能な調達に関するガイダンス）
 - ISO45001（労働安全衛生マネジメントシステム）
 - ISO/AWJ 37200（人身売買、強制労働、現代奴隷等のリスク管理を実施するにあたる指針）※策定中
- EUのコーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令（CSDDD）

Better Workは途上国の繊維産業の工場を対象とした監査プログラム。SLCPとのアセスメントデータ連携を行っている。

プログラム概要

名称	Better Work	
運営主体	ILO（国際労働機関）、ICF（国際金融公社）	
開始	2009年	
参加施設数	約1,700工場	
委員会参画団体等	資金ドナー国政府、国際労働組合、国際的なバイヤー（小売業者等）、アカデミア、研究機関等	

- ▶ 繊維産業を対象に、発展途上国の工場で労使委員会を設立し、専門アドバイザーによる助言を与えることによって工場内の人権問題を特定・改善に向けた継続的な取り組みを支援するプログラム
- ▶ 国内法や国際法、またILO中核的労働基準等の遵守について抜き打ちで現場監査が行われることで、労働者の人権が充分に守られているか、状況の改善に向けた継続的な取組が実施されているかを監視
- ▶ Better Workプログラム参加者はアドバイザー・業界セミナー・研修等に参加することが可能
- ▶ 工場監査実施においては、原則Better Work以外の監査実施を認めておらず、監査の負担を軽減
- ▶ 2022年にSLCPと提携し、SLCP Step1とBetter Workのアセスメントデータは相互承認されている

概要

展開国

- ▶ 現在13か国に展開（バングラデシュ、カンボジア、エジプト、エチオピア、ハイチ、インドネシア、ヨルダン、マダガスカル、ニカラグア、パキスタン、スリランカ、ウズベキスタン、ベトナム）



監査ツール

- ▶ Better Work監査担当者はCAT（Compliance Assessment Tool）と呼ばれるチェックリスト（調査票）を活用し、国際労働基準や労働法への準拠を評価（ウェブにて公表）

人権・社会分野に関連する主要なISO規格を下表の通り整理

人権・社会分野に関連する主要なISO規格

規格名	概要	社会・人権関連の概要
ISO26000 社会的責任に関する手引き	▶ 組織が社会的責任を果たすため取組・実行に際する手引書となることが目的 ▶ 組織が尊重すべき「社会的責任」を以下の7つの原則（説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重）を規定	▶ 社会的責任の中核主題として、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画及びコミュニティの発展等を挙げており、それぞれに関連する行動及び期待が示されている（人権DDの観点も含まれる） ▶ 男女で異なる影響が起こる可能性についても明言されている
ISO20400 持続可能な調達に関するガイドンス	▶ 企業および組織がサステナブル調達を実現するために開発された国際的なガイドンス規格 ▶ ISO26000同様ガイドライン規格であり、ISO26000を補完し、企業や団体が調達を通じて持続可能な開発に寄与するための指針	▶ 中核主題はISO26000と同様であり、人権DDの観点を含んでいる ▶ 組織の調達の分野において、ISO26000にて規定されている社会的責任の尊重を実践するための指針を企業へ提供している
ISO45001 労働安全衛生マネジメントシステム	▶ 組織の事業活動に関わるすべての働く人の労働に係る負傷や疾病の防止及び安全で健康的な職場環境を提供することが目的 ▶ 以下3つの要求事項を規定：①安全で健康的な職場の提供、②労働災害や疾病の防止、③労働安全衛生パフォーマンスの向上	▶ 働く人の労働に係る負傷及び疫病を防止することが目的 ▶ 安全で健康的な職場を整備・提供するため、危険の排除や緊急時への対応を定めている

※必要に応じ、以下に示すより詳細の関連規格についても調査対象とする。

ISO31000：リスクマネジメント（ガイドライン）、ISO45003（2021）：職場における精神的な健康管理に関するガイドンス、

ISO17021：マネジメントシステム審査登録機関、ISO 19011：マネジメントシステム監査のための指針

(参考) 人権・社会分野に関連する策定段階のISO規格を下表の通り整理

社会・人権及びSGDs等に関連する策定段階のISO規格

規格名	概要	社会・人権関連の概要
ISO/AWI 37200 人身売買、強制労働、現代奴隷制の防止、特定、対応のためのガイダンス	▶ 人身売買、強制労働、現代奴隷制（に関するリスク管理に向けたガイダンス ▶ 2023年6月に新規プロジェクトとして作業計画に登録され、2024年6月時点では開発段階。規格がガイダンスについては、現時点では未公表	▶ HTFLMSのリスクが生じやすい組織の特定の部門（調達部門、法務部門、コンプライアンス部門、人事部門、財務部門等）にとって特に有用とされる
ISO/PAS 53002 国連持続可能な開発目標に貢献するためのガイドライン	▶ 組織が国連の持続可能な開発目標（SDGs）への貢献を管理し、最適化するためのガイダンス（第三者認証を求めない指針という位置づけ） ▶ 組織が業務面で持続可能な開発に与える影響を体系的に管理できるよう、国連開発計画（UNDP）と共同で開発されており、2024年2月時点で発行途中のステータス ▶ 大項目を含む目次案がファーストドラフトとして公開済み（今後変更される可能性あり）	▶ 特に社会的弱者救済に焦点を当て、組織がSDGsを達成するにあたり取るべきアプローチについて、既存の国際的フレームワーク及びISO規格と並行して機能する包括的なガイダンス
ISO/WD 53001.2 国連の持続可能な開発目標のためのマネジメントシステム - 要求事項	▶ ISO/PAS 53002を開発した同一の専門委員会が、2024年1月時点でファーストドラフトを策定した要求事項 ▶ 「SDGsに向けた活動と実績を実証し、強化する必要がある場合」、及び「体系的な方法で社会的責任を順守・管理し、持続可能性に貢献する場合」に組織が順守すべき要求事項	▶ 具体的な要求事項については策定段階であり未公開（大項目含む） ▶ SGDの貢献これまで明確に義務として定められていなかった組織のSDGsへの貢献において、要求事項を定め認証規格を設けている

※必要に応じ、以下に示すより詳細の関連規格についても調査対象とする。

ISO 31000：リスクマネジメント（ガイドライン）、ISO45003（2021）：職場における精神的な健康管理に関するガイダンス、

ISO17021：マネジメントシステム審査登録機関、ISO 19011：マネジメントシステム監査のための指針

ISOはHLSを定めることで、規格横断的な共通の構造を定義し、複数のISOマネジメントシステム規格の整合性を保持している

策定経緯

- ▶ ハイレベルストラクチャー（HLS）は、ISOによって設置されたJTGC（合同技術調整グループ）が2012年統合マネジメントシステムの枠組みとして導入した附属書SLの基に策定された（2019年に改訂版が策定）
- ▶ 附属書SLは「HLS」、「共通の中核となるテキスト」、「共通用語及び中核となる定義」を定めることにより、全てのマネジメントシステムの一貫性と整合性を高め、規格間の互換性を強化することを目的とする
- ▶ 現在、ISO内の様々な専門委員会が附属書SLが採用される前に発行された全てのISOマネジメントシステムが附属書SLに準拠するよう、改定を進めている

目的

- ▶ HLSは、ISOマネジメントシステム規格の条項を統一するために定義されたもので、異なるISO規格が共通の構造を持つことを目的としている

HLSの構成要素

- | | |
|--|--|
| <p>1. 範囲 (Scope)</p> <p>▶ 各規格の目的と結果の定義。</p> <p>2. 規範的参照 (Normative References)</p> <p>▶ 規格固有の用語と目的の定義。</p> <p>3. 用語と定義 (Terms and Definitions)</p> <p>▶ 一般用語と標準固有の用語の参照。</p> <p>4. 組織の状況 (Context of the Organization)</p> <p>▶ 内外の要因の理解、利害関係者のニーズと期待の理解。</p> <p>5. リーダーシップ (Leadership)</p> <p>▶ トップマネジメントの責任とコミットメント、ポリシー、組織の役割、責任、権限の明確化。</p> | <p>6. 計画 (Planning)</p> <p>▶ リスクと機会の管理、品質目標とそれを達成するための計画。</p> <p>7. 支援 (Support)</p> <p>▶ 必要なリソース、能力、意識、コミュニケーション、文書化された情報の管理。</p> <p>8. 運用 (Operations)</p> <p>▶ 運用計画と管理。</p> <p>9. パフォーマンス評価 (Performance Evaluation)</p> <p>▶ モニタリング、測定、分析、評価、内部監査、経営レビュー。</p> <p>10. 改善 (Improvement)</p> <p>▶ 不適合、是正措置、継続的改善。</p> |
|--|--|

HLSに準拠するISO規格（主要例）

- ▶ 品質管理 ISO 9001
 - ▶ 環境保護 ISO 14001
 - ▶ 労働安全衛生 ISO 45001
 - ▶ エネルギー管理 ISO 50001
 - ▶ 情報セキュリティ ISO 27001
 - ▶ コンプライアンス管理 ISO 37301
 - ▶ 事業継続マネジメント ISO 22301等、
- 計46のISO規格・ガイドライン**

本事業における準拠方針（案）

- ▶ HLSを含む、附属書SLによって定められている「共通の中核となるテキスト」、「共通用語及び中核となる定義」を採用
- ➡HLSに準拠している過去及び今後導入されるISO規格との整合性を保つ
- ➡同一の構造を採用することで、これまで策定されたISO規格の要素を網羅的に取り入れることが可能

各ISOの概要：ISO 26000

ISO26000は社会的責任に関する手引きである。ILO、UNGP、UN Global Compact等の国際文書と内容が整合しており、その他国際フレームワーク・GLを補完する役割を担う

規格概要	規定特徴 - 社会的責任に関する任意のガイダンス規格であり、認証を取得するための要求事項という位置づけではない - 組織が尊重すべき「社会的責任」を以下の7つの原則（説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重）を規定 策定年 改定歴 2010年に策定 - 策定以降、ISO加盟国により計3回の見直しが行われたものの、直近の2020/21年を含んだ全ての見直しにて、過半数が「現状維持」を主張したことにより初期のものから改定・修正は行われていない 日本規格 - 日本工業規格（JIS）は日本版として同規格をJISZ26000として落とし込み、内容を忠実に翻訳・反映
関連する国際文書	準拠・整合 ILOの条約・勧告：計70の条約・勧告の要素に準拠。（例：人材開発条約、労働安全衛生ガイドライン、強制労働条約等）。特に、当該規格の中核課題である「労働慣行」はILO条約に依拠。ILO労働基準との整合性を確保するため、覚書を締結している UNGP（国連指導原則）：当該規格の中核課題「人権」は国連指導原則に依拠。策定時に同原則の策定者チームと連携し整合性を担保されている UN Global Compact：当該規格はUN Global Compactの4つの主分野と10つの原則に整合するように形で設計されている 補完要素として活用 国際統合報告評議会（IIRC）：IIRCが策定した「統合報告＜IR＞フレームワーク」を実践するにあたり、当該規格は具体的な実践に関する詳細なガイダンスを企業に対して提供している OECDガイドライン：OECDガイドラインの適用を目指す組織にとって、当該規格は、「どのように実施するか」をより詳細に示し、実施におけるガイダンスツールとして活用されている GRI（Global Reporting Initiative）：GRIは組織の透明性向上のための報告フレームワークを提供しており、同フレームワークとISO26000のガイダンスの併用により、社会的責任に関する課題と実践を測定・報告するためのツールとして活用される
効果	➡ 当該規格は策定時以前の国際文書や条約との整合性を担保し、策定以来内容を修正・改定していないものの、国際的フレームワークやガイドラインを補完するツールとして機能している - 企業の社会的責任とISO26000規格の関連性と影響を特定することを目的とした研究では、当該規格が定める社会的責任を果たすことが、企業や組織の評判を向上させるという正の関係が見受けられた - 特に7つの社会的責任の原則のうち、「人権の尊重」と「倫理的な行動」が組織の評判に対して道徳的な意味で重要な影響を与えることが確認された

出所）ISO 26000 Stakeholders Global NetworkのHPよりEY作成 <https://iso26000sgn.org/iso-26000/about-iso26000/un-ilo-and-iso-26000/>

各ISOの概要：ISO 26000

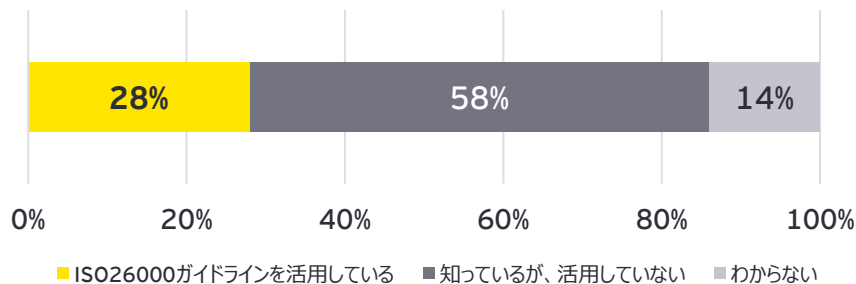
ISO26000を活用したガバナンス等の取り組みが積極的に実施されていることに加え、中小企業においても実践事例が多数存在し、現在の日本企業全体に普及していると言える

ISO26000の普及

- ▶ 日本における普及率
 - ▶ 公益社団法人 経済同友会の調査によると、ISO26000を活用する日本企業の割合は28%（2014年度調査）
 - ▶ 2010年に策定されてからわずか3年弱で、日本企業の約3割がISO26000は活用している

n=392

Q.2010年11月に策定されたISO26000を活用していますか



- ▶ 現在の日本企業において、**ISO26000を活用したガバナンスの取り組みはスタンダード**であるといえる

ISO26000の実践事例

- ▶ ISO26000の導入が進められている中小企業も複数あり、様々な取り組みがなされている
- ▶ ISO/SR 国内委員会によると、人権や労働慣行など多岐にわたる分野での取り組み事例が存在する（下図参照）

目次

1. 人権 に関する実践事例	1
(1) 不当な労働条件下での労働や児童労働の禁止	1
(2) 障がい者・高齢者など社会的弱者の雇用促進	2
2. 労働慣行 に関する実践事例	3
(1) 人材育成・職業訓練	3
3. 環境 に関する実践事例	4
(1) 資源利用量の削減・効率化（省エネ・省資源）	4
(2) サプライチェーンにおける環境・生物多様性保全活動	5
4. 公正な事業慣行 に関する実践事例	6
(1) フェアトレード製品などの購入	6
5. 消費者課題 に関する実践事例	7
(1) 消費者とのコミュニケーション強化	7
(2) 積極的な情報開示	8
6. コミュニティへの参画及びコミュニティの発展 に関する実践事例	9
(1) 地域住民・児童を対象とした啓発・教育活動	9
(2) コミュニティを対象とした事業	10

出所：<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/2014/pdf/140514a.pdf>

出所：<https://webdesk.jsa.or.jp/pdf/dev/3.jireir.pdf>

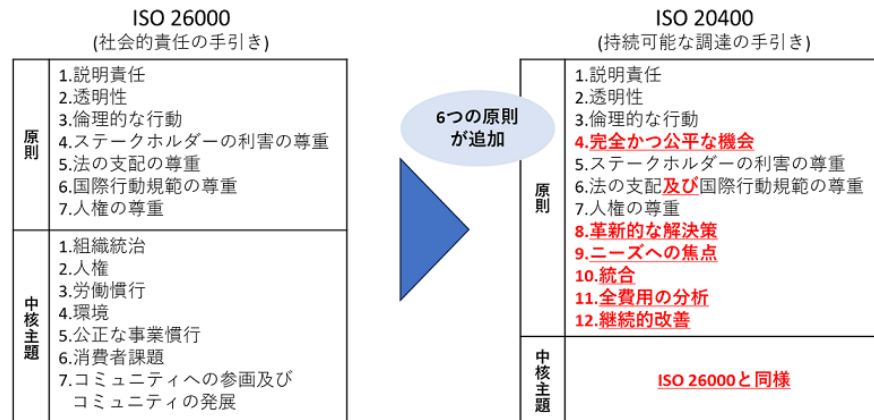
各ISOの概要：ISO 20400

ISO20400は組織の社会的責任に関する包括的な手引きであるISO26000の実践と普及を目的としており、特に組織の「調達」に焦点を当てている

規格概要	名称	▶ ISO20400持続可能な調達に関するガイダンス
	策定年 改定歴	▶ 2017年策定以降、改定なし
	特徴	▶ 2024年6月時点、日本版の発行はされていない ▶ 企業および組織がサステナブル調達を実現するために開発された国際的なガイダンスであり、第三者認証を必要としない手引書
	目的 対象	▶ ISO 20400:2017は、ISO 26000に記述されている企業の持続可能性の追求において、「調達」に焦点を当て、企業に対する指針の提供を目的とする ▶ 特に、調達の意思決定及びプロセスに関与、または影響を受けるステークホルダーを対象として想定している

ISO26000との関連性

- ▶ ISO20400は、社会的責任に関する包括的な規格であるISO26000に含まれている内容の実践と普及を、特に「調達」に焦点をあてながらサプライチェーン全体に展開するための規格であり、補完的な役割を担う



➡ 調達方針及び慣行に持続可能性を統合し、環境、社会、経済的課題への取り組みと会社業績の両面で成果を生み出す調達の実現を目指す

当ガイドラインの対象範囲と対応するニーズ

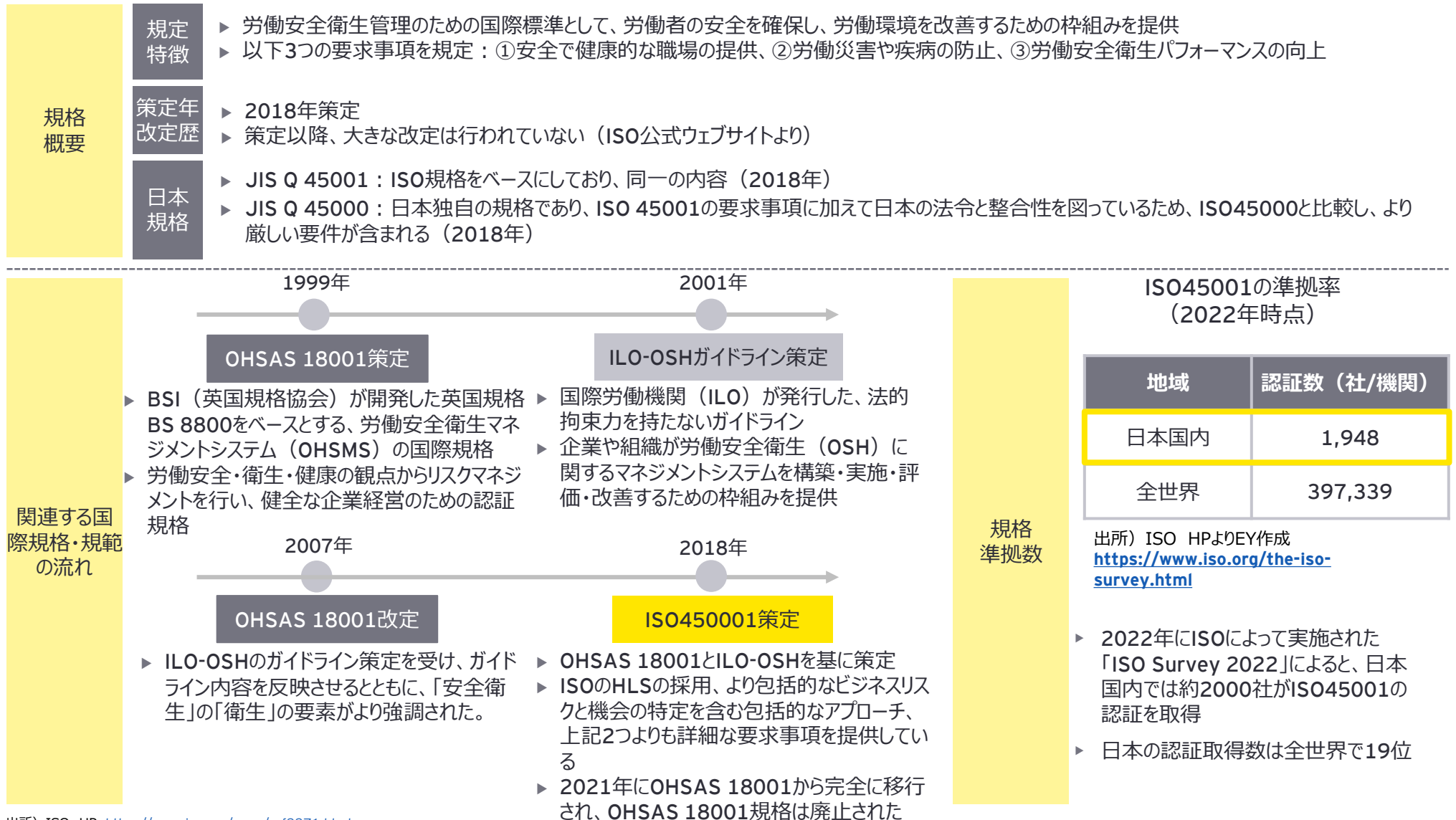
- ▶ 当ガイドラインではマルチステークホルダーの考え方が反映されており、持続可能な調達を実現することで下記のステークホルダーのニーズに対応していると記載がある

ステークホルダー	概要
顧客	サプライチェーン全体での安全性、環境上の利点、消費者の期待等
共創利益	競争市場におけるサプライチェーンが支持する持続可能な価値提案
イノベーション	共有値によって、また市場開拓のため、イノベーションを刺激
ステークホルダーの期待	環境、社会的要因への考慮に対する期待に対応
規制及び規則	サプライチェーンにおける法令順守
公共政策	競争力の促進、公共資源の効率的マネジメント
サプライチェーンのセキュリティ	製品のリコールの回避等
投資の信頼	格付け機関のスコア向上
労働者	ディーセントワークの推進等

4. 国際ルール形成に関する検討等 4-1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等 国際標準の開発・利用

各ISOの概要：ISO 45001

ISO45001はOHSAS 18001認証規格及びILOのガイドラインに基づいて策定された。日本規格では同一の内容が反映されている規格と、日本独自の規格を含む2種類が導入された



出所）ISO HP <https://www.iso.org/news/ref2271.html>

ILO HP <https://www.ilo.org/resource/guidelines-occupational-safety-and-health-management-systems-ilo-osh-2001>

BSI HP <https://www.bsigroup.com/ja-JP/OHSAS18001/>

ISO/AWJ 37200は現在策定段階のガイドラインであり、組織が人身売買、強制労働、現代奴隷等のリスク管理を実施するにあたり指針として機能する予定である

Standards by ISO/TC 309

Governance of organizations

Filter : ☐ Published ☒ Under development ☐ Withdrawn ☐ Deleted

Search in the list

Standard and/or project under the direct responsibility of ISO/TC 309 Secretariat (6) ↑	Stage	ICS
ISO/DIS 37001 Anti-bribery management systems — Requirements with guidance for use	40.60	03.100.01 03.100.02 03.100.70
ISO/DIS 37003 Fraud Control Management Systems — Guidance for organizations managing the risk of fraud	40.60	03.100.01 03.100.02 03.100.70
ISO/FDIS 37005 Governance of organizations — Developing indicators for effective governance	50.20	03.100.02
ISO/CD 37009 Conflict of interest in organizations — Guidelines	30.60	
ISO/AWI 37200 Guidance for the prevention, identification and response to human trafficking, forced labour, and modern slavery	20.00	
ISO/DIS 37302 Compliance management systems — Guidelines for the evaluation of effectiveness	40.20	03.100.01 03.100.02
ISO/DIS 37303 Compliance management systems — Guidelines for competence management	40.20	03.100.01 03.100.02
ISO/AWI 37401 Diversity management systems — Requirements with guidance for use	20.00	

▶ 名称

人身売買、強制労働、現代奴隷制（総称：HTFLMS）の防止、特定、対応のためのガイダンス

▶ 位置づけ

現段階では、認証を付与する規格となるか、手引書の位置づけとしたガイダンスとなるかは公表されていない

▶ 策定経緯

ISO内に2016年設置された、「組織のガバナンス」に焦点を当てた専門委員会「ISO/TC 309」によって開発途上のガイダンス/規格である

▶ 目的

組織がHTFLMS包括的なアプローチ及びHTFLMSのリスクを適切に管理するための補助的な役割を担う。そのため、HTFLMSのリスクが生じやすい組織の特定の部門（調達部門、法務部門、コンプライアンス部門、人事部門、財務部門等）にとって特に有用とされる

▶ ガイダンスの主要要素（暫定）

1. ガバナンスの概要（方向性、監督、説明責任）
2. 用語と定義- 報告要件に対する声明文の作成、または自主的な声明文の提供
3. 助言と課題への対応方法

- ▶ 「人権」という枠組みの中でも、より詳細な区分であるHTFLMSの項目を取り入れることで、より網羅的な項目を検討可能である点は、本事業において有用であると考えられる
- ▶ 当該ガイドラインが特に焦点を当てている「組織のガバナンス」の枠組みを項目として落とし込み検討することで、実践可能性の高い規格の策定が可能に

(参考) EU CSDDD概要 (1/4)

CSDDDは、企業に人権デューディリジェンスを義務付けるEUの法案であり、準拠する国際条約及び遵守が求められる人権関連項目が明記されている

指令概要	名称	欧州コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案 (CSDDD)
	策定経緯	▶ 2011年3月の国連における「ビジネスと人権に関する指導原則」策定以来、EUは持続可能性DDに関する規則の一元化を目指していた ▶ CS3Dは欧州加盟国間のルール共通化を目指し、効率的なコンプライアンス運営を地域単位での実施を可能にするだけでなく、公平な競争条件の確立や民事責任の法的確実性の確保に寄与する
	対象	▶ 従業員1000人以上、世界売上高4億5000万ユーロ以上のEU企業や非EU企業が対象。また、フランチャイズ契約やライセンス契約を持つ企業も含まれる。 ▶ 対象企業は事業の「川上から川下まで」に係る環境・人権課題といった包括的な分野の議論が求められる
	指令内容	▶ 企業自らの事業活動、子会社、及びバリューチェーン内のビジネスパートナーにおける潜在的リスクを含む人権及び環境への悪影響を特定し、対処することを求めている。 ▶ また、大企業に対して、パリ協定の2050年気候中立目標及び欧州気候法の間目標に沿った気候変動緩和のための移行計画を策定し、最善の努力で実施する義務も定めている。

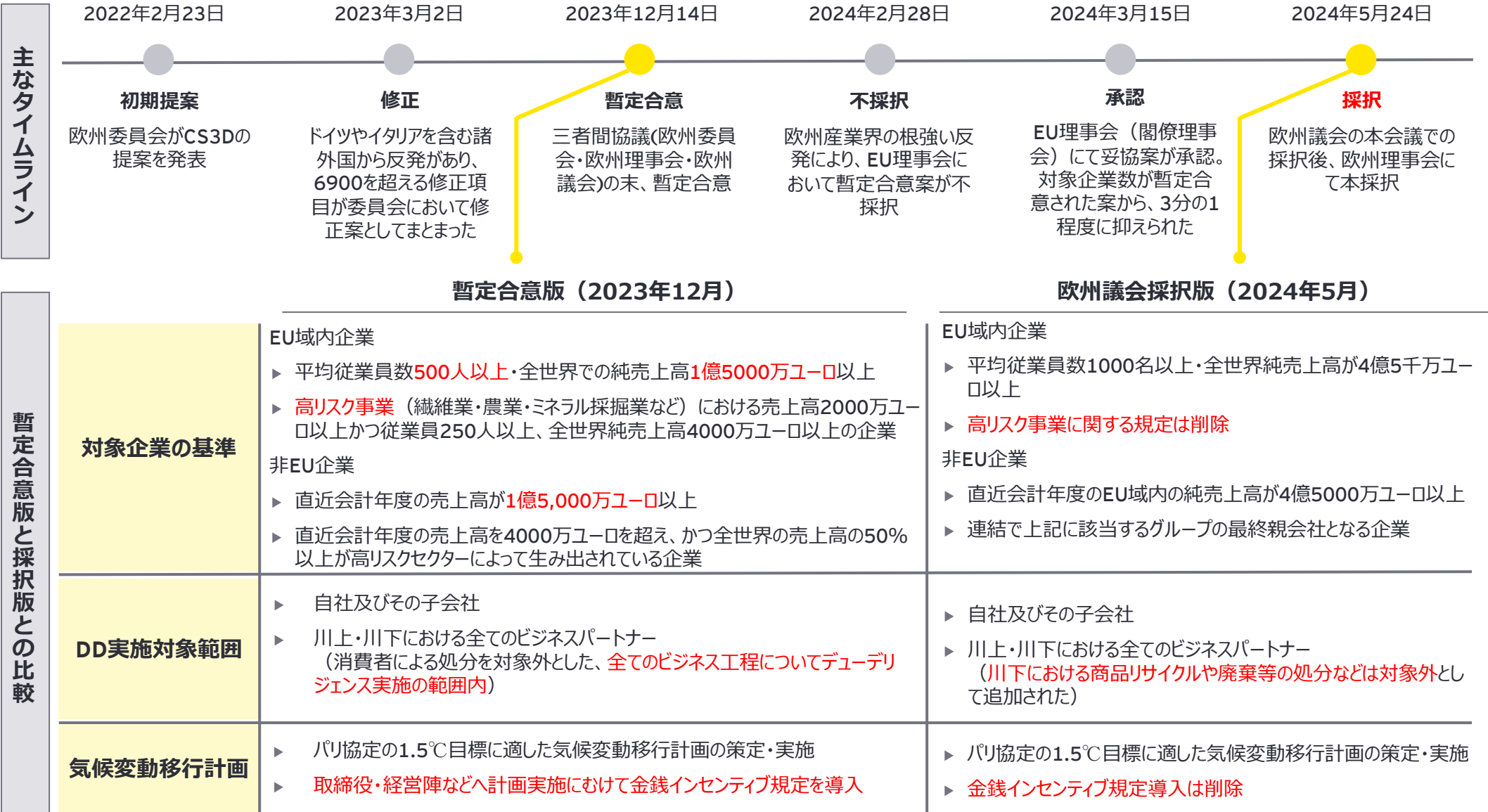
企業に対して遵守が求められる人権関連項目	
準拠する国際条約等 ▶ 自由権規約 (国際人権規約) ▶ 社会権規約 (国際人権規約) ▶ 児童の権利に関する条約 ▶ ILO 中核的労働基準 (10 条約) ▶ 世界人権宣言 ▶ 人種差別撤廃条約 ▶ 女子差別撤廃条約 ▶ 障害者の権利に関する条約 ▶ 先住民族の権利に関する国際連合宣言 ▶ 人権擁護者に関する宣言 ▶ 腐敗の防止に関する国際連合条約 ▶ ジュネーブ諸条約、並びに追加議定書及び労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言	▶ 生存権 ▶ 自由と安全の権利 ▶ プライバシーの権利 ▶ 公正かつ有利な労働条件において、正当な賃金及び十分な生活賃金を享受する権利 ▶ 児童が最高水準の健康や教育、十分な生活水準を享受し、経済的搾取から保護される権利 ▶ 団体の組織や労働組合の結成を行い、自由に集会する権利 ▶ ストライキの権利 ▶ 土地と資源および生存手段を奪われない個人、集団、コミュニティの権利 ▶ 拷問や非人道的な扱いの禁止 ▶ 思想や良心、宗教の自由に対する侵害の禁止 ▶ 労働者の適切な住居利用に対する制限の禁止 ▶ 義務教育終了年齢に満たない劣悪な形態での児童雇用の禁止 ▶ 強制労働の禁止 ▶ あらゆる形態での奴隷制度の及び人身売買の禁止 ▶ 雇用における人種や肌の色、性別、宗教、政治的思考差別といった不平等待遇の禁止

出所: https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/corporate_europe_240530_ja.pdf

[Copy of CSDDD Summary \(corporatejustice.org\)](https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/corporate_europe_240530_ja.pdf)

(参考) EU CSDDD概要 (2/4)

最終的に採択された欧州議会採択版では、主に対象企業の基準、DD実施対象範囲、気象変動移行計画実施方針に関する法的要件が、暫定合意版と比較して緩和されている



(参考) CSDDDに基づき、加盟各国の国内法制化を経て適用が開始される。一方、2025年2月26日公表のオムニバス法案により一部規制緩和、タイムラインの後倒しが提案された



欧州議会採択版 (2024年5月)

オムニバス法案 (審議中) (2025年2月)

オムニバス法案変更点

適用開始時期の延期

- ✓ **2026年7月** 加盟国による国内法整備
- ✓ **2027年7月** 企業規模に応じ適用開始

DD対象のVC範囲の変更

- ✓ 自社事業だけでなく、「活動の連鎖」の関係にある直接及び間接のビジネスパートナーの事業

ステークホルダーエンゲージメント実施義務対象範囲の変更

- ✓ 「ステークホルダー」：自社・子会社やビジネスパートナーの従業員、労働組合、労働者代表、消費者や国内人権／環境機関、市民社会組織 等

民事責任規定の撤廃

- ✓ デュー・ディリジェンスの義務を怠った企業に係る **EU 共通の民事責任枠組み**を設置

- ✓ **2027年7月** 加盟国による国内法整備
- ✓ **2028年7月** 企業規模に応じ適用開始 (以降各企業グループへの適用時期はそれぞれ1年後倒し)
- ✓ 直接のビジネスパートナーの事業に限定
- ✓ 「ステークホルダー」：自社・子会社やビジネスパートナーの従業員、労働組合、労働者代表、自社、子会社及びビジネスパートナーの製品、サービス及びオペレーションによりその権利または利益が直接の影響を受け得る個人、集団、コミュニティに限定 (**消費者や国内人権／環境機関、市民社会組織等を削除**)
- ✓ デュー・ディリジェンスの義務を怠った企業に係る民事責任は、**各 EU 加盟国の既存の国内法で対応**

EUのCSDDDにおいて、企業への遵守を求める主要条項は以下の通り入手・特定が可能

CSDDDにおける企業が遵守すべき主要条項

求められる行動の項目及びそれぞれの概要		条項
(a)	デューディリジェンスを企業のポリシーの中に取り込むこと 企業のポリシーの中に、以下の事項を含むデューディリジェンスに係るポリシーを取り込むことが求められます。また、かかるポリシーにつき、年次で見直すことが求められます。 - 長期的な観点を含む企業のデューディリジェンスに係るアプローチ - 企業の従業員や子会社が従うべきルール及び原則を示した行動規範 - デューディリジェンスの実行するためのプロセス	5条
(b)	現実の又は潜在的な悪影響を特定すること 企業は、自ら、子会社又は確立したビジネス関係を有する企業に係るバリューチェーンから生じる、現実の又は潜在的な人権及び環境についての悪影響を特定することが求められます。上記の例外として、上記(2)①及び②のそれぞれ「グループ2」の企業については、現実の又は潜在的な悪影響のうち、重大なもので、上記(2)①のグループ2の項目で列挙された特定のセクターに関するものの特定のみが求められます。	6条
(c)	潜在的な悪影響を防止し又は軽減すること、及び現実の悪影響を是正すること 潜在的な悪影響の防止・軽減： 企業は、上記(b)で特定された、又は特定されるべき人権又は環境についての悪影響を防止し、防止することが不可能若しくは直ちには不可能である場合には、これを軽減するための適切な措置をとることが求められます。取るべき措置の内容としては、例えば、以下のものが含まれます。 - アクションプランの策定 - 直接的な関係を有する取引先との契約の締結（モデル条項について公表する旨が言及されています。本指令案12条。） - 必要な投資の実施 - 確立したビジネス関係を有する中小企業へのサポートの提供 - 他の企業との協力 上記のような方法で、潜在的な悪影響を十分に防止し、軽減することができない場合には、企業は、企業の行動指針やアクションプランを達成する観点から、間接的な関係を有する取引先と契約を締結するように務めることが考えられるとされています。また、契約の締結の方法による場合には、その履行状況の検証の方法についても併せて規定しなければならないとされています。更に、上記のような方法で、防止したり、十分に軽減することができない潜在的な悪影響が存在する場合には、(i)新たに取引先との関係を構築したり、関係を更新したりしてはならず、また、(ii)各加盟国の法令の許容する範囲で取引関係を一時停止したり、重大な悪影響である場合には取引関係を解消することが求められます。	7条
	現実の悪影響の是正： 企業は、上記(b)で特定された、又は特定されるべき人権又は環境についての現実の悪影響について、これを是正するための適切な措置を採ることが求められます。採るべき措置の内容としては、上記「潜在的な悪影響の防止・軽減」の項目で概説したもののほか、悪影響を軽減する措置（損害の補償等）が含まれます。	8条
(d)	苦情に関する制度を策定し、これを維持すること 企業は、人権及び環境についての悪影響に正当な関心を有する一定の者からの苦情の申し立てを可能とすることが求められます。苦情の申し立てを行うことができる者としては、以下のものが挙げられています。 - 当該悪影響を受け、又は受ける可能性がある合理的に信じる理由がある者 - 対象となるバリューチェーンにおいて勤務する労働組合その他の労働者の代表 - 対象となるバリューチェーンの分野に関して活動する市民団体	9条
(e)	モニタリング 企業は、人権及び環境についての悪影響の特定、防止、軽減及び是正の有効性を測定する観点から、自ら、子会社及び確立したビジネス関係を有する企業に係るバリューチェーンの対応状況について、定期的にモニタリングをすることが求められます。	10条
(f)	デューディリジェンスの状況について公表すること 一定の開示の対象とされていない企業は、ウェブサイト上で年次ベース（毎年4月30日までに、前暦年の事項を対象とします）で、本指令案の対象とする事項を公表することが求められます。	11条

目次

1. 事業実施概要

2. 監査要求事項・評価基準の精緻化・策定の検討

3. 第三者監査の運用体制の検討

4. 国際ルール形成に関する検討等

4－1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等

4－2. ルール形成によって創造・拡大出来る国際市場の規模の調査

5. ワーキンググループ及び研究会の開催

5－1. ワーキンググループ

5－2. 研究会

事業内容（3）に係る仕様書記載事項及び実施内容・実施方針の整理

仕様書記載事項（一部抜粋）	本事業での実施内容
（3）国際ルール形成に関する検討等	
② ルール形成によって創造・拡大出来る国際市場の規模の調査 ▶ グローバルな繊維産業の動向を踏まえつつ、例えば、最終製品や生地等中間製品ごとに、ルール形成を通じた主に欧州市場開拓のための課題を把握・分析するとともに、ルール形成によって見込まれる日本の繊維産業の市場規模やメリット等について、デスクトップ調査の上、整理する。	▶ 日本から欧州等主要国への輸出拡大が見込まれる主要品目（対象：川中製品及び川下製品）に係る戦略仮説から分析対象を抽出し、該当する品目コードに紐づけた国際貿易統計分析を実施した。

国際市場規模の調査に際しては①欧米への直接販売、②欧米ブランドのアジア委託生産拠点への販売、の2つのシナリオを想定し、それぞれ主要製品の貿易データ等の分析を実施した



	分析シナリオ	主な輸出品	主要な対応HSコード
分析方針	① 欧州（米）への直接販売（中間製品、最終製品）	✓ 高付加価値生地（ジーンズ生地・スーツ生地） ✓ スポーツウェア・機能性素材	✓ 5208-5212（綿生地） ✓ 5111-5113（羊毛生地） ✓ 5407-5408（人造長繊維生地） 等
	② 欧米ブランドの委託生産国への輸出（主に中間製品）	✓ 機能性生地 ✓ ウール生地	✓ 5407-5408（人造長繊維生地） ✓ 5512-5516（人造短繊維生地） ✓ 5111-5113（羊毛生地）

→ 日本企業の得意とするグローバルサプライチェーンシナリオを踏まえ、主要HSコードを絞って商流分析を実施

主要国・地域における日本の生地輸出の国際比較を下表の通り整理。欧州は現状は高単価×小ロット。米国市場は一定のプレゼンスがあるが高単価品で十分にリーチできていない

主要な生地輸出先国への輸出単価・輸出額における日本の世界順位（2023年）

輸出先	輸出単価				輸出総額				市場別分析仮説	
	綿	羊毛	人造長繊維	人造短繊維	綿	羊毛	人造長繊維	人造短繊維	現状	市場拡大仮説
EU 	7	11	2	5	18	18	13	31	欧州	高単価 × 小ロット ▶ 綿・羊毛製品はより高単価を狙える余地あり ▶ 人造繊維の単価が高く、機能的衣料品の市場として有望と思われる ▶ 輸出総額の増加による市場拡大の余地は大きい
英国 	8	13	15	17	18	23	13	37		
米国 	36	30	30	37	7	15	12	13	米国	中単価 × 中ロット ▶ すでに輸出額の大きい綿は高単価バイヤーを開拓 ▶ 羊毛はより高単価セグメントを狙う余地あり（次頁参照）
中国 	26	33	27	26	2	2	1	1	中国・アジア	低単価 × 大ロット ▶ 輸出総額は上位であり、引き続きプレゼンスを発揮 ▶ 欧州ブランドの委託製造先に向けた高単価品の輸出拡大が見込まれる ▶ また、購買力の高い現地消費者層への高単価品の販売も拡大余地あり
ASEAN 	29	25	36	27	6	3	3	2		

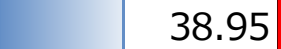
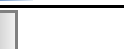
: 1-5位
: 6-10位
: 11-15位

※ HSコードと品目の関係は以下の通り（以降も同様）
 5208-5212（綿生地）、5111-5113（羊毛生地）、
 5407-5408（人造長繊維生地）、5512-5516（人造短繊維生地）

輸出先国・地域×品目のメッシュで見ると、欧州市場での日本の生地輸出単価は平均を大きく超過する水準。一方、羊毛は米国・中国で平均以下であり、リーチ拡大が必要と思料

日本の主要な生地輸出国・地域における品目別単価比較表（2023年）

（単位：USD/kg）

		輸出先									
		EU		英国		米国		中国		ASEAN	
綿	日本		36.63		41.20		19.26		19.12		15.79
	主要輸出国平均		10.53		13.05		11.09		9.53		8.17
羊毛	日本		85.14		63.48		48.69		38.95		36.83
	主要輸出国平均		44.69		38.81		71.74		54.10		26.27
人造長繊維	日本		41.59		22.16		11.24		22.49		20.14
	主要輸出国平均		6.81		6.79		6.87		13.06		6.78
人造短繊維	日本		45.07		29.58		24.52		18.68		14.84
	主要輸出国平均		9.86		11.03		13.01		17.77		7.47

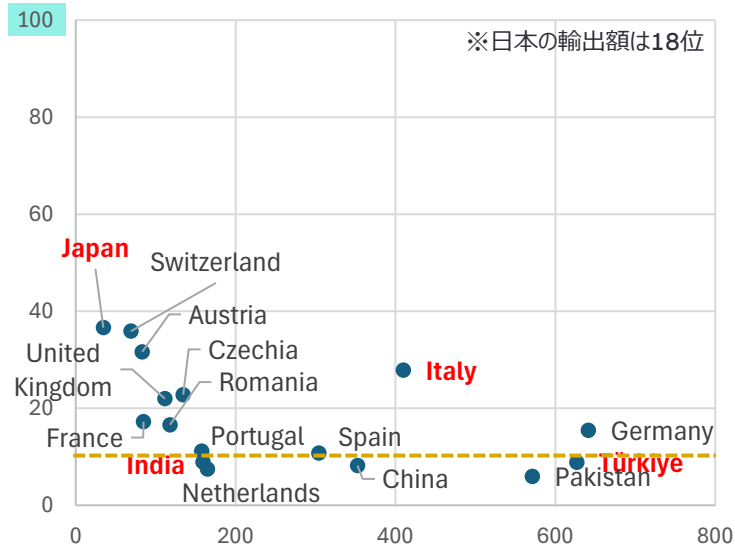
※「主要輸出国平均」は、品目・輸出先国別別にそれぞれ輸出総額が上位25位の国の単価の平均値を算出した

▶ 欧州市場については、日本はいずれの品目においても主要輸出国平均を大きく上回る単価で生地製品を輸出

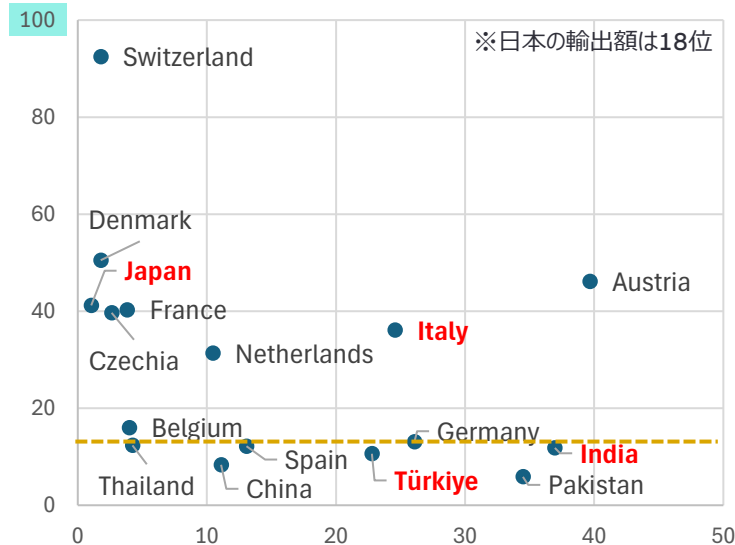
▶ 対米国・中国の羊毛生地については、主要国の平均単価を下回っており、今後高品質製品の市場として開拓余地あり

主要輸出国・地域について「輸出額×輸出単価」の散布図にプロット 【品目：綿】（2023年データ）

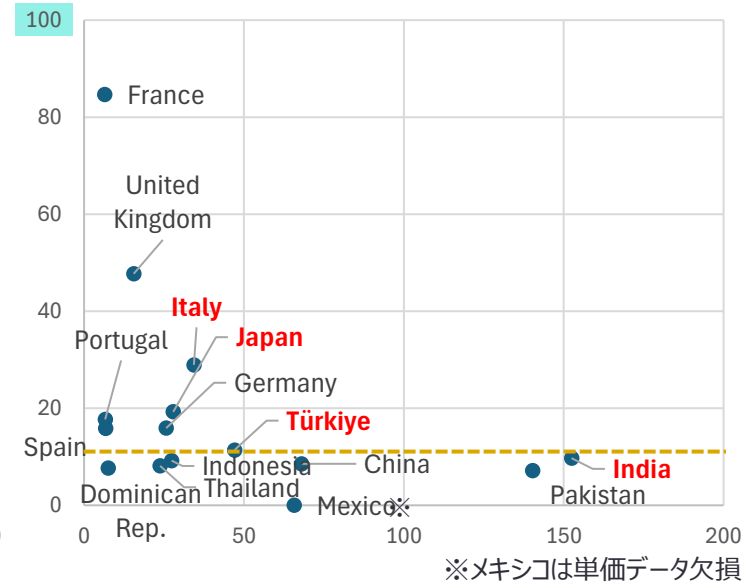
EU



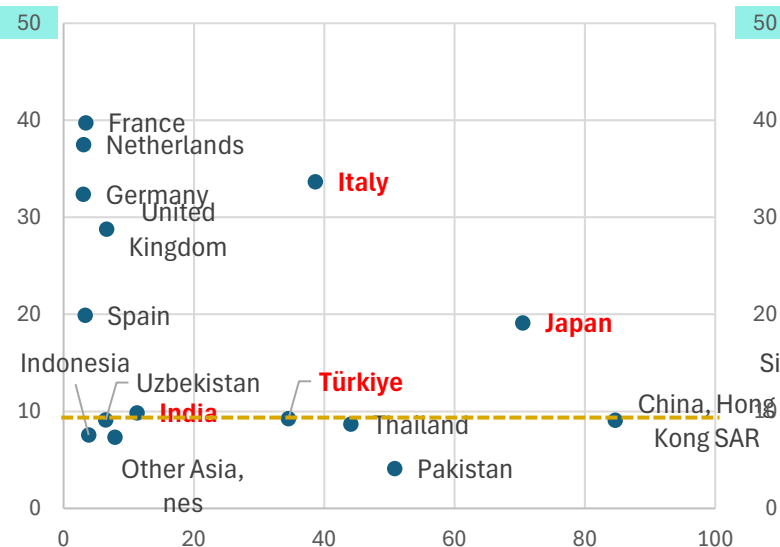
英国



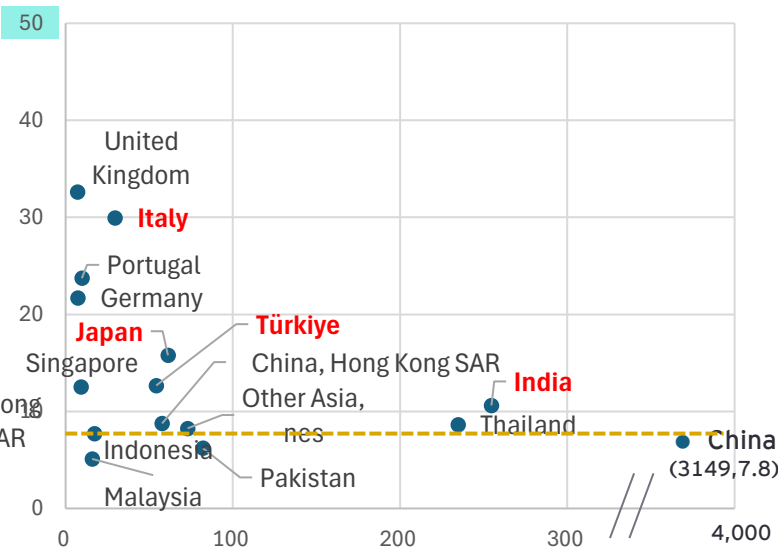
米国



中国



ASEAN



凡例

X軸：輸出額（単位：Million USD）

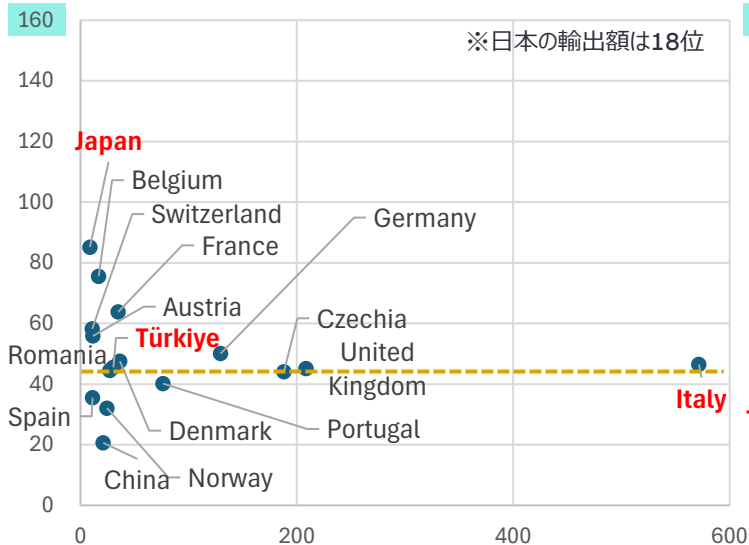
Y軸：輸出単価（単位：UDS/kg）

----- 主要輸出国の平均輸出単価

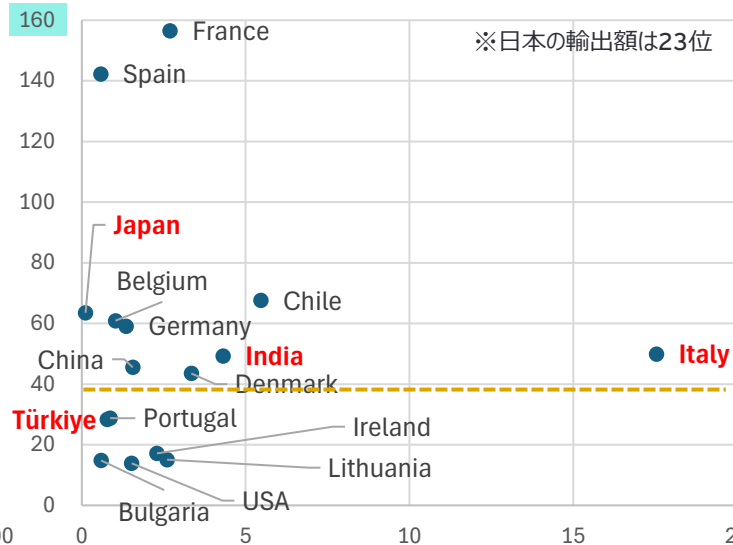
- ▶ 各国・地域×品目別で、輸出額上位15位の国・地域を散布図にプロットした。
- ▶ なお、日本の輸出額が上位15位に入らない場合は、日本の輸出額順位を注釈に付した上で、日本をプロットしている
- ▶ 日本と、生地輸出における競合・ベンチマーク対象として有望な3カ国（イタリア、インド、トルコ）については、赤字を付して散布図上の相対的関係性をハイレイトした

主要輸出国・地域について「輸出額×輸出単価」の散布図にプロット 【品目：羊毛】（2023年データ）

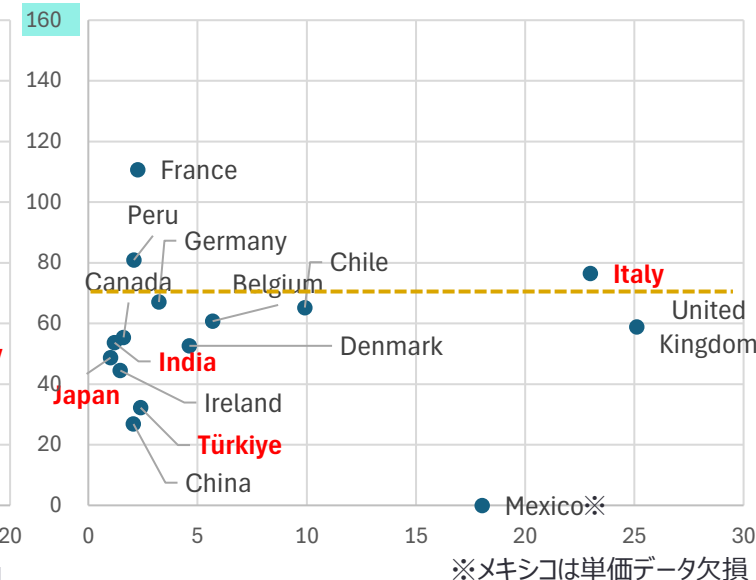
EU



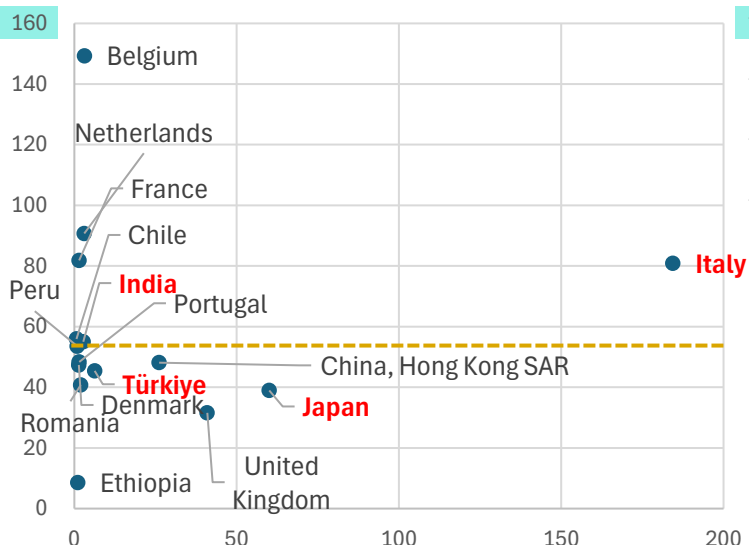
英国



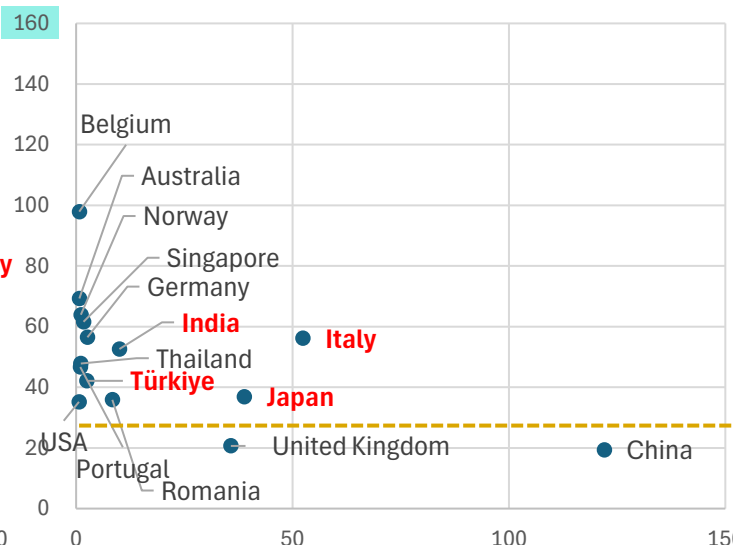
米国



中国



ASEAN



凡例

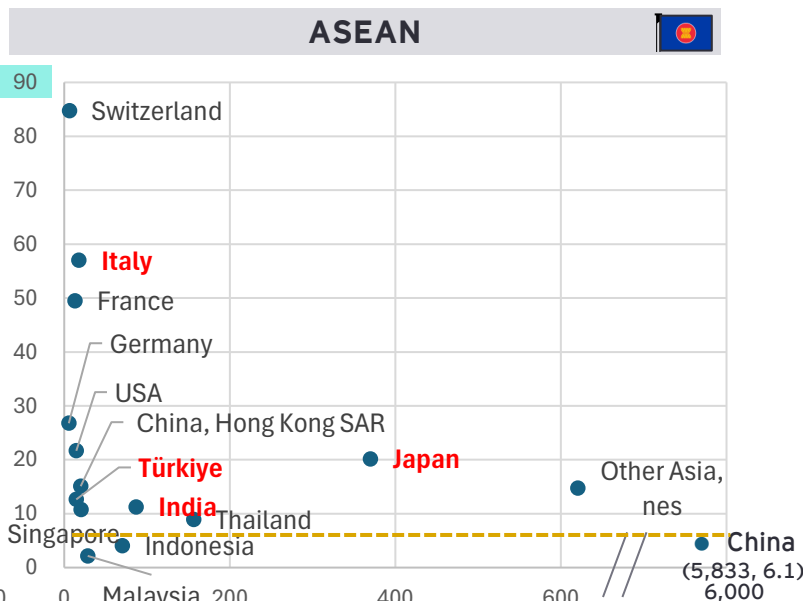
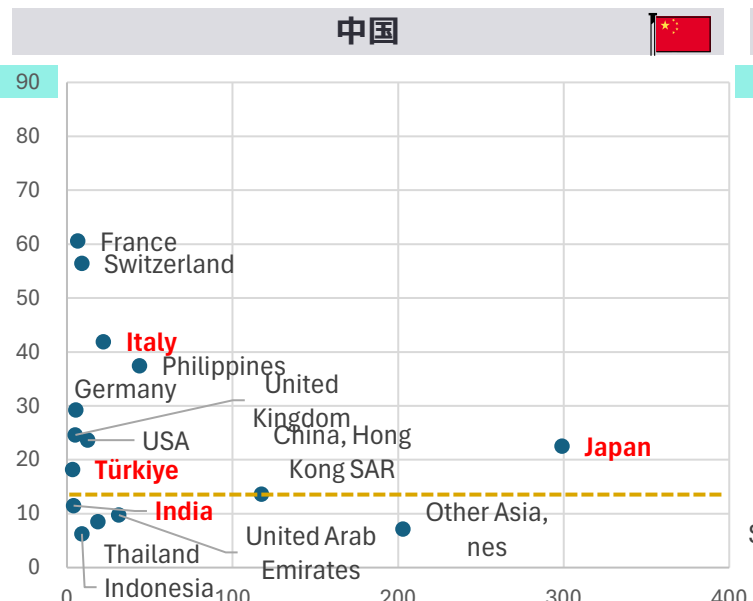
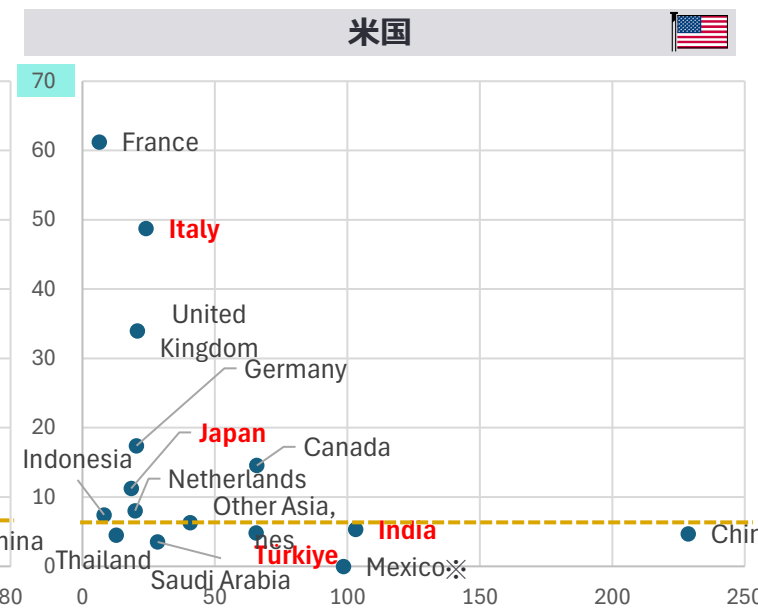
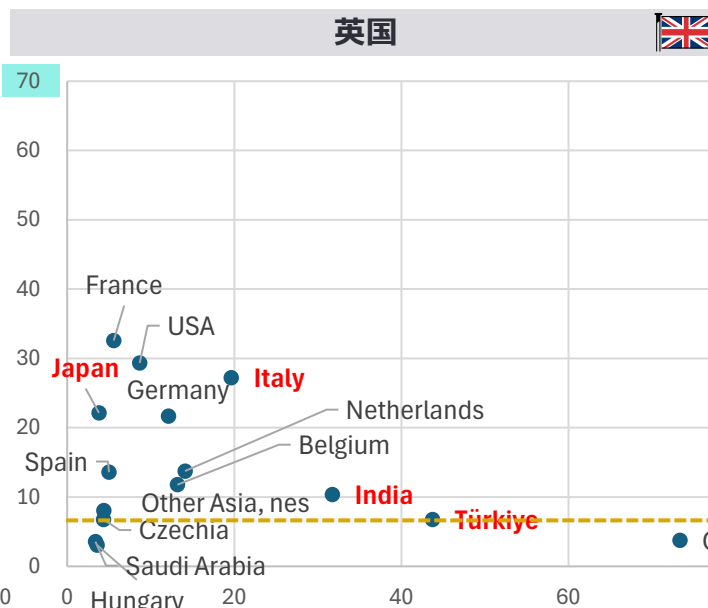
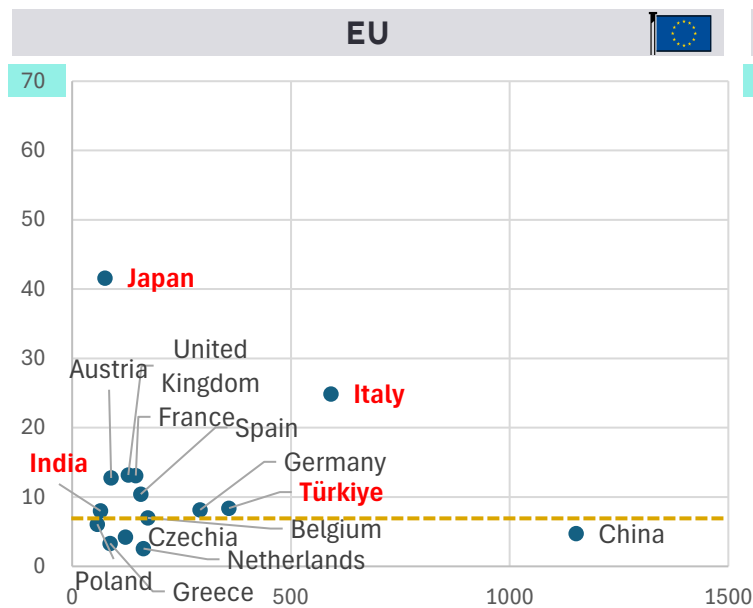
X軸：輸出額（単位：Million USD）

Y軸：輸出単価（単位：USD/kg）

--- 主要輸出国の平均輸出単価

- ▶ 各国・地域×品目別で、輸出額上位15位の国・地域を散布図にプロットした。
- ▶ なお、日本の輸出額が上位15位に入らない場合は、日本の輸出額順位を注釈に付した上で、日本をプロットしている
- ▶ 日本と、生地輸出における競合・ベンチマーク対象として有望な3カ国（イタリア、インド、トルコ）については、赤字を付して散布図上の相対的関係性をハイライトした

主要輸出国・地域について「輸出額×輸出単価」の散布図にプロット 【品目：人造長繊維】（2023年データ）



凡例

X軸：輸出額（単位：Million USD）

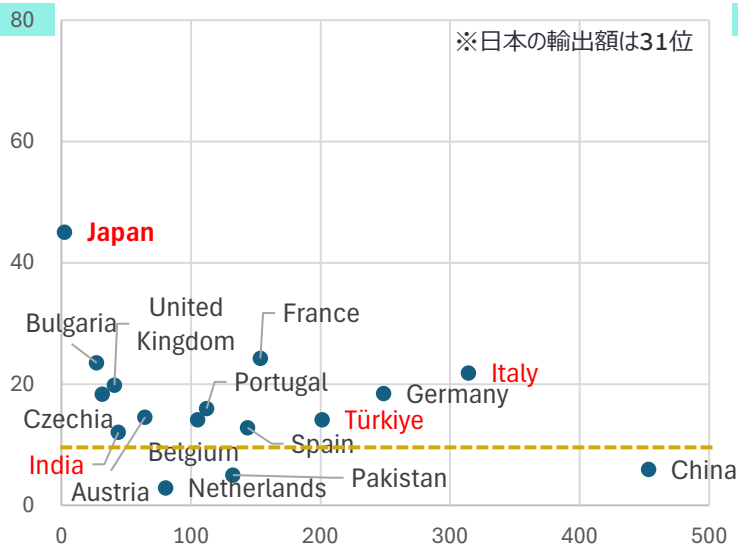
Y軸：輸出単価（単位：UDS/kg）

--- 主要輸出国の平均輸出単価

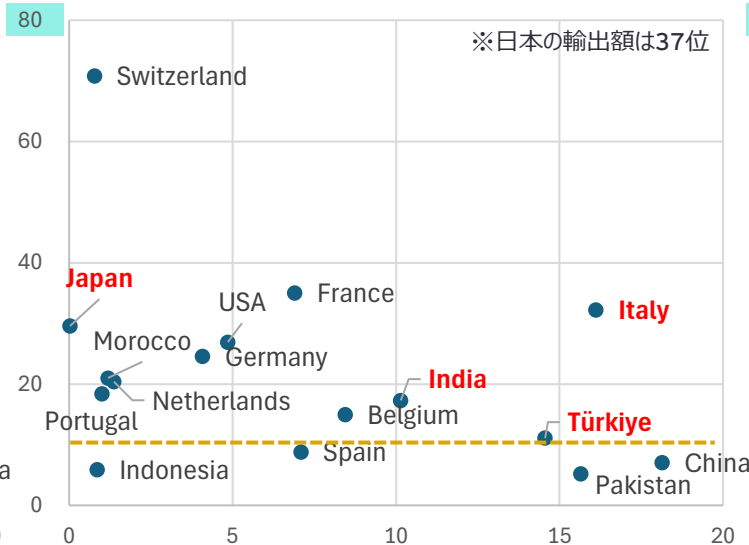
- ▶ 各国・地域×品目別で、輸出額上位15位の国・地域を散布図にプロットした。
- ▶ なお、日本の輸出額が上位15位に入らない場合は、日本の輸出額順位を注釈に付した上で、日本をプロットしている
- ▶ 日本と、生地輸出における競合・ベンチマーク対象として有望な3カ国（イタリア、インド、トルコ）については、赤字を付して散布図上の相対的関係性をハイレイトした

主要輸出国・地域について「輸出額×輸出単価」の散布図にプロット 【品目：人造短繊維】（2023年データ）

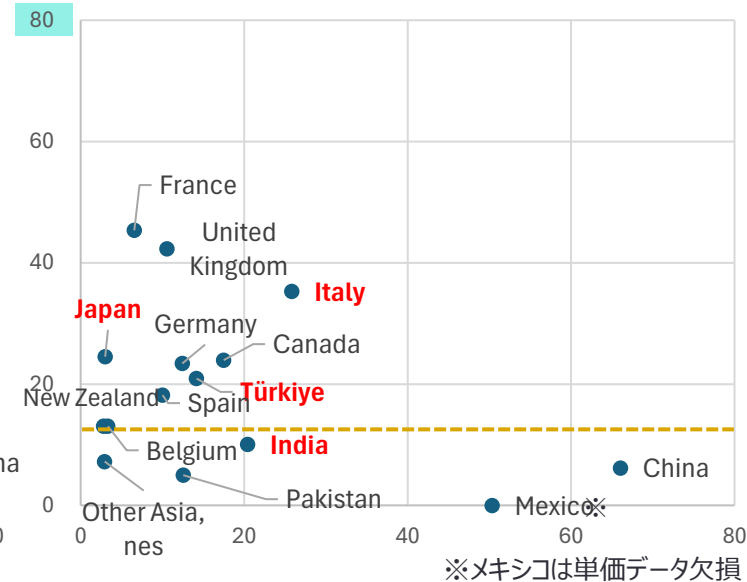
EU



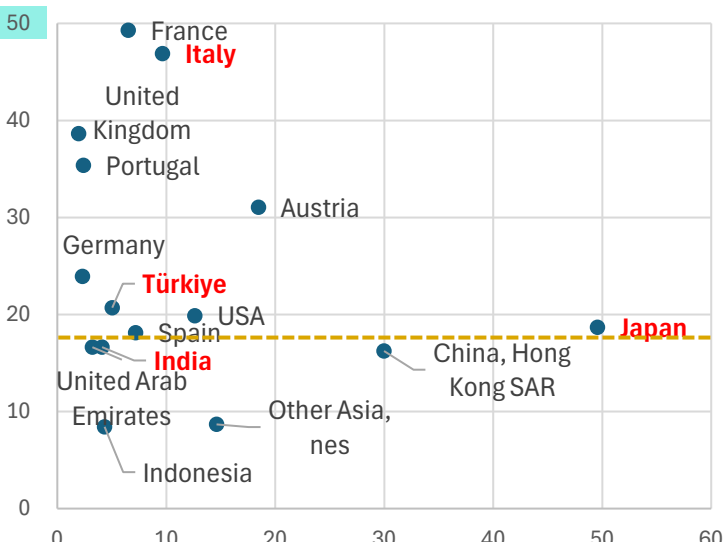
英国



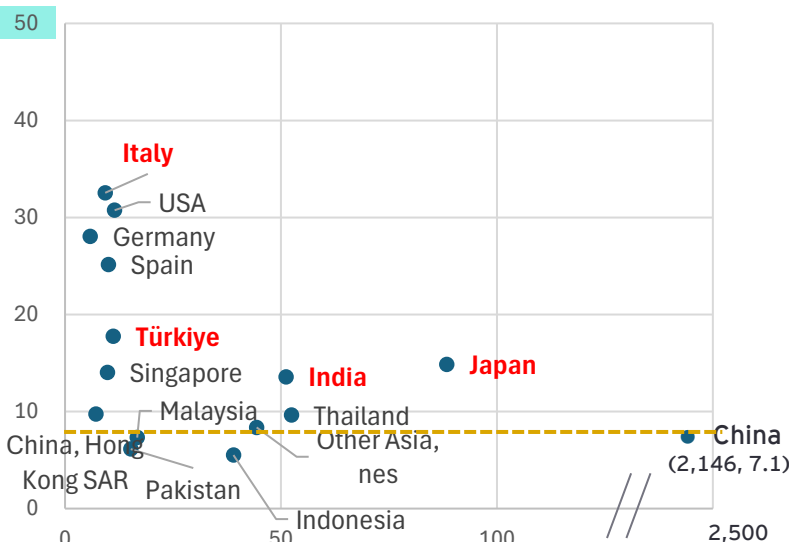
米国



中国



ASEAN



凡例

X軸：輸出額（単位：Million USD）

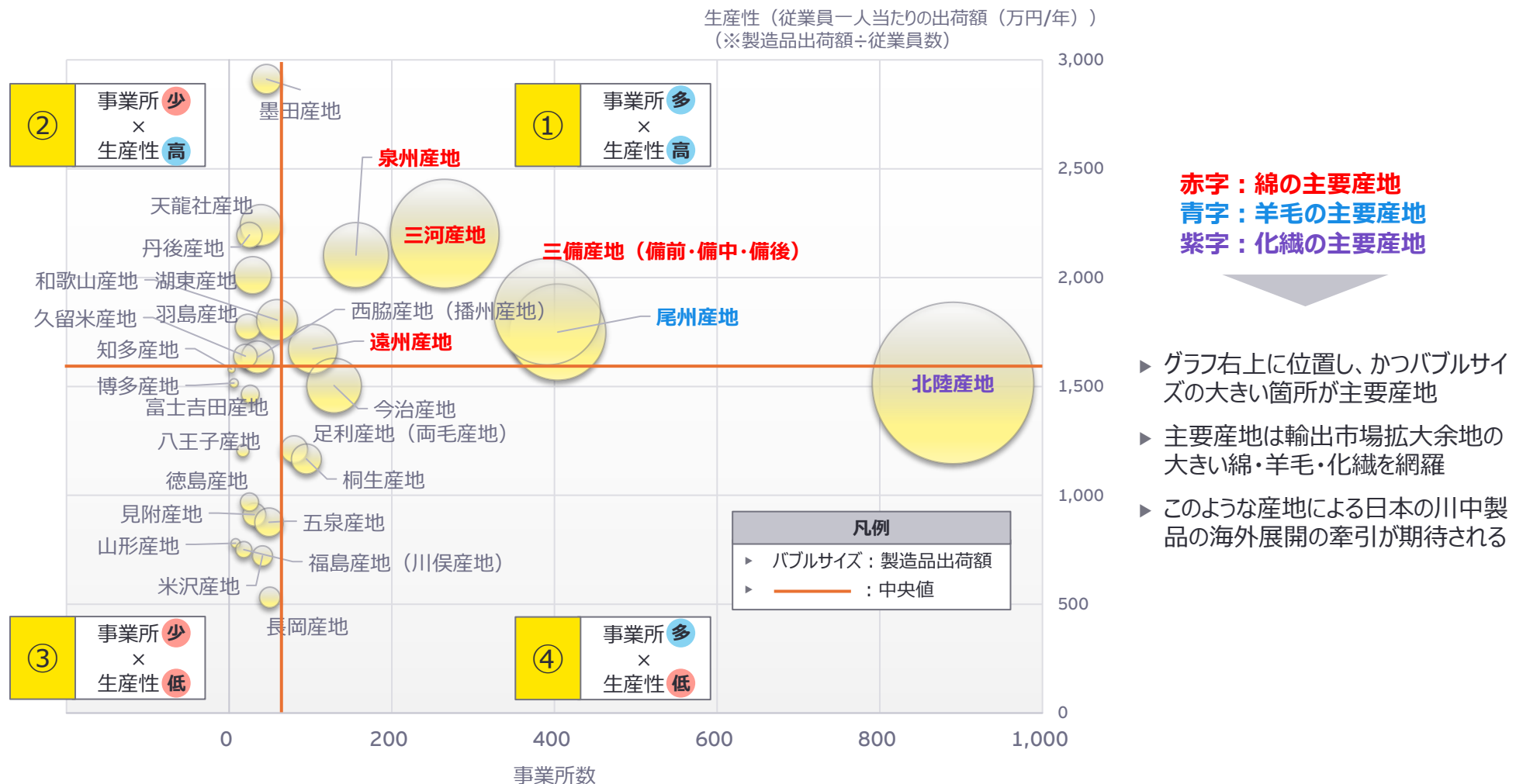
Y軸：輸出単価（単位：UDS/kg）

----- 主要輸出国の平均輸出単価

- ▶ 各国・地域×品目別で、輸出額上位15位の国・地域を散布図にプロットした。
- ▶ なお、日本の輸出額が上位15位に入らない場合は、日本の輸出額順位を注釈に付した上で、日本をプロットしている
- ▶ 日本と、生地輸出における競合・ベンチマーク対象として有望な3カ国（イタリア、インド、トルコ）については、赤字を付して散布図上の相対的関係性をハイライトした

政府統計より、「生産性×規模」で全国の繊維産地をプロット。各生地素材は有力産地に網羅されており、それら産地による海外展開の牽引が期待される

「生産性×規模（事業所数）」による全国の繊維産地のプロット（経済構造実態調査（2022）より作成）



出所：経済構造実態調査（2022年）よりEY作成

4種類の素材別の川中製品について、日本から主要国・地域への輸出動向に関する過去10年間の時系列データについて、国連統計データを用いた分析を実施した

- ▶ 直近（2023年）の対2014年比の輸出総額は、対EUの綿・人造短繊維、対ASEANの人造繊維輸出を除き、軒並み減少。
- ▶ 米・中・英については、輸出総額が全品目で減少。英・中については以下の外的要因が想定されるが、対米国輸出額増加に向けた取組の検討余地あり
 - ▶ 英国：Brexit、中国：ASEAN+1、地政学的リスクを背景とした縫製工場のASEAN移転

		輸出先 () 内はCAGR						※1輸出総額：2023年のデータを使用 (輸出総額単位：US千ドル)			
		EU		英国		USA		中国		ASEAN	
綿	2023年輸出総額 の対2014年比	+47% (4.36%)		-47% (-6.73%)		-64% (-10.73%)		-73% (-13.69%)		-49% (-7.31%)	
	輸出総額※1		34,539		1,043		27,878		70,447		61,191
羊毛	2023年輸出総額 の対2014年比	-6% (-0.74%)		-70% (-12.62%)		-35% (-4.73%)		-57% (-8.88%)		-4% (-0.51%)	
	輸出総額※1		8,692		114		1,017		60,050		38,873
人造長 繊維	2023年輸出総額 の対2014年比	-19% (-2.30%)		-50% (-7.32%)		-18% (-2.15%)		-40% (-5.46%)		+48% (4.48%)	
	輸出総額※1		75,464		3,798		18,370		299,015		369,622
人造短 繊維	2023年輸出総額 の対2014年比	+75% (6.43%)		-11% (-1.25%)		-59% (-9.36%)		-61% (-9.92%)		+10% (+1.09%)	
	輸出総額※1		2,588		25		3,001		49,562		88,396

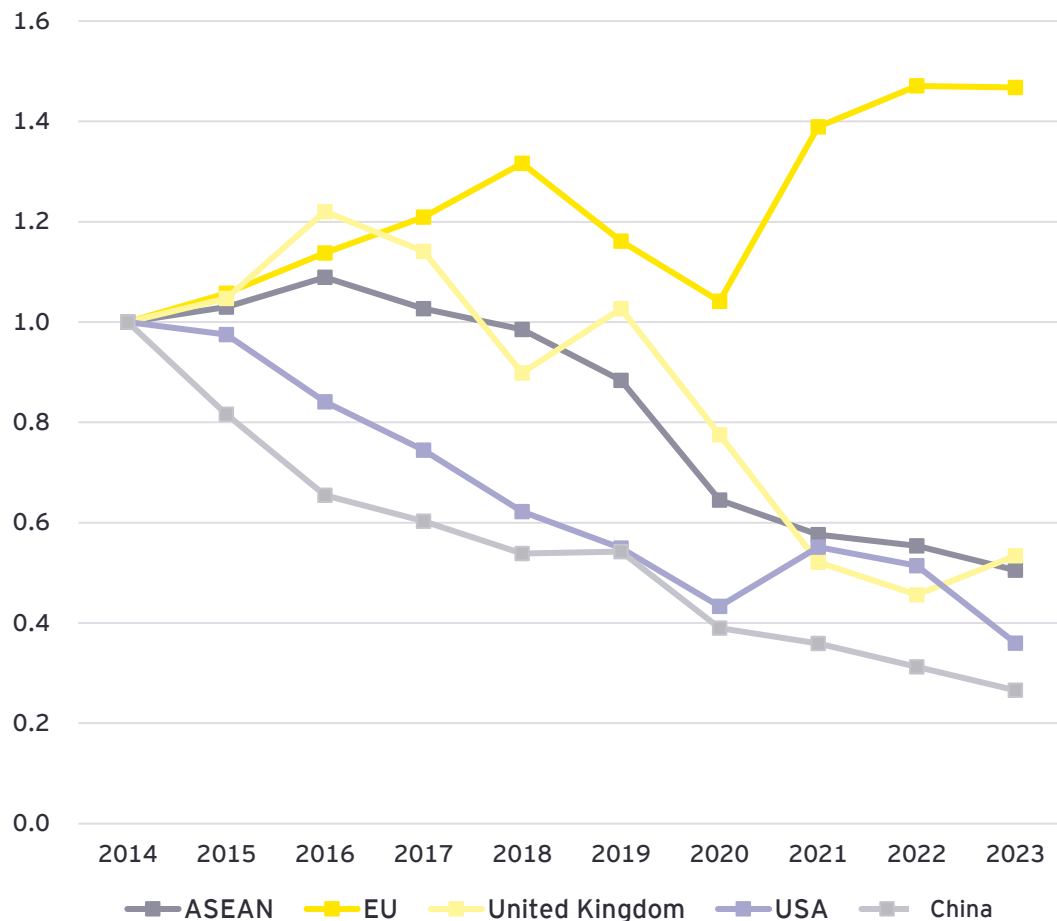
※各素材の品目は下記のHSコードを使用

- ✓ 5208-5212 (綿生地)
- ✓ 5111-5113 (羊毛生地)
- ✓ 5407-5408 (人造長繊維生地)
- ✓ 5512-5516 (人造短繊維生地)

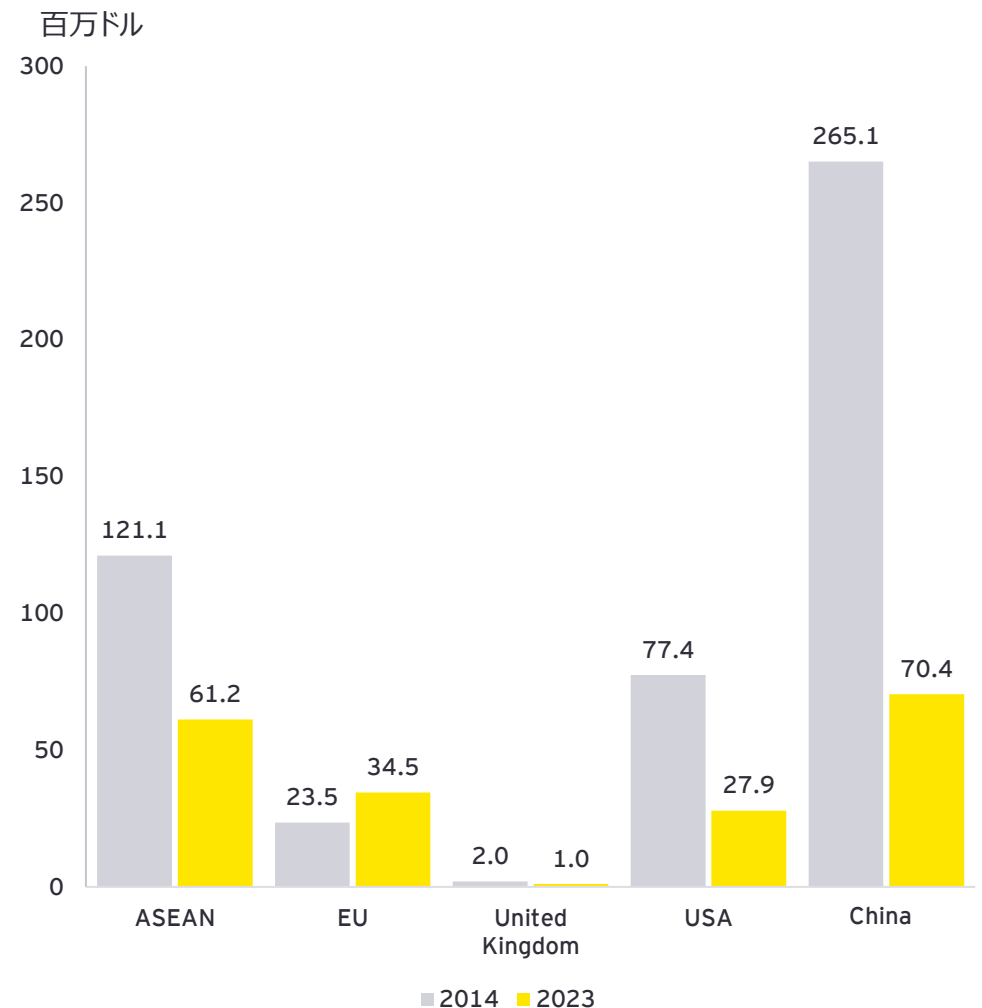
出所：UNComtradeよりEY作成

日本から主要国・地域に対する輸出動向【品目：綿生地（5208-5212）】

輸出総額の変化率推移（2014年を1とした変化率を表示）

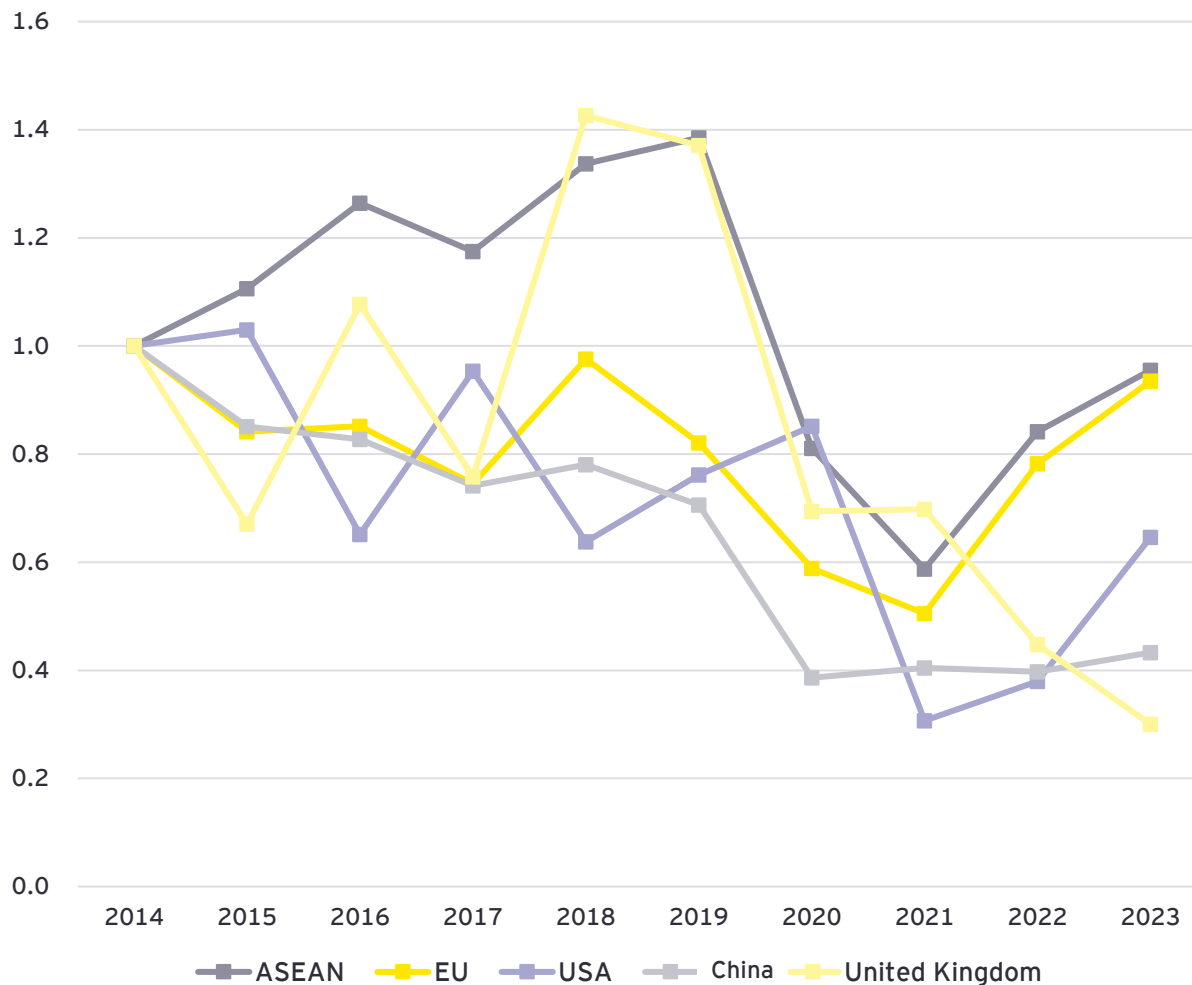


輸出総額の実数値の比較（2014年、2023年）

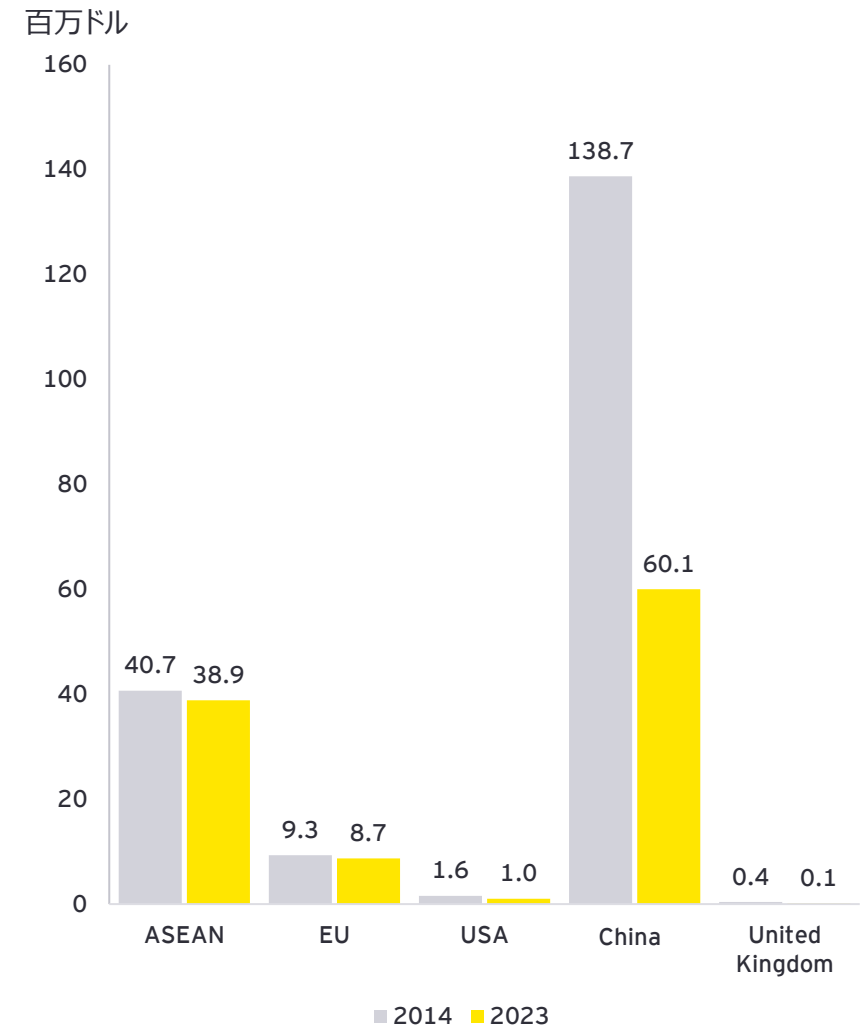


日本から主要国・地域に対する輸出動向【品目：羊毛（5111-5113）】

輸出総額の変化率推移（2014年を1とした変化率を表示）

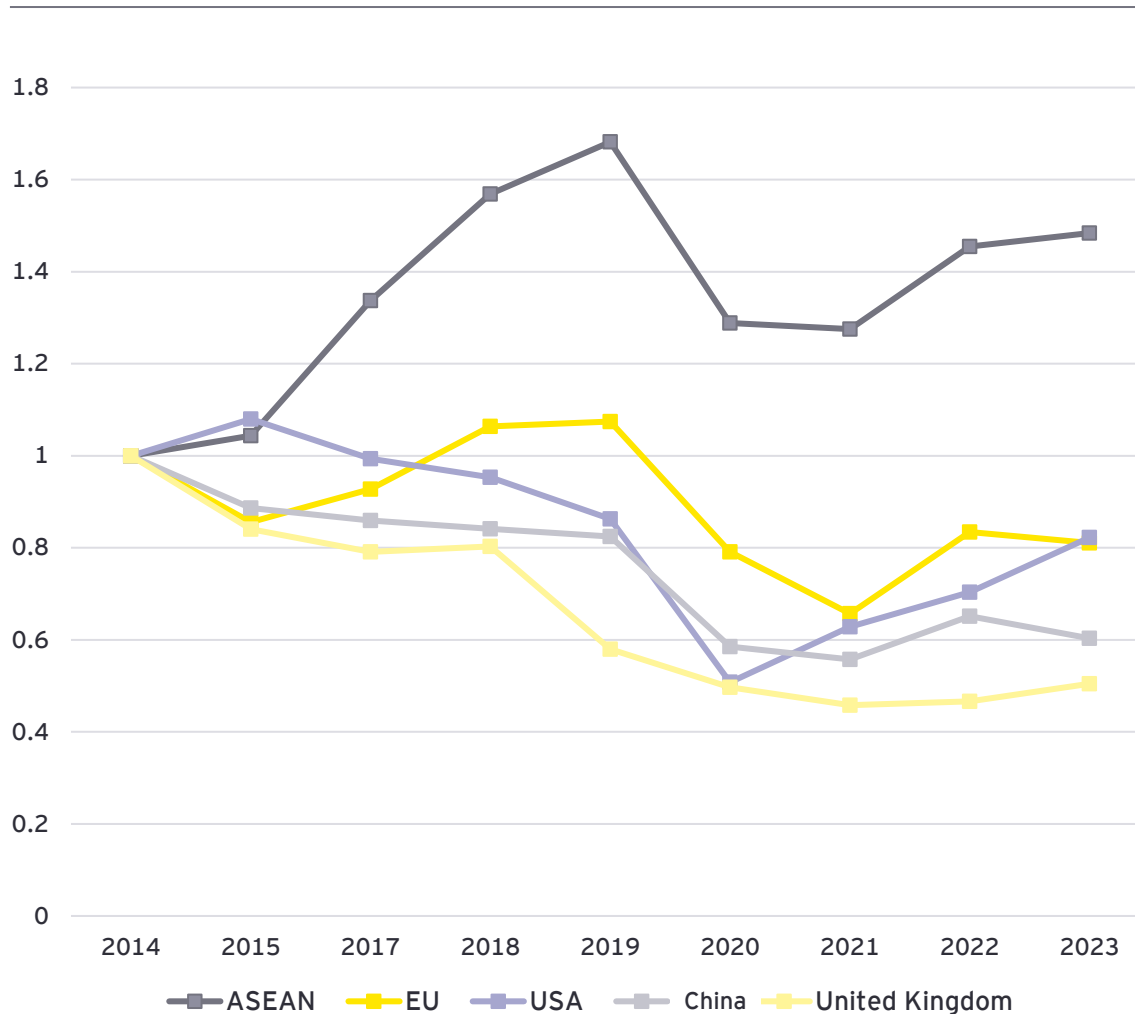


輸出総額の実数値の比較（2014年、2023年）

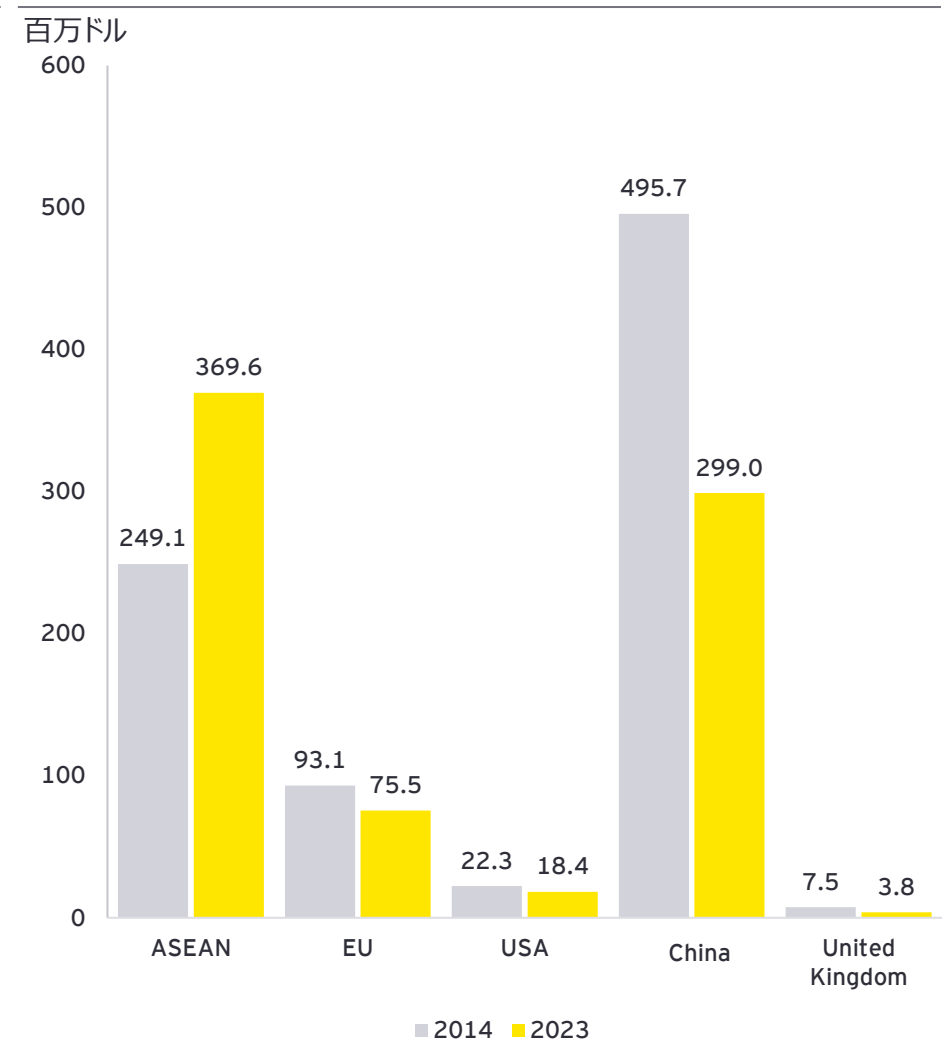


日本から主要国・地域に対する輸出動向【品目：人造長繊維（5407-5408）】

輸出総額の変化率推移（2014年を1とした変化率を表示）

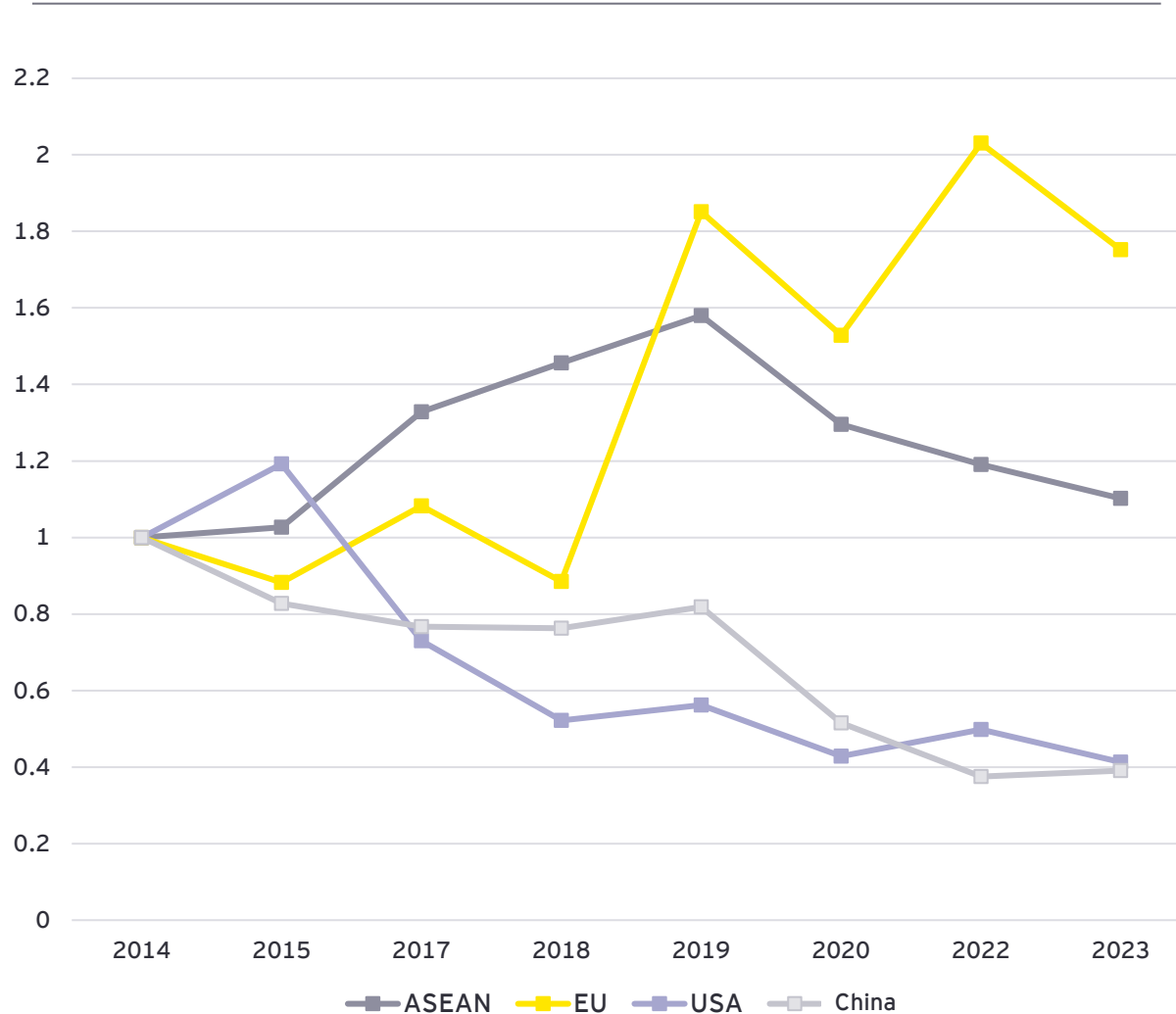


輸出総額の実数値の比較（2014年、2023年）

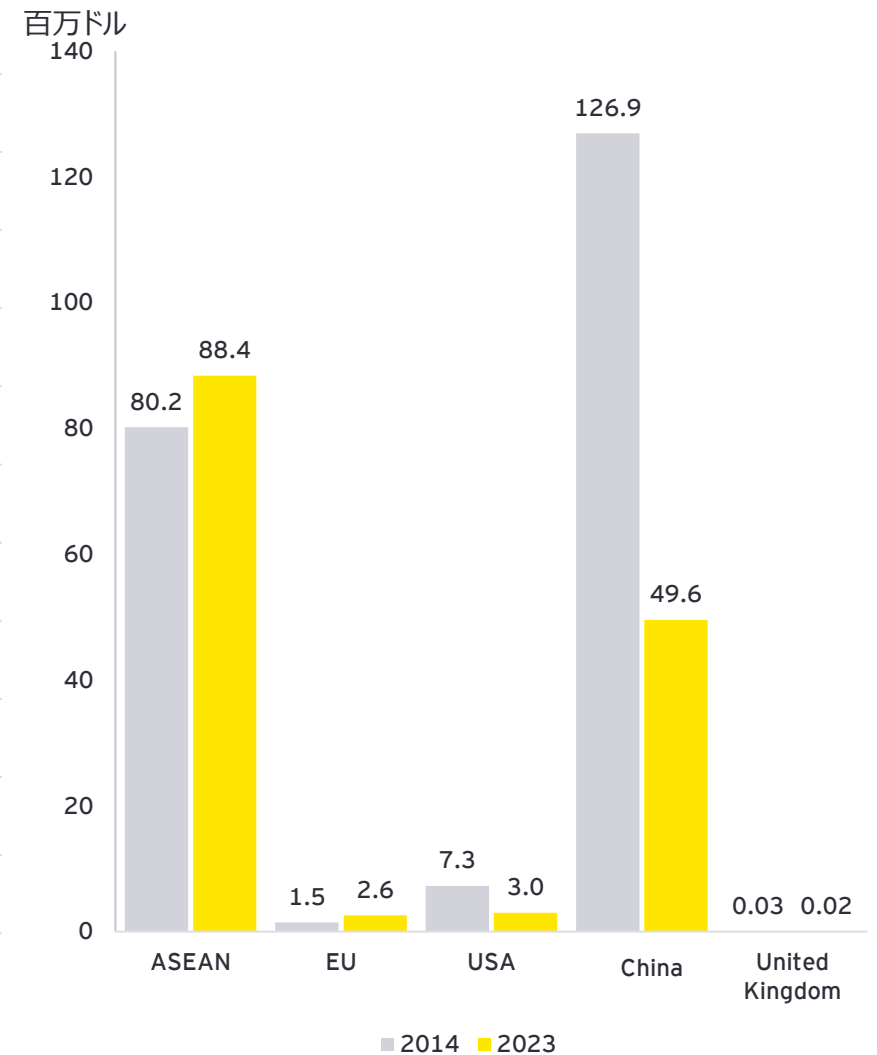


日本から主要国・地域に対する輸出動向【品目：人造短繊維（5512-5516）】

輸出総額の変化率推移（2014年を1とした変化率を表示）



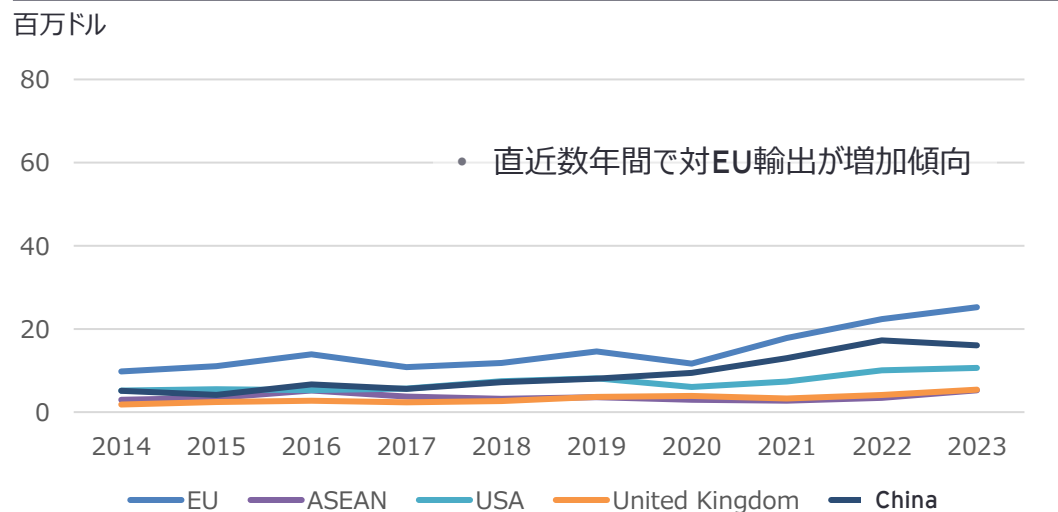
輸出総額の実数値の比較（2014年、2023年）



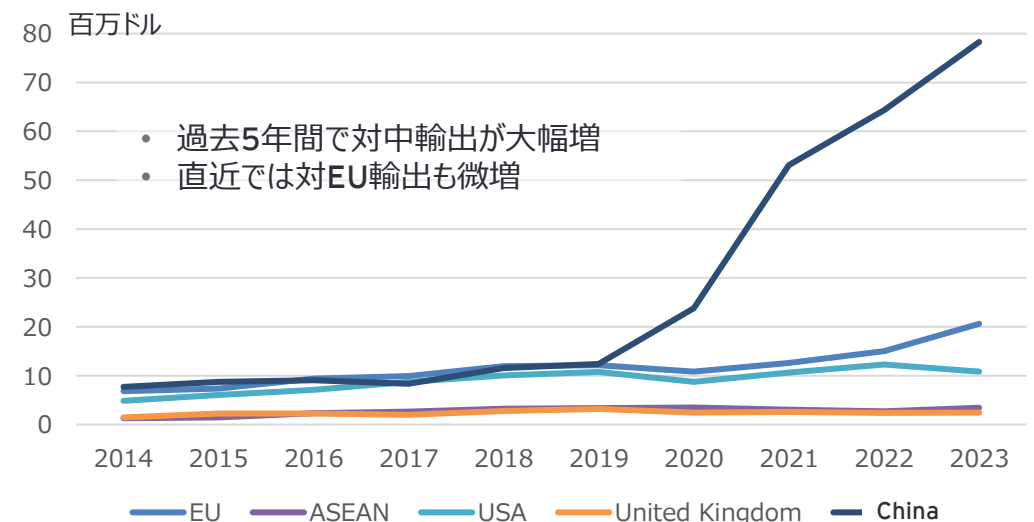
※United Kingdomはデータ欠損のため除外

【川下製品】 前頁までは川中製品の輸出動向を分析。本頁は主要川下製品の輸出動向に関するデータを整備。対中輸出は全体的に増加。紳士服・男子用シャツはEUも増加傾向

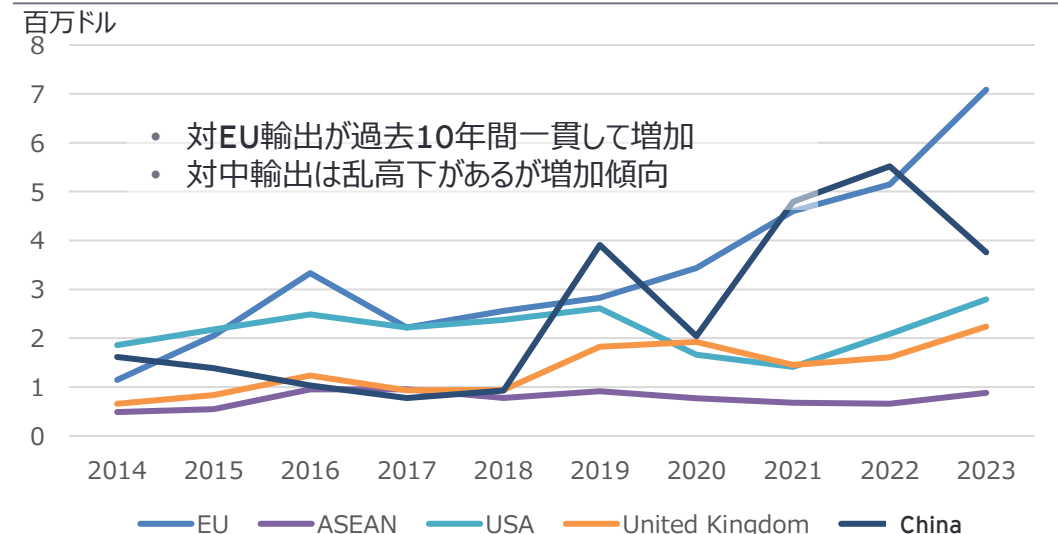
紳士服※1 (6203)



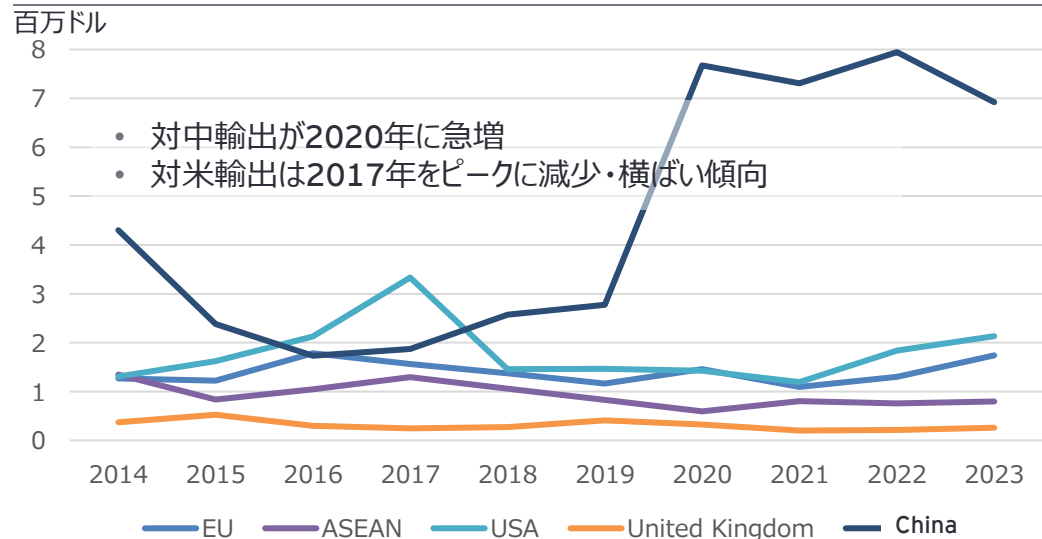
婦人服※2 (6204)



男子用シャツ (6205)



スポーツウェア※3 (6211)



※1：紳士服：男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）

※2：婦人服：女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）

※3：トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類
出所：UNComtrade、輸出統計品目表（62類）よりEY作成

目次

1. 事業実施概要

2. 監査要求事項・評価基準の精緻化・策定の検討

3. 第三者監査の運用体制の検討

4. 国際ルール形成に関する検討等

4－1. 国際標準を開発・利用することについての有効性調査等

4－2. ルール形成によって創造・拡大出来る国際市場の規模の調査

5. ワーキンググループ及び研究会の開催

5－1. ワーキンググループ

5－2. 研究会

事業内容（４）に係る仕様書記載事項及び実施内容・実施方針の整理

仕様書記載事項（一部抜粋）	本事業での実施内容
（４）ワーキンググループ及び研究会の開催	
▶ （１）～（３）の検討のために、関係者によるワーキンググループ（WG）及び研究会の運営を行う。	▶ 有識者・業界関係者等から構成される「JASTI策定検討ワーキンググループ」計４回開催・運営を行い、上記（１）～（３）に係る検討を実施した。 ▶ WGの検討結果を踏まえ、令和５年度に設置した「繊維産業における責任ある企業行動ルール形成戦略研究会」を１回開催し、WGでの検討結果を報告した。

本事業におけるWG・研究会の背景・目的は以下のとおり

<ワーキンググループおよび研究会の背景>

- 近年、繊維産業においては環境配慮・責任あるサプライチェーン管理といったサステナビリティへの対応が必須となりつつあり、バイヤー企業が、自社あるいは第三者による取引先工場の監査を実施するケースが増えている。海外を含む複数のバイヤー企業により求められる基準に相違があり負担となっているとの指摘の声が出ている。
- 他方、日本の繊維企業は、他産業と比べ賃金も安く、多数の技能実習生の受入も行っているが、技能実習制度自体が海外から問題視されるケースも散見され、対応が必要不可欠となっている。
- 2023年、日本の繊維産業の実態を踏まえた監査要求事項・評価基準の策定、将来的な認証制度の確立も視野に運用・普及の方向制を議論するべく、「繊維産業における責任ある企業行動ルール形成戦略研究会※1」を設置した。
- 研究会での議論を踏まえ、既存の監査要求事項・評価基準（「CSR工場監査要求事項※2」、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン※3」）をベースに、国際イニシアチブ等のベンチマークより必要項目を抽出した、監査要求事項の項目案（84項目）を作成、公表した。
- その84項目をもとに監査要求事項・評価基準の精緻化を行うべく「JASTI策定検討ワーキンググループ※4」の設置を行った。

<ワーキンググループおよび研究会の目的>

- 上記を踏まえ、本ワーキンググループおよび研究会において、我が国繊維産業の実態を踏まえた監査要求事項・評価基準（Japanese Audit Standard for Textile Industry: JASTI）を策定するとともに、将来的な認証制度への移行を視野に入れた第三者監査を含めた全体スキームの運用体制の効果的な手法・方策等について検討する。

※1「繊維産業における責任ある企業行動ルール形成戦略研究会」 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/textile_corporate_rules/index.html

※2 （一社）アパレル・ファッション産業協会策定

※3 日本繊維産業連盟策定

※4 「JASTI策定検討ワーキンググループ」 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/textile_corporate_rules/jasti_wg/index.html

JASTI策定検討ワーキンググループ開催実績は以下のとおり

- 2023年度に設置した研究会での検討の結果、既存の監査要求事項・評価基準（「CSR工場監査要求事項」、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」）をベースに、国際イニシアティブ等のベンチマークより必要項目を抽出し、JASTIの基となる監査要求事項の84項目を整理。
- 2024年度はWGを設置し、監査要求事項84項目の精緻化を進めるべく、9月以降、計4回のWGを開催し、JASTI案の策定及び第三者監査制度のスキーム構築に向けた検討を進めてきた。

ワーキンググループの実施スケジュール及びアジェンダ

#	開催日程	開催形式	アジェンダ
第1回WG	2024年9月9日	ハイブリッド形式 (対面、Teams)	1. 開会 2. 事務局説明 3. 自由討議 4. 閉会
第2回WG	2024年10月24日	ハイブリッド形式 (対面、Teams)	1. 開会 2. 技能実習生受入企業へのヒアリング 3. 事務局説明 4. 自由討議 5. 閉会
第3回WG	2024年12月25日	ハイブリッド形式 (対面、Teams)	1. 開会 2. 事務局説明 3. 自由討議 4. 閉会
第4回WG	2025年2月28日	ハイブリッド形式 (対面、Teams)	1. 開会 2. 事務局説明 3. 自由討議 4. 閉会

本事業におけるワーキンググループの委員・オブザーバーは以下の通り

(敬称略)

(委員)

枝村 正芳	日本アパレル・ファッション産業協会工場監査小委員会 委員長
小野 佳彦	全国社会保険労務士会連合会 理事
白石 正裕	日本アパレルソーイング工業組合連合会 副会長
深田 雅史	S G S ジャパン株式会社 (bluesign technologies ag) CRMマネージャー
舟木 圭	一般財団法人日本繊維製品品質技術センター 理事
牟田 勝広	一般財団法人カケンテストセンター 常務理事

(オブザーバー)

大澤 道雄	繊維産業流通構造改革推進協議会 会長
太田 聡	一般社団法人繊維評価技術協議会 専務理事
高橋 義和	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟 (UAゼンセン) 製造産業部門副事務局長
田中 竜介	ILO駐日事務所 プログラムオフィサー 渉外・労働基準専門官
富吉 賢一	日本繊維産業連盟 副会長
山田 美和	独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所 新領域研究センター 上席主任調査研究員
吉田 耕太郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構フェロー (適合性評価戦略担当) 兼認定センター 適合性評価戦略室長
渡邊 純子	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士

本事業における研究会の開催概要、委員およびオブザーバーは下記の通り

研究会実施スケジュール及びアジェンダ

開催日程	2025年3月11日
開催形式	オンライン開催
アジェンダ	1. 開会 2. 事務局説明 3. 自由討議 4. 閉会

委員・オブザーバー

新宅 純二郎	明治大学経営学部 特任教授
江藤 学	一橋大学イノベーション研究センター 特任教授
大澤 道雄	繊維産業流通構造改革推進協議会 会長
太田 聡	一般社団法人繊維評価技術協議会 専務理事
富吉 賢一	日本繊維産業連盟 副会長
深田 雅史	S G S ジャパン株式会社 (bluesign technologies ag) CRM マネージャー
枝村 正芳	日本アパレル・ファッション産業協会工場監査小委員会 委員長
山田 美和	独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所 新領域研究センター 上席主任調査研究員
渡邊 純子	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士
(オブザーバー)	
吉田 耕太郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構フェロー (適合性評価戦略担当) 兼認定センター 適合性評価戦略室長
田中 竜介	ILO 駐日事務所 プログラムオフィサー 渉外・労働基準専門官

研究会の議論概要

○議事概要

JASTI案について

- ▶監査制度としては現在までに議論された制度で開始し、運営上の細かい課題については、運用開始後に改善の検討を重ねていくとよい。
- ▶事業所によるJASTI監査の受審実績・回数については、統括事務局として一元管理が必要。（例えば、「判定なし」の結果が複数回続いた事業所であっても、何回目の受審か制度として把握する等）

2. 第三者監査の運用体制

全体運営

- ▶JASTI監査の全体手続フロー等が被監査企業にとって分かりやすくなるようウェブサイト等に発信することが望ましい。
- ▶監査を希望する被監査工場数を踏まえたうえで監査需要に耐えうる監査員の配置・調整をすべき。
- ▶JASTI監査の収入・運営費用を見積り、資金面からのJASTI監査の持続的運用に向けた検討も必要。
- ▶特定技能と技能実習生をいずれも雇用する事業所にとって、JASTI監査が追加され負担が二重となる可能性もあり、今後負担軽減等も考慮の余地あり。
- ▶運営においては、「credibility」（信頼性）、「sustainability」（持続的組織運営）、「legitimacy」（制度としての正当性）の3点に配慮すべき。

統括事務局

- ▶統括事務局による統一的監査マニュアルの作成が必要。当面はJASTI案を使用することを想定するが、必要に応じ改善・修正を行いマニュアル整備を継続すべき。
- ▶統括事務局は、監査の質の均一性の担保・向上及び苦情処理の対応等のため各事務局と密に連携すべき。

検査機関コンソーシアム

- ▶検査機関コンソーシアムの名称「人権デューデリジェンスコンソーシアム」について、「人権デューデリジェンス」の本義であるサプライチェーン・ステークホルダーの権利も含め推進を促す将来的な方針あり。
- ▶監査の質担保のため、監査機関及び監査員の認定をいずれも検査機関コンソーシアムで実施する想定。

社労士会連合会

- ▶現状想定通り、被監査企業に対しコンサルを行う社労士と監査を実施する社労士はファイアウォールを設置し同一の社労士が実施しないことが必要。

3. 認証化・国際化に向けた調査報告

- ▶今後JASTI監査の認証化・国際化に向けた検討のうえで、政府主導の認証および国際イニチアチブのスキームを参照としていくとよい。

